



昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号 議長の報告

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	内閣提案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
森林組合合併助成法案	森林組合合併助成法案
農業改良助長法の一部を改正する法律	農業改良助長法の一部を改正する法律
皇室經濟法施行法の一部を改正する法律	皇室經濟法施行法の一部を改正する法律
同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。	同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
日本国とグレート・ブリテン及び北一部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件	日本国とグレート・ブリテン及び北一部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
地方税法の一部を改正する法律	地方税法の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律	地方交付税法等の一部を改正する法律
オリエンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律	オリエンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律
一部を改正する法律	一部を改正する法律
電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法	電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法
国立病院特別会計法の一部を改正する法律	国立病院特別会計法の一部を改正する法律
日本学校給食会法の一部を改正する法律	日本学校給食会法の一部を改正する法律
○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。	○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。
昭和三十八年三月一日	昭和三十八年三月一日
参議院議長重宗雄三殿	参議院議長重宗雄三殿
右は本院において可決した。	右は本院において可決した。
昭和三十八年度特別会計予算	昭和三十八年度特別会計予算
号末尾に掲載	号末尾に掲載
〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕	〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕
日程第一、昭和三十八年度一般会計予算、	日程第一、昭和三十八年度一般会計予算、
参議院議長重宗雄三殿	参議院議長重宗雄三殿
右は本院において可決した。	右は本院において可決した。
昭和三十六年度一般会計予算費使用機関予算、	昭和三十六年度一般会計予算費使用機関予算、
総額書(その2)	総額書(その2)

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

#### 森林組合合併助成法案

森林組合合併助成法案

農業改良助長法の一部を改正する法律

農業改良助長法の一部を改正する法律

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国とグレート・ブリテン及び北一部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

地方税法の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

オリエンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律

一部を改正する法律

電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法

国立病院特別会計法の一部を改正する法律

日本学校給食会法の一部を改正する法律

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

昭和三十八年三月一日

参議院議長重宗雄三殿

右は本院において可決した。

昭和三十八年度特別会計予算

号末尾に掲載

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

日程第一、昭和三十八年度一般会計予算、

参議院議長重宗雄三殿

右は本院において可決した。

昭和三十八年度一般会計予算費使用機関予算、

総額書(その2)

土地区画整理法の一部を改正する法律

共同溝の整備等に関する特別措置法

十一条に基づく使用総調書(その一部)

労働省設置法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法及び日本住宅公團法の一部を改正する法律

労働省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法の一部を改正する法律

十三条に基づく使用総調書

昭和三十六年度特別会計予算総則第2条

十二条に基づく使用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予算総則第2条

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長木内四郎君。

木内四郎君登壇、拍手

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月一日

参議院議長重宗雄三殿

右は本院において可決した。

なつておりまして、三十七年度の当初予算に比し、四千三百三十二億円の増加となつておあり、国民所得に対する割合は、三十七年度の一六・九六%に対し、一七・一二%と増加しております。

また、昭和三十八年度財政投融資計画の規模は、外貨債を含め、総額一兆一千九十七億円であります。前年度の当初計画に比べ、二千四十五億円の増加と相なつております。

次に、昭和三十八年度特別会計予算及び政府関係機関予算につきましては、既に、一般会計に準じ、経費の重点的効率的使用をはかり、事業の円滑な遂行を期することを主眼としております。

なお、三十八年度におきましては、新たに中小企業高度化資金融通特別会計を設くこととしておりますが、既存の特定物資納付金処理特別会計は、三十七年度限り廃止することとしております。これらの予算の詳細なる内容につきましては、すでに本議場におきまして大蔵大臣から説明がございましたので、省略させていただきたいと存じます。

本予算三案は、一月二十二日、国会に提出され、予算委員会におきましては、さきに一月二十八日、大蔵大臣から提案理由の説明を聽取し、三月二日、衆議院からの送付を待つて、四日から審査に入りました。自來、委員会

を開くこと十六回、その間、二日間にわたりて公聴会を、また一日間にわたりて分科会を開くなど、慎重に審議を重ねて参りました。

以下、予算委員会における質疑の若干のものにつきまして、その要旨を御報告いたしたいと思います。

まず、外交問題につきましては、当面の日韓会談、日米縮製品交渉、低開発援助問題、対共産圏貿易の問題をめぐり、活発な質疑が行なわれました。が、特に日韓会談の問題に論議が集中いたしまして、「韓国の政情は民政移管のスケジュールをめぐり大きく動搖を経ており、国民党は、不安定な政策を相手として会談を続けておる政府の態度に納得していない。政府は日韓

会談を打ち切るべきではないか。請求権問題について合意された有償無償合規助であっても、実質的には先方の主張が大幅に屈したことにならないか。請求権問題についてわがほうが譲歩を期待するという考え方には、形は經濟援護であるため、次善の策として、請求権はお互いにないことにしようといふことを了解し合つたのであり、請求権問題と經濟協力は観念上全然別個のものである。北鮮地域に及ばないといふ点については、韓国が国連決議により三十八度線以南を支配する合法政府とされている以上やむを得ない。在韓日本人の私有財産の没収は陸戦法規を逸脱した行為としても、最終的に平和条約で日本が請求権を放棄したことにより消滅している。李ラインにおける拿捕漁船の総数は三百四隻、損害の見積もりは大体七十億円前後であり、漁業交渉の一環として取り上げられていました。

この説明は、日韓国交調整条約に累を残すことになりはしないか。軍令三十三号による日本人の在韓私有財産の没収は、危険ではないか。また、請求権問題の解決が北鮮の地域に及ばないといふことは、今後の日本経済の伸び率は何パーセントくらいが安定的で望ましいと思つたが、これに対しましては、総理大臣、外務大臣から、「韓国の民政移管のスケジュールが延びることは遺憾であるが、先方から合理的建設的提案があればこれを断わる理由はない。したがつて、現在の姿勢を変える考えはないが、先方の政権の推移、政治勢力の動向については、十分考えながら交渉を進めていきたい。請求権問題については、法律論で質くことが事実上困難であるため、次善の策として、請求権はお互いにないことにしようといふことを了解し合つたのである。政府は、最近は生鮮食料品である。雇用、賃金所得の増大を通じて個人消費バランスを軽視しているためである。しかも、景気の激動による犠牲者は常にお互いにないことにしようといふことを了解し合つたのである。政府は、三十六年は五・三%，三十七年は六・三%と連騰し、三十五年基準で最近は一・七・五となつておるが、政府の所得倍増計画においてはこのようないか。政府の計画では明年度二・八%の上昇となつておるが、すでにその前大額な物価騰貴を予想していたのかどうか。政府の計画では明年度二・八%提はくすれておるのではないか」等の質疑がありました。これに対し、内閣総理大臣、経済企画庁長官及び関係各大臣から、「三十六、七、八年度の国民総生産額は、国民所得倍増計画の予想

げているか。拿捕された漁船の数及び損失額はどのくらいか」等の質疑がありましたが、これに対しましては、総理大臣、外務大臣から、「韓国の民政移管のスケジュールが延びることは遺憾であるが、先方から合理的建設的提案があればこれを断わる理由はない。したがつて、現在の姿勢を変える考えはないが、先方の政権の推移、政治勢力の動向については、十分考えながら交渉を進めていきたい。請求権問題については、法律論で質くことが事実上困難であるため、次善の策として、請求権はお互いにないことにしようといふことを了解し合つたのである。政府は、最近は生鮮食料品である。雇用、賃金所得の増大を通じて個人消費バランスを軽視しているためである。しかも、景気の激動による犠牲者は常にお互いにないことにしようといふことを了解し合つたのである。政府は、三十六年は五・三%，三十七年は六・三%と連騰し、三十五年基準で最近は一・七・五となつておるが、政府の所得倍増計画においてはこのようないか。政府の計画では明年度二・八%の上昇となつておるが、すでにその前大額な物価騰貴を予想していたのかどうか。政府の計画では明年度二・八%提はくすれておるのではないか」等の質疑がありました。これに対し、内閣総理大臣、経済企画庁長官及び関係各大臣から、「三十六、七、八年度の国民総生産額は、国民所得倍増計画の予想

は、今後の日本経済の伸び率は何パーセントくらいが安定的で望ましいと思つたが、これに対しましては、総理大臣、外務大臣から、「韓国の民政移管のスケジュールが延びることは遺憾であるが、先方から合理的建設的提案があればこれを断わる理由はない。したがつて、現在の姿勢を変える考えはないが、先方の政権の推移、政治勢力の動向については、十分考えながら交渉を進めていきたい。請求権問題については、法律論で質くことが事実上困難であるため、次善の策として、請求権はお互いにないことにしようといふことを了解し合つたのである。政府は、最近は生鮮食料品である。雇用、賃金所得の増大を通じて個人消費バランスを軽視しているためである。しかも、景気の激動による犠牲者は常にお互いにないことにしようといふことを了解し合つたのである。政府は、三十六年は五・三%，三十七年は六・三%と連騰し、三十五年基準で最近は一・七・五となつておるが、政府の所得倍増計画においてはこのようないか。政府の計画では明年度二・八%の上昇となつておるが、すでにその前大額な物価騰貴を予想していたのかどうか。政府の計画では明年度二・八%提はくすれておるのではないか」等の質疑がありました。これに対し、内閣総理大臣、経済企画庁長官及び関係各大臣から、「三十六、七、八年度の国民総生産額は、国民所得倍増計画の予想

質所得に対する税の負担をこえて増加するので、特に低所得者については、その負担の増加分を調整しないと、実質的な増税になるといつてはいるが、今回の減税では、その調整ができるのか。また、所得税と住民税を合わせた場合は軽減になつていいのではないか。今後の減税についてはどう考えているか等の質疑がありましたが、これに対して、大蔵、自治の各大臣及び関係政府委員から、「今回の所得税の減税によつても、所得の伸びと物価騰貴を考えた実質的な負担増が相当程度まで調整されており、前年度より所得の伸びを六%、消費者物価の上昇を二・八%と見た場合、標準世帯で最高年所得百二十一万円までは、完全に実質負担増が調整されている。また、所得税と住民税を合わせた場合でも、市町村民税の準拠税率が昨年度の改正で今年度から一割程度引き下げられることになつてはいるので、消費者物価の上昇二・八%を考えても増税にはならない。減税は今後も税制調査会の答申を待つて大いに進めていく」旨の答弁がありました。

また、建設公債発行の問題につきましては、「道路建設については、政府も超重点施策として取り上げてはいるが、道路建設を飛躍的に促進するため、その財源の一部として道路公債を考慮すべきではないか。ガソリン税を

健全財政主義にもとるものではないと思う。歴代の大蔵大臣は外債なら健全財政主義に沿うが、内債はそうではないとされるけれども、金融と通貨に及ぼす影響から見れば、内債も外債もそろそろ違わない。また、国内金融の立場から考へると、今日ある程度国債が市場に出ることが金融正常化の見地から歓迎される時期に来ていると思うがどうか」との質疑がございました。これに對し内閣總理大臣及び大蔵大臣より、「ガソリン税を原資とする建設公債の発行は、数年前政府でも考えたことはあるが、まだ踏み切れない。現在は二兆一千億円の第三次改訂計画を実施中であるが、来年度予算編成期までにさらにこれを改訂する機運にあり、さらには、都市開発の問題、新産業都市の問題、港湾整備の問題なども総合的に検討する必要があるので、その時期まで道路建設公債問題は慎重に考えたい。メーターにもなるし、発行額はおのずから制約を受けるという意味で、健全財政主義に沿うものと思う。国内金融調整の見地から国債発行をしてよしといふ議論はあると思うが、本予算編成に際しても政府保証債を相当大幅に発行しても、これらの引き受け問題についても、公社債流通市場の育成、公定歩合の引き下げ、買オペ制度見返りとした建設公債の発行は、何ら思ふ。

の創設等、昨年來金融正常化への努力も重んじられてゐる。國債発行については慎重な態度で臨みたい」旨の答弁がありました。

農地被買取者の問題につきましては、「政府はこれまで農地改革による農地の買収は合意であり、補償の考え方ではないとしてきたにもかかわらず、最近に至つて報償は必要だといい、明確を欠いている。政府の基本的な考え方を聞きたい。三十八年度予算に計上した調査費はどういう前提とどういう目的のために組んだのか。國が強制買取をしてまだ売り渡していない農地は幾らあるか。それらの農地は国がすぐ如何分できるのかどうか。農地被買取者の問題について調査が必要なら、海外に財産を残して引き揚げた者に対する調査もなぜ考へないのか」等の質疑がありましたが、これに対しましては、大臣、農林の各大臣及び総理府総務長官から、「農地改革による農地の買収は、最高裁の判決もあり、適法であるので、法律上の補償は全く考へていなかつた。しかし農地解放の行なわれた当時の事情や、特に二十九年に農地法が改正され転用が認められた際、旧地主に先買権を認めなかつたなど、違法性はないが、配慮に欠けるところがなかつたとはいえない。これがため数年来旧地主対策について論議が絶えないので、何らかの結論を下すために農地被買収者に関する調査費の予算を計上しました。

ては、「何らかの報償措置が必要だが、どうしたものである。政府はこの問題についても、世論に聞いた後、政府は措置しようとするのである。強制買収を行なつたのである。」  
「一九三一年八月三十日、農地法、自作農創設法の建前上、にわかに國が処分できるものではない。海外引揚者の問題については、すでに三十二年の審議会答申による五五億円にわたる措置で完了している」との答弁がありました。

いのとが力地百目すなう段階にきてはいない。八条国移行期間については、おおむねの目標とて、来年五月に東京で開催されるFの総会の時期をめどにしながら、般の問題を整備したい」との答弁がありました。

以上のほか、外交、防衛関係につましては、米原子力潜水艦の寄港と全保障の問題、沖縄の自治権と財政援助の問題、米国の対外援助費削減方策の影響、産業政策につきましては、定産業振興臨時措置法の問題、中小企業対策、鉄鋼、海運等不振産業対策、砂糖自由化と国内甘味資源対策、酪農対策と乳価問題、公共事業關係につましては、土地及び住宅対策、水資源の活用と河川の管理、道路整備計画の改訂、新産業都市指定と国土総合開発の問題、その他、科学技術の振興、薄児及び肢体不自由児教育、生活扶助料の引き上げ、母子世帯の保護、移行政策、公明選挙と政治資金規正問題など新聞報道等、質疑は広範にわたりましたが、その詳細は会議録によつて承知を願いたいと存じます。

かくて昨日をもちまして質疑を終し、討論に入りましたところ、日本会党を代表して北村委員が反対、自民党を代表して川上委員が賛成、明会を代表して小平委員が反対、第院クラブの大竹委員が賛成、民主党

のいじるM諸君にあきらめきりの農業特産品の開拓に御まことに及んで貢献された皆様へ感謝の意を表す

党を代表して田畠委員が反対、日本共产党を代表して須藤委員が反対の旨、それぞれ意見述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和三十八年度予算第三案は、いずれも多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手) ○議長(重宗雄三君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。北村暢君。

〔北村暢君登壇、拍手〕  
○北村暢君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和三十八年度一般会計等予算三案に対しまして、反対の討論をいたします。

まず第一は、高度成長政策のために起こった日本経済のひずみについて申し上げます。

世界をびっくりさせるような猛スピードの高度成長があつたことは事実であります。しかし、反面、この高度成長のために国際収支の危機を招き、金融引き締めを余儀なくされ、現在の不況をもたらしたのであります。そして国民生活に多くの矛盾と欠陥を引き起こしているのであります。たとえ起き過ぎるために公共投資が立ちおくれ

てのこと、あるいは労働力需給のアソバランスが起きていることなど、例

りでなく、また無政府的な設備投資競争の結果、資本自体にとつても過剰設備問題が顕在化し、深刻な矛盾に陥ります。

八年度の経済見通しを、上期は停滞気味で、下期には次第にゆるやかな上昇過程に向かうだろうとしておりますが、最近では池田総理は、秋を待たずして景気は好転するだろうと、きわめて楽観的であります。しかしながら、経済の苦悩は相当長く続くものと予想せられるのであります。ここに日本経済が転型期といわれ、これまでのようないくつかの理由であります。

まず、この二つの減税特別措置が、三百三億円、電電公社等政府保証債が三百三十四億円、道路公團等の世銀

兆八千五百億円、財政投融資計画一千九百億円と、三十六、三十七年度に

行のためのインフレ防止策を実施して

おりますが、買いオペ方式は、運用を

誤ると、政府保証債の日銀引き受けと

実質的には変わらず、さらに赤字公債

引き受けに発展し、インフレ要因を誘

化によって不況が深刻化、長期化したため、財政面から積極的に景気浮揚力を持たせようと企図したことは明らかであります。ここにおいて、当初の健

全均衡予算の編成方針は、完全に有名無実化したのであります。そして、予算財源確保のために、いろいろの矛盾に満ちた金づくり政策が強行せられたのであります。すなわち、政策的に経済が転型期といわれ、これまでのようないくつかの理由であります。

まず、利子所得の分三百六十億、配当所得の分二百十億、計五百七十億円に満ちた金づくり政策については、はつきり減税を実施しようとするものであります。これによつて、利子所得課税の分七十六億円、配当所得課税の分百二十五億円、計二百一億円の

減税を実施しようとするものであります。その背景には幾多の理由があります。その背景には幾多の理由があります。その背景には幾多の理由があります。

そこで、利子所得の分三百六十億、配当所得の分二百十億、計五百七十億円に満ちた金づくり政策については、はつきり減税を実施しようとするものであります。これによつて、利子所得課税の分七十六億円、配当所得課税の分百二十五億円、計二百一億円の

減税を実施しようとするものであります。これによつて、利子所得課税の分七十六億円、配当所得課税の分百二十五億円、計二百一億円の

その一は、政策減税についてあります。

その二は、所得税の減税であります。

その三は、減税の問題についてあります。

その四は、税制調査会の答申の基

確控除、配偶者控除、扶養控除、専従者控除の各控除額一万円引き上げを、配偶者以下のお控除額を五千円にとどめたことによるものであります。そのため、標準世帯の課税最低限は、給与所得者の場合、現行四十一万六千八百六十円を四十三万八千六百三十二円に引き上げられたにとどめたのであります。ところが、同じ世帯の配当所得者の場合は百六十五万円まで無税であります。額に汗して働く給与所得者は四十四万円で税金がかかり、寝ていて配当所得だけで生活をしている配当所得者は、百六十五万円でようやく税金がかかることになりますから、だれが見ても不公平であることは明らかであります。また、所得税納税者数は、昭和三十年度は一千万人であったのが、昭和三十六年では一千二百四十万人、三十八年度では一千八百五十万人に急増するものと推定されております。この点一つ見ましても、実質増税の実態がはつきりするのであります。

おります。したがつて、まだまた減税の余地はあります。政府は、大資本、大企業に有利な三千億円になんなんとする租税特別措置減税の整理解消をかり、減税の本質である所得税の大幅減税を行なうべきであります。

第四は、公共投資についてであります。

今回、景気対策として、公共投資は大幅に増額されました。高度成長下における私の民間設備投資は、無政府的合理化競争によつて急速に伸びているのであるが、一方、道路、港湾、工業用水、工業用地等の産業基盤に対する社会的公共投資のおくれがひどくなり、せつかくの生産設備の拡大も、生産力を十分發揮できないというアンバランスを生じてゐるのであります。したがつて、今次予算において産業基盤整備のための公共投資が重点的に取り上げられていることは必ずも反対ではありません。しかしながら、今日、公共投資の内容において、産業基盤整備と民生関係の生活環境整備とのアンバランスがはなはだしく拡大しているところに問題があります。すなはち、産業基盤整備は、大都市中心に、大企業に行なわれており、生活環境整備のための庶民住宅、上下水道、教育文化施設、公園、病院、庶民用の道路、交通機関等は、はなはだしく立ちおくれており、義理にも文化国家とはいえない現状であります。三十

八年度予算においても、一般会計の公共事業関係費の内訳は、道路、港湾を中心とする産業基盤整備費は五百百三十三億円に達しているのに對し、環境整備費は三億円に達しているのに対し、環境整備費はわずかに五百六十一億円であることからも明瞭であります。また、財政投融資計画の公共投資を加ると、その差はさらに拡大することと言ふまでもありません。高度成長の犠牲になつてゐる民生安定のための生涯環境整備費の長期的増額を断行すべきであります。

第五は、地方財政計画についてであります。

今日、地方財政計画の問題点の一つは、国の予算並びに財政投融資計画であらかじめ交付金、補助金、起債のワクがきめられ、これに地方財政計画をなわせるようにするのであって、地方住民のために必要な施策が国の方針に従属し、さらには、國の大資本本位の高度成長政策の下請的役割を演ずる仕組みになつてゐるところに問題があります。三十八年度の地方財政収入は二兆六千三百三十六億円で、そのうち國に依存している割合は五四%であり、地方自治体の自主財源は四六%にすぎないのです。また、三十八年度の國税、地方税合計三兆五千五百七十二億円のうち、國は七〇%の税金を取り、地主は三〇%である。そして、これを使ふ割合は、國が三五%で地方が六五%

になつてはいるのであります。すなはち、國で税金を取つて地方に分け与へるという形になつてはいる。以上の因縁關係によつて、國は地方公共團体にし財源のひもを握り、中央集權的支那を可能にしてはいるのであります。しがつて、地方自治を確立するためには、國と地方との事務の合理的な再分を断行し、思い切つて財源の地方化讓を行なうべきであります。地方財再建整備が実施せられたところから、助金の動向が公共企業に重点が置かれ、最近ではさらに、國土保全のための投資よりも、道路、港湾、工業地、工業用水などの産業基盤整備のための投資に急速に移りつつあります。教育、社会保障、保健衛生など、地住民の福祉關係が取り残されているであります。この事態は、國の公共資の重点が産業基盤整備に置かれ、一生關係が軽視されているのと、全くを同じくしてはいるのであります。に、補助金に関連して、補助単価の一定が不适当に低いため、補助不足を來し、地方自治体の超過負担が地方財を圧迫する結果になつてはいることがらかであります。また、富裕團体にし、補助金の削減あるいは打ち切等をする問題が起きております。これらの問題はすみやかに実態に即し、正もしくは中止すべきであります。

中小企業対策については、今国会において中小企業基本法が審議中でありますから、多く述べることを省略いたしますが、中小企業対策費は百十八億円で、前年に比し二十六億円（二八・二%）増となっており、増加率は高く、努力のあとも、うかがわれるのでありますけれども、予算総額に占める地位はさわめて低く、貿易自由化を目前に控え、その対策の重要性が叫ばれていることからすれば、少額に過ぎるといわなければなりません。今日中小企業の大きな悩みは人手不足による求人難であります。中小企業者はやむにやまれず労働賃金の改善をはかり、その獲得のために努力しているのであります。しかしながら、福利厚生施設の面において大企業との間に相当な差がある、中小企業の不利は免れません。それかといって、単独でこれを整備することは困難であり、国の助成策が要望されているのであります。今次予算にはこの種の予算が全然見当らないことは遺憾であり、強く善処を要求する次第であります。

次に、中小企業団地化政策については、中小企業高度化資金特別会計を新設し、あるいは設備近代化補助六億円を増額したようであります。しかしながら、自由化に伴う特定産業に対し、異常とも思われる政府の力の入れ方と比較すれば、あまりにも貧弱であり、



予算案は、現下の経済情勢に見合いまして賢明に編成され、各般の分野にわたくて適切な施策を講じたものと言わなければならぬと思うのであります。

あることを考へるするならば、文教予算の増加率たる一一%とともに相当の伸びであることをさなければなりません。国民健康保険における世帯主のせん。国民健康保険における世帯主の七割給付、生活保護の充実、国民年金

中小企業高度化資金融通特別会

あると存じます

を見たのであります。来年度予算におきましてもついに百億円の大台を突破し、百十五億円が計上されることになりました。しかして、その内容

とともに、特に大衆生活に影響の多い生鮮食料品につきましては、急速に抜本的対策を立てられまして善処せられんことを要望いたします。

また、来年度予算是、これを一口に申し上げまするならば、公共投資、社会保障、文教並びに科学技術振興をいわゆる三本の柱として編成されたものであることは、御承知のとおりであります。公共事業関係費は、災害復旧費を除き、一般会計で四千五百六十億円余、三十七年度当初予算に比し一〇・六%の増加率を見せてるのであります。さらに財政投融资として三千億円

の充実、失業対策の刷新などに格段の配慮を払い、さらに、児童館の建設、母子休養ホームの新設、老人クラブの助成等々、いわゆる、かゆいところに手の届く施策が講ぜられているのであります。また、下水道、屎尿処理等いわゆる環境衛生の整備にも思い切った施策が講ぜられようとしているのであります。

文教施策につきましては、前年度に

計、商業団地、中小企業投資育成会社、中小企業センター、管理者・技術者研修等々、各般の施策を推進するなど、多彩なものとなつてているのであります。政府は、本国会に中小企業基本法案を提出されておりますが、この基本法を足がかりといたしまして、今後流通革命に対処する中小企業対策のより大きく推進されることを期待いたします。

さらに物価問題について一言いたしたいと存じます。物価は安いことに気がしたことはございません。しかしながら、経済の成長をはかり、国民所得の増加を図る以上、物価のある程度の上昇は不可避免であり、また、これを空認めざるを得ない性質のものであると存じます。ことに、生産性の向上をはかりがたいサービス料金の上昇は当然のものといわなければ相なりません。

インフレに至ることなく、適宜に景気を刺激し、わが国の経済の長期安定成長への道を開くとともに、自由化の波を乗り切り、輸出を伸張させる基盤をつちかい、国民の生活水準の向上と福祉の確保につき、これを絶え間なく前進せしめ、やがては万民豊かな生活と社会をさせな社会を作り上げるわが党の基本政策に合致するものでございま

が計上されております。これを加えま  
すれば、実に総計七千五百億円が公共  
事業に投ぜられることになるわけであ  
ります。政府は、本予算案の成立とと  
もに、直ちに予算執行にかかり、これ  
を促進するとともに、その効率的運用  
をはかる方針を固めておられるのであ  
る。計上、高校生急増対策の推進、道徳教  
育の徹底、義務教育教科書の無償配  
布、教職員の資質向上、文教施設の拡  
充、育英制度の充実など各種の施策が  
講ぜられているのであります。

農業構造改善には約七十九億円が一般会計に計上され、農林漁業金融公庫の融資額五十三億円とともに百三十二億円が準備されておりまして、前年度に比し三倍近い飛躍的措置が講ぜられて いるのであります。

要は、物価上昇と国民所得の増加との比率の問題であります。過去数年の國民所得の増加は物価の上昇をはるかに上回っておりますことは、数字から明らかに明示するところであります。

わが党政府のとつております経済成長政策につきましては、物価の面からさ

「ここに私は、重ねて賛同の意を表し、討論を終わる次第でござります。」  
（拍手）

りますが、四月から六月にかけての払込を千六百億円程度と見ておられることは前年度同期の約六百億円の増ということに相なります。この結果は、景気を刺激し、秋を待たずして景気の上昇に転ずるものと思われるのです。

るならば、それは、当面している日本の経済の体質改善のための予算と申してよからうと存じます。その端的な現われの幾つかは、農業構造改善の推進、石炭対策の展開、海運基盤の整備、中小企業振興対策等に見るところが

を終わりたいと思ひまするが、当初、世間の一部におきましては、政府は、本年度、いわゆる政策減税のみを行ない、所得税の減税を見送るのではない、かといわれておつたのであります。しかしながら、政府は、いわゆる政策

えましても何ら憂うべきものがないと存じます。ただ問題は、所得の上昇のいまだ少ない者にとって大きな苦痛があることは申すまでもありません。政府は、つとにこの点に留意し、あるいは社債において、

○和泉覚君 私は公明会を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和三十八年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算の三案に對しまして、反対の討論をなさんとす るものであります。(拍手)

次に、社会保障についてであります。  
が、同關係予算は三千三百十三億円、  
前年度に比し二一・七%の増、一般会  
計歳出予算額の前年度比一七・四%で

であると思うのであります。このうち一、二について言及いたしたいと存じます。

減税として二百四十七億円のほかに、所得税、法人税等の一般減税二百九十五億円を減税されることに相なったのであります。現在、資本の蓄積、社会資本の充実のため、いわゆる政策減税は不

障において、あるいは産業その他のさへ、  
らゆる政策において、この点に特に意  
意し、努力せられて参りましたことは、  
は、万民のよく認めるところでありま  
するが、今後さらに努力を重ねられ  
ること

反対の理由は、まず第一に経済政策についてであります。

ました。三十六年には国際収支の面からます破綻を来たし、経済の引き締め政策を得なくなつたのであります。そして、長い調整の過程を経て、景気は立ち直るかに見えましたが、こうした急角度の景気上昇と、その反動としての下落とは、いたずらに經濟を混乱させるにすぎないのであります。すでに日本經濟には、設備過剰によって多くの遊休設備をかかえ、また景気変動のおり受け、苦境に追い込まれ、結果は倒産した企業さえ出たのであります。しかも、高度成長政策の陰には、国民生活を圧迫するような幾多の問題が提起され、昭和三十七年度の厚生白書に、「消費者物価の高騰などにより生活の不安や相対的な貧困感が強まりつつある」と述べられていることが、この事実を如実に物語っているものであります。当初においては、「重構造の格差を是正しよう」と考慮したものであります。現実は、政府自身も認めておられるように、生産性の格差は拡大の傾向を示しているのであります。これは、大企業等は租税特別措置等多くの恩恵を受ける機会はあっても、中小企業ではなかなか恩典に浴することができないことに基因しているものと考えざるを得ないのであります。本予算案の政策減税その他の施策は、中小企業と大企業との格差を一そく拡大し、中小企業をしてますます弱い立場に立たずであらうことは、

火を見るよりも明らかなことであります。次にあげることは、政府の無理な成長政策は、社会資本の立ちおくれや人口の過度の集中により、都市問題を惹起したことであります。大都市における住宅難、交通地獄、水資源の不足、スマッグ等々、重大な社会問題となつてゐるのであります。一方、低開發地域においては、若い労働力の不足を来たし、ますますその格差が拡大しているのが現状であります。このようないふべき現象は、日本經濟に内在する現実に眼をおいている政府の態度は、民衆の眞の声の反映されたものではなく、国民のために無慈悲なものであると言わざるを得ないのであります。

次に、日本を取り巻く国際經濟の環境を考えてみましても、貿易自由化の推進やIMF八条国への移行に伴う為替の自由化という重大な問題をかえております。本予算案においては、この点に相当の重点が置かれたことは認められるところであります。そのため内容に立ち至つたとき、たとえば特定産業振興法だと、中小企業投資育成会社法等、上質の企業の保護育成に重点を置き、自由化の波をまともに受ける中小企業の対策費は、わずかに八十四億二千万円にすぎないのは、承服しかねることろであります。

次に、減税について論じますならば、日本經濟の高度成長の陰には、國民の勤勉性が成長の基盤となつてゐることを見のがすことはできません。しかし、その大多数の人たちは、いまだに重税にあえいでいるのであります。最近の税負担率の推移を見ましても、昭和三十二年度を頂点として、三十三年、三十四年と下がつてきましたが、三十五年度ころより順次上昇をして参つております。物価の上昇もあり、国民のひとしく望んでいたものは大幅の減税であります。先般の衆議院の大蔵委員会において参考人として意見述べた中山税制調査会長は、「三十八年度の自然増収が三千億円を突破するということを答申の前に聞かれましたならば、もつと大幅な減税を答申するはずだった」と述懐しております。その答申すらも無視されていふことは、所得税に関する限り、最善を尽したとは言えないものであり、国民の大数の期待を裏切つたものであると思ふものであります。また、これに反して、大幅に取り上げられた政策は、大企業並びに高額所得者に対する減税は、大企業育成にかかる特別措置であり、優遇の特別措置であります。したがつて、低所得者階層に恩恵としてほとんど見るべきものなことは、所得の階層の間に二万戸程度の増加にとどまる計画にすぎないであります。その上、住宅地債券等は、とうてい低所得の階層の建設を困難ならしめている宅地価格の高騰を抑制するために打ち出された宅地にすぎないであります。

次に、民間建設の比重を軽くして、政府施策は、景気を立て直す意味においては、景気は恩恵としてほとんど見るべきものなことは、景気を立て直す意味においても、一般所得よりも政策減税に力を入れなければならなかつたのだと弁明しておりますが、一般国民にとっては、景気は悪くとも物価は上昇をたどつてゐるのであります。民間建設の比重を軽くして、政府施策は、教科書無償配布については、政府は、無償配布五カ年計画の第二段階として、本予算案では小学校三年生まで

11

として二十七億円を計上しているわけ  
であります。しかし、六、七十億円さへある  
ならば全員無償配布ができるのであり  
ますから、すみやかに全員無償配布を  
行なうべきが当然であろうと主張する  
ものであります。

次に、高校生の急増対策の立場から  
であります。政府は、本予算案では、  
進学率を一・八%引き上げ、建設単価  
も一割増しにしたが、教育に直接携わ  
る当事者の声とは依然として差があ  
り、十分な計画とは言えないのです。  
また、進学率の認定の誤りはすし詰め  
教室を作らしめ、建設単価の格差は父  
兄の負担とならざるを得ないのであり  
ます。学校給食についても、義務教育  
は無償と言ひながら、父兄負担を期待  
しているのであります。それは、とりも  
なおさず、P.T.A.会費への期待や父兄  
負担の増大を呼ぶものであります。地  
方財政法第二十七条の三で設置者負担  
の父兄負担への転嫁禁止により、父兄  
負担全廃への動向にありながら、高校  
生急増対策、学校給食等、父兄負担を  
前提にしたとも言える予算案であつ  
て、これも反対せざるを得ない理由の  
一つであります。

最後に、外交問題についてであります  
が、池田内閣の言うところの自主外  
交、国連中心主義の外交は、その実体  
といふものは対米追随外交の域を出て  
おらず、したがつて、アジア・アフリカ  
陣営の積極的な支持すらも受けられな

いのであります。また、日韓交渉にまつたつても、見通しの誤りを犯す等がそのよき例であろうと思ひます。対共産圏との貿易の拡大を初め、政府の努力すべき事項が山積しております。政府は、まず、地球上のあらゆる国家、民族は一体であるということの理想のように、わが国独自の自主外交路線の確立された施策でなければならぬと思ひます。(拍手)

以上の諸点により、公明会は、本予算案には反対いたすものであります。これをもつて私の討論を終わります。(拍手)

○譲長(重宗雄三君) 田上松衛君

〔田上松衛君登壇、拍手〕

○田上柳樹君 民社党を代表して 国  
和三十八年度予算三案に対し、反対の  
意思を表明いたします。

は無償と言ひながら、父兄負担を期待しているのであります。それは、とりもなおさず、PTA会費への期待や父兄負担の増大を呼ぶものであります。地方財政法第二十七条の三で設置者負担の父兄負担への転嫁禁止により、父兄負担全廃への動向にありながら、高校生急増対策、学校給食等、父兄負担を前提にしたとも言える予算案であつて、これも反対せざるを得ない理由の一つであります。

いるからであります。すなわち、政府は、すでに経済審議会を招集して所得倍増計画の改訂問題を持ち出しておりまます。倍増計画は、経済成長率を年平均七・二%、最初の三年間は年平均九%と想定したにもかかわらず、三十

六年度は実質一四%、三十七年度は東洋四%といふ乱調子でありまするが、一面、消費者物価は、三十六、七両年連続して六%以上、上昇し、この計画遂行が国民の消費生活に多大の犠牲を強要する事実を隠蔽することはできませんでしたので、ついに政府も計画すなわち基本政策の改訂に着手せざるを得なくなりましたことは明らかであります。私ども編成された本予算案を、そのまま承認するわけには参りません。さらに、政府は、去る二十五日に特定産業振興臨時措置法案を国会に提出されました  
が、この案の実質は、特定産業の国際競争力強化を名目とする大企業基本法案であります。總理は、今国会の勢頭、一月二十三日の施政方針演説の中で、経済政策としては格差是正と産業の高度化を強調し、特に中小企業基本法案を提出して中小企業の近代化を進める根本方向を確定すると、声高らかに表明されたのでございました。かかるに、それから約二ヵ月後の三月二十五日には、この中小企業基本法案の日ざす方向を阻止し、格差拡大を促進するところの特定産業振興臨時措置法案を提出されたことは、まさに基本政策の朝令暮改でありまして、無定見、無責任の

私どもは、このようくに政府予算案のよつて立つ基本政策がすでに抜けがらとなつておりますする事実に照らして、政府案に反対せねばならぬことは当然だと考へてゐるのであります。

第二の反対理由は、政府の予算編成の内容それ自体が、国民経済に資する方途でなくして、むしろ悪影響を招来する要因のほうが多いと思うからでございます。なるほど、政府案は、一般会計予算案において、公共事業、文教関係、社会保障関係において、それぞれ六百億円を上回る増額を行ない、国民健康保険や中小企業設備近代化などについても一応の部分的改善を行なつております。しかしながら、これらの部分的改善は、遺憾ながら依然として政府の一貫した大企業本位の施策によつて著しく効果を削減されております。すなわち、金融面における買い上げ政策、日銀公定歩合の再引き下げ、さらには一般会計予算案に計上されてゐる産業投資特別会計への四百九十七億円の繰り入れ、外貨債の発行増額、資本蓄積免稅の廃止など、これらは緊密に組み合わされて大企業の財務經理安定のための刺激策として貢献しよりとしております。最近の機械発注額の上昇ぶりをとらえまして、これをもつて景氣上向の先行指標であるとみなす人々もありますけれども、私どもは、

むしろこれは政府の景気刺激策に刺激されました大企業の設備投資競争の再現ではないかと憂慮せざにはおれません。政府は、一方においては、大企業の設備投資の拡大をもって経済成長の最大の起動力とする所得倍増計画の失敗と計画改訂の必要を認めながら、それにもかかわらず今や再び失敗の原因を作り出そうとしております。その失敗の原因こそが、明年度予算編成とそれに関連する財政経済政策にあることは、言うまでもございません。総理は施政方針演説において、本年秋には景気回復を実現するという、きわめて大胆な所信表明をされたのであります。が、国の予算は短期的な景気刺激に奉仕するために編成すべきものではないと存します。今や、わが国の工業生産力は飛躍的に拡大し、作れば売れるという時代から、作つたものが余るという状態に変転した、いわゆる過剰供給が現在のわが国経済の実態であることは、どなたも否定できないのであります。したがつて、短期的には、景気変動による国民経済の損失を補償し、かつ予防し、長期的には、わが国商品の国際競争力を強化し、経済社会上の諸格差の是正と国民生活の向上をはかる点に、すなわち国民経済発展のための計画的調整をはかる点に、財政政策の最大の任務と価値があると信じております。国の予算がこの重大な任務を果たすためには、国の予算規模が大型と



○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報  
告いたします。

投票総数

百九十二票

白色票

七十一票

青色票

よつて三案は可決せられました。

(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百二十名

森 八三一君 沢田 一精君

野知 浩之君 二木 謙吾君

大竹平八郎君

赤間 文三君 加賀山之雄君

増原 恵吉君 鈴木 恭一君

堀本 宜美君 松平 勇雄君

小林 篤一君 中上川アキ君

山崎 齊君

源田 実君

熊谷太三郎君 川野 三暁君

石谷 寶男君 正利君

徳永 正利君 井川 天桂

鹿島 俊雄君 伊平君

天坊 裕彦君 仲原 善一君

中野 文門君 武藤 豊田

佐藤 錦木 山下 春江君

芳男君 西田 竹中

青柳 秀夫君

平島 敏夫君

鍋島 直紹君

白井 勇君

近藤 鶴代君

村松 久義君

下村 定君

森平 太郎君

寺尾 豊君

西川甚五郎君

重政 康徳君

大谷 賢雄君

田中 啓一君

溫水 三郎君

岸田 幸雄君

山本 杉君

北畠 教真君

櫻井 志郎君

柴田 栄君

江藤 智君

石井 桂君

塙見 俊二君

木島 義夫君

大谷藤之助君

松野 孝一君

奥 幸一君

市川 房枝君

小平 芳平君

辻 武寿君

和泉 覚君

二宮 文造君

白木義一郎君

野々山 二三君

川上 為治君

金丸 富夫君

瀬谷 英行君

吉田忠三郎君

豊瀬 稔一君

武内 五郎君

小柳 勇君

矢山 有作君

柳岡 秋夫君

稻葉 誠一君

伊藤 顕道君

林 虎雄君

鶴園 哲夫君

鈴木 要君

大河原 一次君

松澤 兼人君

中村 順造君

阿部 竹松君

秋山 長造君

藤田藤太郎君

戸叶 武君

岩間 正男君

加藤シヅエ君

小林 市藏君

佐野 武君

野本 賴一君

鈴木 賢一君

田中 清一君

後藤 義隆君

高橋進太郎君

木村篤太郎君

斎藤 昇君

高橋 仁君

杉浦 武雄君

高野 一夫君

林屋龜次郎君

高橋 衛君

小柳 牧衛君

吉武 惠市君

郡 祐一君

津島 守之助君

鹿島 寿一君

村山 道雄君

佐野 廣君

正治君

鈴木 壽君

基 強君

高山 安田

佐野 恒雄君

高橋 敏雄君

西田 武藤

豊田 芳雄君

井川 伊平君

鈴木 横川

横川 正市君

鈴木 壽君

鈴木 壽君

占部 秀男君

田上 松衛君

永岡 光治君

藤田 進君

近藤 信一君

田畠 金光君

天田 勝正君

米田 勲君

成瀬 幡治君

村尾 重雄君

大和 尋一君

羽生 三七君

千葉 信君

中村 正雄君

益君

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

漁港法(昭和二十五年法律第百三十号)の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁港法(昭和三十三年法律第百三号)の一部を次のように改正す

る。

第八条中第二項を削り、第三項を

第二項とし、第四項及び第五項を一

項ずつ繰り上げ、第六項を削る。

第二十条第二項中「百分の五十」の

下に「前条第一項の特定第三種漁港

については、百分の六十」を加え

る。

### 附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 第二十条第二項の規定による負

担金で昭和三十七年度以前の予算に係るもの(昭和三十八年度以降に繰り越されたものを含む。)につ

いての国の負担割合については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第二十

号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第二十

号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第二十

号末尾に掲載〕

昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号 漁港法の一部を改正する法律案外二件

づき、漁港法第十七条第三項の規定に基  
て承認を求める件  
右は本院において承認することを議  
決した。  
よつて国会法第八十三条规定付  
する。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件  
漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件  
内閣は、漁港整備計画の全部を別紙のとおり変更したので、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件  
（昭和二十五年法律第二百三十七号）第十七条第三項の規定に基づき、国会に

漁港整備計画

国民食糧の確保、輸出の増進等、  
わが国経済發展の一翼をになら水産業  
の積極的振興をはかることは、わ  
が国の地理的条件からみて極めて適  
切かつ必要である。これがために  
は、まず漁業の根拠地である漁港  
を、全國にわたり計画的に整備擴充  
しその機能を増進させることによつ  
て漁業の能率化と經營の合理化をは  
かり、もつて漁業の生産性の向上と  
漁民生活の安定向上に資する必要が  
ある。

## 漁港法第十七条第三項の規定に基 　　漁港整備計画

一 計画方針

## (4) 漁業と漁港施設の現状を基礎 計画方針

(ロ) 整備漁港の選定にあたっては、指定漁港のうち漁港施設の不足



昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号 漁港法の一部を改正する法律案外二件

愛 知	静 岡	福 井	石 川	富 山	新 潟	神 奈 川	千 葉	茨 城	福 島	山 形	秋 田	宮 城
一 色	吉 用 靜	日 米 菜 の 厨	生 懶 ノ 目	鐵 生 地	穀 稻 小 浦	富 良 井	富 良 崎	久 平 鴻	松 川 浦	由 良 鴻	八 椿 鴻	網 荒 (船 川 港) 森
設 用 地	田 宗 浦	向 浦 崎	田 地	外 かく 施設	外 かく 施設	外 かく 施設	外 かく 施設	外 かく 施設	外 かく 施設	外 かく 施設	外 かく 施設	外 かく 施設
設 用 地	外 かく 施設	け い 留 施設	水 域 施設	輪 送 施設	水 域 施設	輪 送 施設	水 域 施設	輪 送 施設	水 域 施設	水 域 施設	水 域 施設	水 域 施設

島	根	島	和	兵	大	京	三
吉	岡	根	歌	庫	阪	都	重
御	山	美	山	浜	佐	伊	築
塩	寄	知	今	大	太	岸	答
地	下	大	五	仁	周	本	宿
吉	津	和	五	和	太	伊	田
御	御	加	十	伊	參	庄	志
屋	屋	美	伊	保	島	根	曾
前	前	島	夫	園	見	野	島
名	名	井	津	津	島	庄	島
			浜	浜	波	根	外かく施設
			万	萬	津	野	けい留施設
			猛	賀	坂	設用地	外かく施設
			江	島	崎	設	外かく施設
			島	島	坂	けい留施設	けい留施設
			井	地	島	設	外かく施設
					津	けい留施設	けい留施設
					外かく施設	水域施設	水域施設
外かく施設							
外かく施設							
外かく施設							
けい留施設							
水域施設							
水域施設							
輸送施設							
漁港施							



昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号 漁港法の一部を改正する法律案外二件



昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号 漁港法の一部を改正する法律案外二件

〔審査報告書は都合により第二十一号末尾に掲載〕

## 農業取締法の一部を改正する法律 案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

衆議院議長 清瀬 一郎  
參議院議長重宗雄三殿

第一條第一項中「農作物(樹木を含む。以下同じ。)又は農林產物」を「農作物(樹木及び農林產物を含む。以下「農作物等」という。)」に、「(以下病害虫と総称する。)」を「又はウイルス。

## 農業取締法の一部を改正する法律 案

農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

ス(以下「病害虫」と総称する。)に改め、「その他の薬剤」の下に「(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤」を加える。

病害虫、「」を「適用病害虫（農作物等）の生理機能の増進又は抑制に用いらる薬剤にあつては、適用農作物等及び薬効。以下同じ。」及び「に改め、「並びに薬効及び薬害に関する試験成績」を削り、同項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 水産動植物に有毒な農薬について  
　　いては、その旨

第二条第三項中「官吏（以下「検査

官吏」という」を「職員(以下「検査職員」という)」に改め、第三号を次のように改める。

三 申請書に記載する前項第二号及び第四号に掲げる事項

第三条第一項第二号中「農作物又は農林産物」を「農作物等」に改め、同項中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに通常の方法及び数量により一般的に使用さ

れるとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第四号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林大臣が定めて告示する。

第五条ただし書中「但し」の下に「登録票に記載する」を加える。

第六条第二項中「又は第三号から第九号まで」と、第三号又は第五号から第十号までの間に改め、同条の次に次の二項を加える。

(適用病害虫等の変更)

第六条の二 第二条の登録を受けた者は、登録票に記載する同条第二項第四号の事項を変更する必要があるときは、省令で定める事項を記載した申請書、登録票、変更に係る事項についての薬効及び薬害に関する試験成績を記載した書類並びに農業の見本を農林大臣に提出して、当該登録票の書替交付を申請することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、検査職員に農業の見本について検査をさせ、その検査の結果第三条第一項各号の一に該当する場合を除き、遅滞

なく、当該登録票を書き替えて交付しなければならない。

3 第一項の規定による申請をする者については、第一条第五項の規定を準用する。

第七条第三号中「記載された」を「記載する」に改め、同条第五号中「適用病害虫」を「登録票に記載する適用病害虫」に改め、同条中第十号を削り、第九号を第十号とし、第七号及び第八号を「一号ずつ繰り下げ」第六号の次に次の二号を加える。

7 水産動植物に有毒な農業については、その旨第七条に次の二号を加える。

十一 最終有効年月

(指定農業の使用の規制)

第十二条第一項中「農作物又は農林産物」を「農作物等、人畜又は水産動植物」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 政府は、政令をもつて、次の各号の要件のすべてを備える種類の農業を指定農業として指定する。

1 当該種類の農業が相当広範な地域にわたる水田においてまとまりて使用されているか、又は当該種類の農業の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。

2 当該種類の農業が相当広範な地域にわたる水田においてまとまりて使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴つて発生すると認められる水産動植物の被害が著し

いものとなるおそれがあること。

2 都道府県知事は、前項の指定農業につき、その当該都道府県の区域内における使用に伴つて発生したと認められる水産動植物の被害が現に著しいとき、又は当該都道府県の区域内の水田の面積及び当該指定農業の使用見込み並びにその区域における自然的条件その他の条件を勘案して当該指定農業の

使用に伴つて発生すると認められる水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、当該指定農業の使用に係る利害の調整その他その使用の規制に関する必要な方策を定めるところにより、当該指定農業の使用に係る利害の調整その他その使用の規制に関する必要な方策について、農業に関する団体のそれぞれの意見並びに学識経験を有する者の意見を徴しおねばならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見を徴した場合において、同項に規定する事態に対処するため必要な範囲において、

「第一項若しくは第十二条の二第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき」を、「廃止しようとするとき」の下に「

第三条第二項の基準を定め、若しくらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨を命ずることができ

る。

4 前項の規定による命令があつた場合における当該命令に係る同項の許可の基準については、省令で定める。

(被害の防止に関する指導等)

第十二条の三 農林大臣及び都道府県知事は、人畜又は水産動植物に有毒な農業について、その使用に伴うと認められる人畜に対する危険又は水産動植物の被害を防止するため必要な知識の普及、その使用に関する情報の提供並びにその改正に係る政令の施行の日から起算して四箇月(その期間の経過する日までにした第二条第一項の登録の申請に対し登録をするかどうかの処分がその日までになかつたものについては、当該政令の施行の日からその処分のある日まで。以下この項において「未登録売買許容期間」という。)は第二条第一

その他援助を行なるものとし、当該自主的な措置が講ぜられていないか又は近く講ぜられる見込みがないかと認められる見込みであることを、一定の措置を行なうように努めるものとする。

3 第一項の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

第十四条第二項中「検査官吏」を「検査職員」に、「農作物、農林産物又は人畜」を「農作物等、人畜又は水産動植物」に改める。

第十六条中「農林大臣は」の下に「第一項若しくは第十二条の二第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき」を、「廃止しようとするとき」の下に「

第三条第二項の基準を定め、若しく

らかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨を命ずることができ

る。

4 前項の規定による命令があつた場合における当該命令に係る同項の許可の基準については、省令で定める。

5 第十六条の二に次の二項を加える。

2 第一条第一項の政令の制定又はその改正により新たに農業とされたものについては、当該制定又は改正に係る政令の施行の日から起算して四箇月(その期間の経過する日までにした第二条第一項の登

録の申請に対し登録をするかどうかの処分がその日までになかつたものについては、当該政令の施行の日からその処分のある日まで。以下この項において「未登録売買許容期間」という。)は第二条第一

項の規定を、未登録充許容期間及びその期間が経過した日から起算してさらに一箇月は第七条の規定を、当該政令の施行の日から起算して十箇月は第九条の規定を、それぞれ適用しない。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の二条を加える。

**第十八条の二 第十二条の二第三項**の規定による命令に違反して都道府県知事の許可を受けないで指定農薬を使用した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九条中「前二条」を「前四条」に改める。

## 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 2 改正後の農業取締法（以下「新法」という。）第一条第一項の農業のうち、ウイルスの防除に用いられる薬剤及び農作物等（同項に規定する農作物等をいう。）の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤については、この法律の施行の日から起算して四箇月（その期間の経過する日までにした新法第二条第一項の登録の申請に対し登録をするかどうかの処分がその日までになかつたものについては、この法律の施行の日からその処分のある日まで。以下この項において「未登録充許容期間」という。）は新法第二条第一項の規定を、未登録充許容期間及びその期間が経過した日から起算してさらに一
- 3 この法律の施行前に改正前の農業取締法（以下「旧法」という。）第二条の規定によつてした登録は、当該登録の有効期間中は、新法第二条の規定によつてしたものとみなす。
- 4 前項の規定により新法第二条の規定によつてしたものとみなされる登録については、その登録につき旧法第二条第三項の規定により交付された登録票は、新法第二条第三項の規定により交付され、かつ、これに、当該登録に係る申請書に記載された適用病害虫及び使用方法（これらの事項につき変更を生じたため旧法第六条第二項の規定によりその旨の届出がされた農業については、その届出に係る変更後のこれらの事項）が記載されているものとみなす。
- 5 この法律の施行前に旧法第七条の規定による表示をされた農業についての新法第七条及び第九条の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して、新法第七条の規定の適用については四箇月（その期間の経過する日までにした新法第二条第一項の登録の申請に対し登録をするかどうかの処分がその日までになかつたものについては、この法律の施行の日からその処分のある日まで。以下この項において「未登録充許容期間」という。）は新法第二条第一項の規定を、未登録充許容期間及びその期間が経過した日から起算してさらに一

- 6 この法律の施行前にした行為については十箇月は、なお従前の例による表示をもつて足りる。

簡月は新法第七条の規定を、この法律の施行の日から起算して十箇月は新法第九条の規定を、それぞれ適用しない。

## ○櫻井志郎君登壇、拍手

〔櫻井志郎君登壇、拍手〕  
この法律案及び承認案件について、委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

## ○櫻井志郎君

まず、漁港法の一部を改正する法律案は、漁港審議会の委員から水産庁長官を除くとともに、特定第三種漁港の基本施設の修繕費の国の負担割合を引き上げようとするものであります。

次に、漁港整備計画の変更について承認を求める件は、現行の漁港整備計画を、漁業と漁港施設の現状を基礎とし、将来における漁業の推移その他を勘案して、これを全部変更し、指定農業の被害防止に関する指導、農業の登録及び表示、農林大臣の権限委任、防除業者等の監督、農業資材審議会の対策、指定農業の使用規制の意義とその実施方法及び使用規制の影響とこれ

たって、農業の需給、農業の毒性とその防除措置、P.C.P.の漁業被害とその対策、指定農業の使用規制の意義とその実施方法及び使用規制の影響とこれ

たって本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君） 次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求める件を問題に供します。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君） 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君） 次に、農業取締法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君） 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

右報告申し上げます。（拍手）

○副議長（重政庸徳君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君） 次に、農業の範囲を拡大し、水産動植物に有毒な農業の登録を整備かつ規制し、「指定農業」の制度を設け、都道府県知事は、指定農業の水産動植物に対する被害を防止するため、これが使用を規制することができます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君） 次に、農業の登録及び表示、農林大臣の権限委任、防除業者等の監督、農業資材審議会の

対策、指定農業の使用規制の意義とそ

の実施方法及び使用規制の影響とこれ

たって、農業の需給、農業の毒性とそ

の防除措置、P.C.P.の漁業被害とその

対策、指定農業の使用規制の意義とそ

の実施方法及び使用規制の影響とこれ

たって、農業の需給、農業の毒性とそ

○副議長(重政庸徳君) 日程第七、国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長北畠教真君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ可決した。

昭和三十八年三月八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法)の一部を改正する

法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「学部及びその国立大

学に包括される学校」を「及び学部」に改め、同条の表中学校教育法第九十八条の規定による学校、上欄を削り、埼玉大学の項を次のように改め

る。第三条に次の二項を加える。

2 文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に、各学部に共通する一般教養に関する教育を一括して行なうための組織として、教養部を置く。

埼玉大学	埼玉県
文理学部	
教育学部	

文理学部	埼玉県
教育学部	

工学部	埼玉県
-----	-----

第三条の二第一項中「東京医科歯科大学」を「東京芸術大学」に、

三重原

専門学校

明石工業高等

兵庫県

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。日程第八、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案、

日程第九、中小企業近代化促進法案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長赤間文三君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月二十二日

衆議院議長 清瀬 一郎

（小字及び  
は弊議院修正）

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案

中小企業振興資金等助成法の一  
部を改正する法律案

中小企業振興資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。題名を次のよう改める。

中小企業近代化資金助成法

第一条及び第二条を次のように改める。(目的)

第一条 この法律は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金又は中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

（1）工業、農業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業者であつて令で定めるものをいう。

（2）資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下

の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「中小企業高度化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける次各号に掲げるものをいう。

3 この法律において「中小企業設備近代化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の設備の近代化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける次各号に掲げるものをいう。

三 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第号)第八条第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人の営む同法第三条第一項の指定業種に属する事業の用に供するための施設の設備に必要な資金

第三条第一項第四号中「(物品の加工修理業を含む)」の下に「又は卸売業」を、「工場等集団化計画」の下に「又は店舗集団化計画」を加え、「又は事業場」を「事業場又は店舗」に、「振興」を「近代化」に改め、「及び前号」を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(中小企業設備近代化資金の貸付事業を行なう都道府県に対する国

の助成等)

第三条の二 国は、中小企業者の設備の近代化に資するため、都道府県が中小企業者の設備であつて中小企業の近代化に著しく寄与する事業を行なう都道府県に対する國の助成等)に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

国は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他

の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「中小企業高度化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける次各号に掲げるものをいう。

3 この法律において「中小企業設備近代化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の設備の近代化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける次各号に掲げるものをいう。

三 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第号)第八条第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人の営む同法第三条第一項の指定業種に属する事業の用に供するための施設の設備に必要な資金

第三条第一項第四号中「(物品の加工修理業を含む)」の下に「又は卸売業」を、「工場等集団化計画」の下に「又は店舗集団化計画」を加え、「又は事業場」を「事業場又は店舗」に、「振興」を「近代化」に改め、「及び前号」を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(中小企業設備近代化資金の貸付事業を行なう都道府県に対する国

の助成等)

第三条の二 国は、中小企業者の設備の近代化に資するため、都道府県が中小企業者の設備であつて中小企業の近代化に著しく寄与する事業を行なう都道府県に対する國の助成等)に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

国は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他



に関する施策について基本となるべき方策を定める法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

## (経過措置)

## 第三条 改正前の第三条第一項の規定

定により都道府県に交付された国からの補助金及び改正前の第十一條の規定により一般会計から特別会計に繰り入れられた資金を財源とする貸付事業の実施については、なお従前の例による。

2 改正後の第十三条の規定は、改正前の第三条第一項に規定する事業を廃止した場合に準用する。この場合において、改正後の第十三條中「中小企業設備近代化資金の貸付事業」とあるのは「中小企業振興資金等助成法」の一部を改正する。

法律(昭和三十八年法律第二号)による改正前の第三条第一項に規定する事業」と、「国からの補助金」とあるのは「同項の規定による改正前の第十三条第一項に規定する事業」と、「国からの補助金」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する改正後の第十三条の規定による国への納付金は、中小企業高度化資金金融通特別会計法(昭和三十八年法律第一号)第三条に規定する貸付金の償還金とみなす。

4 改正前の第三条第一項の規定により都道府県に交付された国からの補助金を財源の一部とした貸付金により取得された固定資産は、

中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の貸付けを受けて取得された固定資産とみなす。

(中小企業庁設置法の一部改正)  
第三条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の二の二 中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第一百五十五号)の施行に関する件

第三条(見出しを含む)中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に、「第三条第一項」を「第三条又は第三条の二第一項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第五項中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「中小企業近代化促進法案」を「中小企業振興資金等助成法」に改める。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 重宗 雄三殿

當初もの

五五二

(小字及び一は衆議院修正)

二 資本の額又は出資の総額が一千円以下の会社並びに常時使

用する従業員の数が五十人以下又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事

中小企業近代化促進法(目的)

第一条 この法律は、中小企業の実態を調査して、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、その円滑な実施を図るための措置を講ずること等により、中小企業の近代化を促進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第三百四十九条の三第十六項中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

(改正)  
第五条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部

特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条(見出しを含む)中「中

小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に、「第三

条第一項」を「第三条又は第三条の二第一項」に改める。

(定義)  
第二条 この法律において「中小企

業者」とは、工農、漁業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業をする者をいう。 次の各号の一に該当する者をいう。

営む中小規模の事業者であつて政令で定めるものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使

用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工

業、鉱業、運送業その他の業種

(次号に掲げる業種及び第三房の政令で定める業種を除く)に

属する事業を主たる事業として

なうない。

(中小企業近代化基本計画)

第三条 主務大臣は、中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各

号に該当する業種であつて政令で定めるもの(以下「指定業種」とい

う。)に属する中小企業について、

中小企業近代化基本計画(以下「基

本計画」という。)を定めなければ

- 一 当該業種における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。
- 二 当該業種に属する中小企業の生産性の向上を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため特に必要であると認められること。
- 三 基本計画には、第一号又は第二号の事項及び必要に応じ第三号から第八号までの事項について定めるものとする。
- 四 製造業にあつては、次に掲げる事項
- イ 目標年度における製品の性能又は品質、生産費、適正な生産の規模又は方式その他の近代化の目標
- ロ 目標年度における当該指定業種の製品の生産又は輸出の見通し
- 二 製造業以外の業種にあつては、前号の事項に準する事項
- 三 新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他設備の近代化に関する事項
- 四 経営管理の合理化又は技術若化に関する事項

- 五 事業の共同化、工場等の集団化その他中小企業構造の高度化に関する事項
- 六 競争の正常化又は取引関係の改善に関する事項
- 七 需要の開拓に関する事項
- 八 第三号から前号までに掲げるもののほか、近代化の目標を達成するために必要な事項
- 三 前項第一号又は第二号の事項は、指定業種ごとに、内外の経済事情を勘案して定めるものとする。
- 四 主務大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、その要旨を公表するものとする。  
(中小企業近代化実施計画)

- 第五条 主務大臣は、毎年、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るために必要な中小企業近代化実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならぬ。
- 第六条 政府は、実施計画に定める指定業種に属する中小企業の近代化のための設備の設置に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。
- (資金の確保)
- 第七条 主務大臣は、基本計画に定めるところによるところは、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならぬ。
- (合併等の場合の課税の特例)
- 第八条 主務大臣は、政令で定めるところにより、指定業種に属する事業(以下「指定事業」という。)を営む中小企業者に対し、その者が當該合併により設立した法人又は同項の承認に係る出資を受け

- 者は、当該中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする団体に対する団体に対し、必要な指導を行うものとする。
- (計画の変更)
- 第五条 主務大臣は、経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。
- 二 前条第二項の規定は、前項の規定により実施計画を変更した場合に準用する。
- (資金の確保)
- 第六条 政府は、実施計画に定める指定業種に属する中小企業の近代化のための設備の設置に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。
- (勧告)
- 第七条 主務大臣は、前二項の勧告をして、当該審議会の意見をきかなければならぬ。
- (合併等の場合の課税の特例)
- 第八条 主務大臣は、政令で定めるところにより、指定業種に属する事業(以下「指定事業」という。)を営む中小企業者に対し、その者が當該合併により設立した法人又は同項の承認に係る出資を受け

- 者は、当該中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする団体に対する団体に対し、必要な指導を行うものとする。
- (計画の変更)
- 第五条 主務大臣は、経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。
- 二 主務大臣は、前項に規定する場合において、同項の勧告のみによつては当該勧告に係る事項の実施が著しく困難であり、かつ、その主たる理由が当該中小企業者の事業と競合し若しくは関連する事業を行なう者(以下「関連事業者」という。)又は当該関連事業者を構成員とする団体の事業活動にあると認められるときは、当該関連事業者又は当該関連事業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。
- 二 主務大臣は、前項に規定する出資をする指定事業を営む中小企業者であつて法人であるものに対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む指定事業の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができる。
- 三 第一項若しくは前項の承認を受けた中小企業者、第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の承認に係る出資を受け



## 附 則

- 1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定により定められる中小企業者の範囲は、國の中小企業に関するべき方策を定める法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

でに行なうものとする。

- 第四条第三項中「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改める。
- 第五条から第十条までを次のように改める。
- 第五条から第十条までを次のように改める。
- 第五条から第十条までを次のように改める。

「赤間文三君登壇、拍手」

- 赤間文三君　ただいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
- した二法案について、商工委員会において申し上げますと、その要旨は、近代化が必要と認められる業種を指定し、その業種について、第一に、近代化基本計画、近代化実施計画を定め、

りりますとともに、その貸付対象を拡大することとなります。

- 次に、中小企業近代化促進法案について申上げますと、その要旨は、中小企業者による審査を行ない、まず、衆議院商工委員長瀧澤寛君並びに政府当局に対し、衆議院修正点を含めた両案の内容について多くの質疑を行なつたのでございますが、そのおもな点一、二を申上げますと、第一に、中小企業者の範囲といふような重要な問題を政令にゆる近代化促進は、事実上零細企

業の切り捨てになるおそれはないか。

- なお、両法案とも、衆議院において修正がなされています。すなわち、中小企業者の範囲は、國の中小企業施設の設置、工場、商店の団地化、中
- 小企業の合併など、中小企業構造の高度化に必要な資金の貸付を行なう都道府県に対する國の助成については、從来の補助金の交付から貸付金の貸付に改めて、財政資金の効率的運用をはか

- 2 前項の規定による業種の指定は、昭和三十八年六月三十日ま

- 3 中小企業近代化審議会について、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案外一件

- 第三条第一項中「政令で定める業種」を「中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第号)第三条第一項に規定する指定業種以外の業種」であつて政令で定めるものに、「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 第三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 第三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 第三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 第三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 第三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 第三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第四に、現在、業種別振興臨時措置法によつて指定され、改善事項が告示されている業種は、すべて近代化促進法の指定業種に入れることはできないか。第五に、中小企業の実質金利を引き下げるため、歩積み、両建の禁止を行なうべきではないか等であります。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して近藤委員より、両案に賛成するとともに、中小企業近代化促進法案に対し、同法による業種指定は、中小企業業種別振興臨時措置法で指定を受け、改善事項が告示された業種となるべく指定するようすべきだといふ旨の附帯決議を付したいといふ発言があり、ついで自由民主党を代表して上原委員より、両法案及び近藤委員提出の附帯決議案に賛成する旨の発言がございました。

討論を終わり、両法案を順次採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

なお、近藤委員提出の附帯決議案をすることに決定いたしました。

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

【審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載】

所得税法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月二十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

日程第十一、法人税法の一部を改正する法律案、

日程第十二、中小企業高度化資金融通特別会計法案、(いすれも内閣提出)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長佐野廣君。

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。また、委員長の報告を求めます。大蔵委員長佐野廣君。

第六条の二 個人が、命令の定めるところにより、左に掲げる預金、

合同運用信託又は有価証券を、金融機関その他の預金の受入れをなす者又は証券業者で命令で定めるものの営業所、事務所その他これらに連するもの(以下本条において「金融機関の営業所等」という)に

おいて預入し、信託し、又は購入する場合において、当該預入、信託又は購入の際、当該預金、合同運用信託又は有価証券につき本項の規定の適用を受けようとする旨の記載した書類で命令で定めるものを提出したときは、当該預金又は合同運用信託で当該書類に係る

算期間を通じて五十万円をこえな場合、当該有価証券で当該書類に係るものにあつてはそれぞれその元本の合計額がその利子又は利益の計

一 預金(前条第四号に規定するものを除く)

所得税法(昭和二十二年法律第二

所得税法(昭和二十二年法律第二

所得税法(昭和二十二年法律第二

所得税法(昭和二十二年法律第二

## 二 合同運用信託

三 公債及び社債並びに公社債投  
資信託の受益証券のうち、命令  
で定めるもの

前項に規定する書類は、同項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券のうち第三項に規定す

る非課税貯蓄申告書に記載されたものにつき、かつ、当該申告書に記載された金融機関の営業所等に対しても、これを提出することができる。

第一項の規定は、個人が、命令

の定めるところにより、その者の住所及び氏名並びに同項の規定の適用を受けたい旨、同項各号に掲

げる預金、合同運用信託又は有価証券のうちその適用を受けようとするもの並びにその適用を受けようとするものの預入、信託又は購

入に係る金融機関の営業所等の名稱及び所在地を記載した申告書

(以下本条において「非課税貯蓄申告書」という)を、当該金融機関

の営業所等を経由し、最初に当該

預入、信託又は購入をする日までに、政府に提出した場合に限り、

これが適用する。

前項の場合において、非課税貯

蓄申告書が政府に提出されたときは、当該金融機関の営業所等にお

いてこれを受理した日にその提出がされたものとみなす。

非課税貯蓄申告書には、第一項各号のうちいずれか一の号に掲げ

るもの及びその預入、信託、又は

購入に係る金融機関の営業所等の

うちいずれか一のものに限りこれ

を記載することができるものと

し、一の非課税貯蓄申告書を提出

した場合においては、命令で定め

る場合を除き、他の非課税貯蓄申告書は、これを提出することがで

きないものとする。

第二項から前項までに定めるも

定する書類及び非課税貯蓄申告書

の提出並びに当該申告書を提出し

た者がその提出後当該申告書に記

載した住所又は氏名を変更した場

合における申告に關する事項その

他第一項の規定の適用に關し必要

な事項は、命令でこれを定める。

第十一条の二第二項第一号中「十

万円」を「十二万五千円」に、「九

条第三項第一号中「七万円」を「七

万五千円」を「九万五千円」に改め、同

万五千円」に改める。

第十二条の八中「十万円」を「十

万五千円」に改める。

第十三条の九第一項中「三万円」

を「三万五千円」に改める。

第十二条中「十万円」を「十一万

円」に改める。

得につき」を削り、「当該所得の生

じた日又は期間の属する年分の」を

るに相当する金額を加算した

金額とする。

居住者がその年において課せら

れた外国の所得税の額がその年の

外國税控除限度額に満たない場合

において、その年の前年以前五年

内の各年ににおいて課せられた外国

の所得税の額のうち当該各年内の

所得税の額による控除の

限度をこえる部分の金額(命令で

定める金額に限る)があるとき

は、当該こえる部分の金額に相当

する額の外國の所得税は、その

年ににおいて課せられたものとみな

して、第一項の規定を適用する。

各年の外國税控除限度額に満たないものがあるときは、その年における前項の規定による控除の限度

した残額(命令で定める金額に限

る)に相当する金額を加算した

金額とする。

居住者がその年において課せら

れた外國の所得税の額がその年の

外國税控除限度額に満たない場合

において、その年の前年以前五年

内の各年ににおいて課せられた外国

の所得税の額のうち当該各年内の

所得税の額による控除の

限度をこえる部分の金額(命令で

定める金額に限る)があるとき

は、当該こえる部分の金額に相当

する額の外國の所得税は、その

年ににおいて課せられたものとみな

して、第一項の規定を適用する。

第三十八条第二項中「二千円」を

「五千五百円」に、「七十円」を「五十

円」に改め、同条第五項中「三千円」

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月額表  
甲 表  
(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上 未満	税額											円 その月の社会保険料控除後の給与の金額に相当する額	
12,300 円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12,300 12,500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	817	
12,500 12,700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	836	
12,700 12,900	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	855	
12,900 13,100	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	875	
13,100 13,300	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	894	
13,300 13,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	913	
13,500 13,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	932	
13,700 13,900	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	951	
13,900 14,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	971	
14,100 14,300	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	990	
14,300 14,500	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,009	
14,500 14,700	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,028	
14,700 14,900	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,047	
14,900 15,100	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,067	
15,100 15,300	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,086	
15,300 15,500	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,105	
15,500 15,900	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,124	
15,900 16,300	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,163	
16,300 16,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,201	
16,700 17,100	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,250	
17,100 17,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,322	
17,500 17,900	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,404	
17,900 18,300	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,487	
18,300 18,700	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,569	
18,700 19,100	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,651	
19,100 19,500	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,734	
19,500 19,900	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,816	
19,900 20,300	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,899	
20,300 20,700	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,981	
20,700 21,100	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,063	
21,100 21,500	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,146	
21,500 21,900	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,228	
21,900 22,300	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,311	
22,300 22,700	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,393	
22,700 23,100	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,475	
23,100 23,500	710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,552	
23,500 23,900	750	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,628	
23,900 24,300	780	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,704	
24,300 24,700	810	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,780	
24,700 25,100	840	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,856	
25,100 25,500	870	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,932	
25,500 25,900	910	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,008	
25,900 26,300	940	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,084	
26,300 26,700	970	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,160	
26,700 27,100	1,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,236	

昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外三件

イ 月額表  
甲 表  
(二)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
27,100	27,500	1,030	260	30	0	0	0	0	0	0	0	3,312	
27,500	28,100	1,070	290	60	0	0	0	0	0	0	0	3,388	
28,100	28,700	1,120	330	100	0	0	0	0	0	0	0	3,502	
28,700	29,300	1,170	370	140	0	0	0	0	0	0	0	3,616	
29,300	29,900	1,220	410	170	0	0	0	0	0	0	0	3,730	
29,900	30,500	1,270	450	210	0	0	0	0	0	0	0	3,853	
30,500	31,100	1,310	480	250	20	0	0	0	0	0	0	3,993	
31,100	31,700	1,360	520	290	60	0	0	0	0	0	0	4,185	
31,700	32,300	1,410	560	330	90	0	0	0	0	0	0	4,377	
32,300	32,900	1,460	600	370	130	0	0	0	0	0	0	4,569	
32,900	33,500	1,510	640	400	170	0	0	0	0	0	0	4,761	
33,500	34,100	1,580	680	440	210	0	0	0	0	0	0	4,938	
34,100	34,700	1,660	730	480	250	20	0	0	0	0	0	5,106	
34,700	35,300	1,740	780	530	290	60	0	0	0	0	0	5,266	
35,300	35,900	1,820	840	570	340	100	0	0	0	0	0	5,425	
35,900	36,500	1,900	890	610	380	150	0	0	0	0	0	5,584	
36,500	37,100	1,980	940	660	420	190	0	0	0	0	0	5,743	
37,100	37,700	2,060	1,000	710	470	230	0	0	0	0	0	5,902	
37,700	38,300	2,140	1,050	760	510	280	40	0	0	0	0	6,061	
38,300	38,900	2,220	1,110	820	550	320	90	0	0	0	0	6,220	
38,900	39,500	2,300	1,160	870	600	360	130	0	0	0	0	6,379	
39,500	40,100	2,390	1,210	920	640	410	170	0	0	0	0	6,538	
40,100	40,700	2,470	1,270	980	690	450	220	0	0	0	0	6,697	
40,700	41,300	2,550	1,320	1,030	740	490	260	30	0	0	0	6,856	
41,300	41,900	2,630	1,380	1,090	790	540	300	70	0	0	0	7,015	
41,900	42,500	2,710	1,430	1,140	850	580	340	110	0	0	0	7,174	
42,500	43,100	2,790	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	0	7,333	
43,100	43,700	2,870	1,560	1,250	960	660	430	200	0	0	0	7,511	
43,700	44,300	2,950	1,640	1,300	1,010	720	470	240	10	0	0	7,730	
44,300	44,900	3,030	1,720	1,360	1,060	770	520	280	50	0	0	7,949	
44,900	45,500	3,110	1,800	1,410	1,120	830	560	330	90	0	0	8,168	
45,500	46,500	3,220	1,910	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	8,387	
46,500	47,500	3,360	2,040	1,610	1,280	990	700	460	220	0	0	8,752	
47,500	48,500	3,490	2,180	1,740	1,370	1,080	790	530	300	60	0	9,117	
48,500	49,500	3,630	2,310	1,880	1,460	1,170	880	600	370	130	0	9,482	
49,500	50,500	3,760	2,450	2,010	1,570	1,260	970	670	440	210	0	9,847	
50,500	51,500	3,900	2,580	2,150	1,710	1,350	1,060	760	510	280	50	10,212	
51,500	52,500	4,030	2,720	2,280	1,840	1,440	1,150	850	580	350	120	10,577	
52,500	53,500	4,170	2,850	2,420	1,980	1,540	1,240	940	660	420	190	10,942	
53,500	54,500	4,300	2,990	2,550	2,110	1,680	1,380	1,030	740	490	260	30	11,307
54,500	55,500	4,440	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	1,120	830	570	330	100	11,672
55,500	56,500	4,570	3,260	2,820	2,380	1,950	1,510	1,210	920	640	410	170	12,037
56,500	57,500	4,710	3,390	2,960	2,520	2,080	1,640	1,300	1,010	720	480	240	12,402
57,500	58,500	4,840	3,530	3,090	2,650	2,220	1,780	1,390	1,100	810	550	320	12,767
58,500	59,500	4,980	3,660	3,230	2,790	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	390	13,132
59,500	60,500	5,120	3,810	3,370	2,940	2,500	2,060	1,620	1,290	1,000	710	470	13,492
60,500	61,500	5,280	3,960	3,520	3,090	2,650	2,210	1,770	1,390	1,100	810	550	13,933
61,500	62,500	5,480	4,110	3,670	3,240	2,800	2,360	1,920	1,490	1,200	910	630	14,350
62,500	63,500	5,680	4,260	3,820	3,390	2,950	2,510	2,070	1,640	1,300	1,010	720	14,750
63,500	64,500	5,880	4,410	3,970	3,540	3,100	2,660	2,220	1,790	1,400	1,110	820	15,150

イ 月額表  
甲 表  
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
64,500	65,500	6,080	4,560	4,120	3,690	3,250	2,810	2,370	1,940	1,500	1,210	920	15,550
65,500	66,500	6,280	4,710	4,270	3,840	3,400	2,960	2,520	2,090	1,650	1,310	1,020	15,950
66,500	67,500	6,480	4,860	4,420	3,990	3,550	3,110	2,670	2,240	1,800	1,410	1,120	16,350
67,500	68,500	6,680	5,010	4,570	4,140	3,700	3,260	2,820	2,390	1,950	1,510	1,220	16,750
68,500	69,500	6,880	5,160	4,720	4,290	3,850	3,410	2,970	2,540	2,100	1,660	1,320	17,150
69,500	70,500	7,080	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	17,550
70,500	71,500	7,280	5,530	5,020	4,590	4,150	3,710	3,270	2,840	2,400	1,960	1,520	17,950
71,500	72,500	7,480	5,730	5,170	4,740	4,300	3,860	3,420	2,990	2,550	2,110	1,670	18,350
72,500	73,500	7,680	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	2,700	2,260	1,820	18,750
73,500	74,500	7,880	6,130	5,550	5,040	4,600	4,160	3,720	3,290	2,850	2,410	1,970	19,150
74,500	75,500	8,080	6,330	5,750	5,190	4,750	4,310	3,870	3,440	3,000	2,560	2,120	19,550
75,500	76,500	8,280	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	3,150	2,710	2,270	19,950
76,500	78,000	8,530	6,780	6,200	5,620	5,090	4,650	4,210	3,770	3,340	2,900	2,460	20,350
78,000	79,500	8,830	7,080	6,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	20,950
79,500	81,000	9,130	7,380	6,800	6,220	5,630	5,100	4,660	4,220	3,790	3,350	2,910	21,550
81,000	82,500	9,430	7,680	7,100	6,520	5,980	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	22,150
82,500	84,000	9,730	7,980	7,400	6,820	6,230	5,650	5,110	4,670	4,240	3,800	3,360	22,750
84,000	85,500	10,030	8,280	7,700	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	23,350
85,500	87,000	10,350	8,580	8,000	7,420	6,830	6,250	5,670	5,120	4,690	4,250	3,810	24,042
87,000	88,500	10,730	8,880	8,300	7,720	7,130	6,550	5,970	5,380	4,910	4,470	4,040	24,733
88,500	90,000	11,100	9,180	8,600	8,020	7,430	6,850	6,270	5,680	5,140	4,700	4,260	25,408
90,000	91,500	11,480	9,480	8,900	8,320	7,730	7,150	6,570	5,980	5,400	4,920	4,490	26,083
91,500	93,000	11,850	9,780	9,200	8,620	8,030	7,450	6,870	6,280	5,700	5,150	4,710	26,758
93,000	94,500	12,230	10,080	9,500	8,920	8,330	7,750	7,170	6,580	6,000	5,420	4,940	27,433
94,500	96,000	12,600	10,420	9,800	9,220	8,630	8,050	7,470	6,880	6,300	5,720	5,160	28,108
96,000	97,500	12,980	10,790	10,100	9,520	8,930	8,350	7,770	7,180	6,600	6,020	5,430	28,783
97,500	99,000	13,350	11,170	10,440	9,820	9,230	8,650	8,070	7,480	6,900	6,320	5,730	29,458
99,000	100,500	13,730	11,540	10,810	10,120	9,530	8,950	8,370	7,780	7,200	6,620	6,030	30,133
100,500	102,000	14,100	11,920	11,190	10,460	9,830	9,250	8,670	8,080	7,500	6,920	6,330	30,808
102,000	103,500	14,480	12,290	11,560	10,830	10,130	9,550	8,970	8,380	7,800	7,220	6,630	31,483
103,500	105,000	14,850	12,670	11,940	11,210	10,480	9,850	9,270	8,680	8,100	7,520	6,930	32,158
105,000	106,500	15,230	13,040	12,310	11,580	10,850	10,150	9,570	8,980	8,400	7,820	7,230	32,833
106,500	108,000	15,600	13,420	12,690	11,960	11,230	10,500	9,870	9,280	8,700	8,120	7,530	33,508
108,000	109,500	15,980	13,790	13,060	12,330	11,600	10,870	10,170	9,580	9,000	8,420	7,830	34,183
109,500	111,000	16,350	14,170	13,440	12,710	11,980	11,250	10,520	9,880	9,300	8,720	8,130	34,858
111,000	112,500	16,730	14,540	13,810	13,080	12,350	11,620	10,900	10,180	9,600	9,020	8,430	35,533
112,500	114,000	17,100	14,920	14,190	13,460	12,730	12,000	11,270	10,540	9,900	9,320	8,730	36,208
114,000	115,500	17,480	15,290	14,560	13,830	13,100	12,370	11,650	10,920	10,200	9,620	9,030	36,908
115,500	117,000	17,850	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	10,560	9,920	9,330	37,733
117,000	118,500	18,230	16,040	15,310	14,580	13,850	13,120	12,400	11,670	10,940	10,220	9,630	38,558
118,500	120,000	18,610	16,420	15,690	14,960	14,230	13,500	12,770	12,040	11,310	10,580	9,930	39,383
120,000	122,000	19,130	16,850	16,120	15,400	14,670	13,940	13,210	12,480	11,750	11,020	10,290	40,167
122,000	124,000	19,730	17,350	16,620	15,900	15,170	14,440	13,710	12,980	12,250	11,520	10,790	41,167
124,000	126,000	20,330	17,850	17,120	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	42,167
126,000	128,000	20,930	18,350	17,620	16,900	16,170	15,440	14,710	13,980	13,250	12,520	11,790	43,167
128,000	130,000	21,530	18,910	18,120	17,400	16,670	15,940	15,210	14,480	13,750	13,020	12,290	44,167
130,000	132,000	22,130	19,510	18,630	17,900	17,170	16,440	15,710	14,980	14,250	13,520	12,790	45,167
132,000	134,000	22,730	20,110	19,230	18,400	17,670	16,940	16,210	15,480	14,750	14,020	13,290	46,167
134,000	136,000	23,330	20,710	19,830	18,960	18,170	17,440	16,710	15,980	15,250	14,520	13,790	47,167
136,000	138,000	23,930	21,310	20,430	19,560	18,680	17,940	17,210	16,480	15,750	15,020	14,290	48,167

昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号

所得稅法の一部を改正する法律案外三件

イ 月額表  
甲 表  
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
138,000	140,000	24,530	21,910	21,030	20,160	19,280	18,440	17,710	16,980	16,250	15,520	14,790	49,167
140,000	142,000	25,130	22,510	21,630	20,760	19,880	19,010	18,210	17,480	16,750	16,020	15,290	50,167
142,000	144,000	25,730	23,110	22,230	21,360	20,480	19,610	18,730	17,980	17,250	16,520	15,790	51,167
144,000	146,000	26,330	23,710	22,830	21,960	21,080	20,210	19,330	18,480	17,750	17,020	16,290	52,167
146,000	148,000	26,930	24,310	23,430	22,560	21,680	20,810	19,930	19,060	18,250	17,520	16,790	53,167
148,000	150,000	27,530	24,910	24,030	23,160	22,280	21,410	20,530	19,660	18,780	18,020	17,290	54,167
150,000	152,000	28,130	25,510	24,630	23,760	22,880	22,010	21,130	20,260	19,380	18,520	17,790	55,167
152,000	154,000	28,730	26,110	25,230	24,360	23,480	22,610	21,730	20,860	19,980	19,110	18,290	56,167
154,000	156,000	29,330	26,710	25,830	24,960	24,080	23,210	22,330	21,460	20,580	19,710	18,830	57,167
156,000	158,000	29,930	27,310	26,430	25,560	24,680	23,810	22,930	22,060	21,180	20,310	19,430	58,167
158,000	160,000	30,530	27,910	27,030	26,160	25,280	24,410	23,530	22,660	21,780	20,910	20,030	59,167
160,000	162,000	31,130	28,510	27,630	26,760	25,880	25,010	24,130	23,260	22,380	21,510	20,630	60,167
162,000	164,000	31,730	29,110	28,230	27,360	26,480	25,610	24,730	23,860	22,980	22,110	21,230	61,167
164,000	166,000	32,330	29,710	28,830	27,960	27,080	26,210	25,330	24,460	23,580	22,710	21,830	62,167
166,000	168,000	32,930	30,310	29,430	28,560	27,680	26,810	25,930	25,060	24,180	23,310	22,430	63,167
168,000	170,000	33,530	30,910	30,030	29,160	28,280	27,410	26,530	25,660	24,780	23,910	23,030	64,167
170,000	172,000	34,220	31,510	30,630	29,760	28,880	28,010	27,130	26,260	25,380	24,510	23,630	65,125
172,000	174,000	34,920	32,110	31,230	30,360	29,480	28,610	27,730	26,860	25,980	25,110	24,230	66,025
174,000	176,000	35,620	32,710	31,330	30,490	30,080	29,210	28,330	27,460	26,580	25,710	24,830	66,925
176,000	178,000	36,320	33,310	32,430	31,560	30,680	29,810	28,930	28,060	27,180	26,310	25,430	67,825
178,000	180,000	37,020	33,960	33,080	32,160	31,280	30,410	29,530	28,660	27,780	26,910	26,030	68,900
180,000	182,000	37,720	34,660	33,640	32,760	31,880	31,010	30,130	29,260	28,380	27,510	26,630	70,000
182,000	184,000	38,420	35,360	34,340	33,360	32,480	31,610	30,730	29,860	28,980	28,110	27,230	71,100
184,000	186,000	39,120	36,060	35,040	34,020	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,830	72,200
186,000	188,000	39,820	36,760	35,740	34,720	33,700	32,810	31,930	31,060	30,180	29,310	28,430	73,300
188,000	190,000	40,520	37,460	36,440	35,420	34,400	33,410	32,530	31,660	30,780	29,910	29,030	74,400
190,000	192,000	41,220	38,160	37,140	36,120	35,100	34,080	33,130	32,260	31,380	30,510	29,630	75,500
192,000	194,000	41,920	38,860	37,840	36,820	35,800	34,780	33,760	32,860	31,980	31,110	30,230	76,600
194,000	196,000	42,620	39,560	38,540	37,520	36,500	35,480	34,460	33,460	32,580	31,710	30,830	77,700
196,000	198,000	43,320	40,260	39,240	38,220	37,200	36,180	35,160	34,140	33,180	32,310	31,430	78,800
198,000	200,000	44,020	40,960	39,940	38,920	37,900	36,880	35,860	34,840	33,820	32,910	32,030	79,900
200,000 円		44,370	41,310	40,290	39,270	38,250	37,230	36,210	35,190	34,170	33,210	32,330	81,000
200,000 円を こえ 228,000 円に満たない 金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額											81,000 円に、 その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額

イ 月額表  
甲 表  
(五)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額										
	扶養親族等の数																				
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人											
以上未満	税額																				
228,000円	54,170	51,110	50,090	49,070	48,050	47,030	46,010	44,990	43,970	43,010	42,130										
228,000円をこえ353,000円に満たない金額	228,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										93,600円										
353,000円	104,170	101,110	100,090	99,070	98,050	97,030	96,010	94,990	93,970	93,010	92,130										
353,000円をこえ520,000円に満たない金額	353,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額										156,100円										
520,000円	179,320	176,260	175,240	174,220	173,200	172,180	171,160	170,140	169,120	168,160	167,280										
520,000円をこえる金額	520,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										247,950円										
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額																					
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額																					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(ア) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ブ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円

(丙) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ウ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額が、その求める税額である。

(エ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(丙)又は(ウ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号

所得稅法の一部を改正する法律案外三件

- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに440円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,500円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(1)の(1)の(2)及び(2)により求めた金額が、その求める税額である。

## イ 月額表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く)について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶 養 親 族 の 数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未 滿	税額									
19,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	260	30	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	290	60	0	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	310	80	0	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	340	110	0	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	370	130	0	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	390	160	0	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	420	180	0	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	440	210	0	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	470	230	0	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	490	260	30	0	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	530	290	60	0	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	560	330	100	0	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	600	370	140	0	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	640	410	170	0	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	680	450	210	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,100	730	480	250	20	0	0	0	0	0	0
31,100	31,700	780	520	290	60	0	0	0	0	0	0
31,700	32,300	830	560	330	90	0	0	0	0	0	0
32,300	32,900	870	600	370	130	0	0	0	0	0	0
32,900	33,500	920	640	400	170	0	0	0	0	0	0
33,500	34,100	970	680	440	210	0	0	0	0	0	0
34,100	34,700	1,020	730	480	250	20	0	0	0	0	0
34,700	35,300	1,070	780	530	290	60	0	0	0	0	0
35,300	35,900	1,130	840	570	340	100	0	0	0	0	0
35,900	36,500	1,180	890	610	380	150	0	0	0	0	0
36,500	37,100	1,240	940	660	420	190	0	0	0	0	0
37,100	37,700	1,290	1,000	710	470	230	0	0	0	0	0
37,700	38,300	1,340	1,050	760	510	280	40	0	0	0	0
38,300	38,900	1,400	1,110	820	550	320	90	0	0	0	0
38,900	39,500	1,450	1,160	870	600	360	130	0	0	0	0
39,500	40,100	1,510	1,210	920	640	410	170	0	0	0	0
40,100	40,700	1,590	1,270	980	690	450	220	0	0	0	0
40,700	41,300	1,670	1,320	1,030	740	490	260	30	0	0	0
41,300	41,900	1,750	1,380	1,090	790	530	300	70	0	0	0
41,900	42,500	1,830	1,430	1,140	850	580	340	110	0	0	0
42,500	43,100	1,920	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	0
43,100	43,700	2,000	1,560	1,250	960	660	430	200	0	0	0
43,700	44,300	2,080	1,640	1,300	1,010	720	470	240	10	0	0
44,300	44,900	2,160	1,720	1,360	1,060	770	520	280	50	0	0
44,900	45,500	2,240	1,800	1,410	1,120	830	560	330	90	0	0

昭和三十八年三月二十日 参議院会議録第十七号

イ 月額表  
乙 表  
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶養親族の数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
45,500	46,500	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	390	150	0	
46,500	47,500	2,480	2,040	1,610	1,280	990	700	460	220	0	
47,500	48,500	2,620	2,180	1,740	1,370	1,080	790	530	300	60	
48,500	49,500	2,750	2,310	1,880	1,460	1,170	880	600	370	130	
49,500	50,500	2,890	2,450	2,010	1,570	1,260	970	670	440	210	
50,500	51,500	3,020	2,580	2,150	1,710	1,350	1,060	760	510	280	
51,500	52,500	3,160	2,720	2,280	1,840	1,440	1,150	850	580	350	
52,500	53,500	3,290	2,850	2,420	1,980	1,540	1,240	940	660	420	
53,500	54,500	3,430	2,990	2,550	2,110	1,680	1,330	1,030	740	490	
54,500	55,500	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	1,120	830	570	
55,500	56,500	3,700	3,260	2,820	2,380	1,950	1,510	1,210	920	640	
56,500	57,500	3,830	3,390	2,960	2,520	2,080	1,640	1,300	1,010	720	
57,500	58,500	3,970	3,530	3,090	2,650	2,220	1,780	1,390	1,100	810	
58,500	59,500	4,100	3,660	3,230	2,790	2,350	1,910	1,480	1,190	900	
59,500	60,500	4,250	3,810	3,370	2,940	2,500	2,060	1,620	1,290	1,000	
60,500	61,500	4,400	3,960	3,520	3,090	2,650	2,210	1,770	1,390	1,100	
61,500	62,500	4,550	4,110	3,670	3,240	2,800	2,360	1,920	1,490	1,200	
62,500	63,500	4,700	4,260	3,820	3,390	2,950	2,510	2,070	1,640	1,300	
63,500	64,500	4,850	4,410	3,970	3,540	3,100	2,660	2,220	1,790	1,400	
64,500	65,500	5,000	4,560	4,120	3,690	3,250	2,810	2,370	1,940	1,500	
65,500	66,500	5,150	4,710	4,270	3,840	3,400	2,960	2,520	2,090	1,650	
66,500	67,500	5,320	4,860	4,420	3,990	3,550	3,110	2,670	2,240	1,800	
67,500	68,500	5,520	5,010	4,570	4,140	3,700	3,260	2,820	2,390	1,950	
68,500	69,500	5,720	5,160	4,720	4,290	3,850	3,410	2,970	2,540	2,100	
69,500	70,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	2,250	
70,500	71,500	6,120	5,530	5,020	4,590	4,150	3,710	3,270	2,840	2,400	
71,500	72,500	6,320	5,730	5,170	4,740	4,300	3,860	3,420	2,990	2,550	
72,500	73,500	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	2,700	
73,500	74,500	6,720	6,130	5,550	5,040	4,600	4,160	3,720	3,290	2,850	
74,500	75,500	6,920	6,330	5,750	5,190	4,750	4,310	3,870	3,440	3,000	
75,500	76,500	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	3,150	
76,500	78,000	7,370	6,780	6,200	5,620	5,090	4,650	4,210	3,770	3,340	
78,000	79,500	7,670	7,080	6,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	
79,500	81,000	7,970	7,380	6,800	6,220	5,630	5,100	4,660	4,220	3,790	
81,000	82,500	8,270	7,680	7,100	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	
82,500	84,000	8,570	7,980	7,400	6,820	6,230	5,650	5,110	4,670	4,240	
84,000	85,500	8,870	8,280	7,700	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	
85,500	87,000	9,170	8,580	8,000	7,420	6,830	6,250	5,670	5,120	4,690	
87,000	88,500	9,470	8,880	8,300	7,720	7,130	6,550	5,970	5,380	4,910	
88,500	90,000	9,770	9,180	8,600	8,020	7,430	6,850	6,270	5,680	5,140	
90,000	91,500	10,070	9,480	8,900	8,320	7,730	7,150	6,570	5,980	5,400	
91,500	93,000	10,400	9,780	9,200	8,620	8,030	7,450	6,870	6,280	5,700	
93,000	94,500	10,770	10,080	9,500	8,920	8,330	7,750	7,170	6,580	6,000	
94,500	96,000	11,150	10,420	9,800	9,220	8,630	8,050	7,470	6,880	6,300	
96,000	97,500	11,520	10,790	10,100	9,520	8,930	8,350	7,770	7,180	6,600	
97,500	99,000	11,900	11,170	10,440	9,820	9,230	8,650	8,070	7,480	6,900	
99,000	100,500	12,270	11,540	10,810	10,120	9,530	8,950	8,370	7,780	7,200	
100,500	102,000	12,650	11,920	11,190	10,460	9,830	9,250	8,670	8,080	7,500	
102,000	103,500	13,020	12,290	11,560	10,830	10,130	9,550	8,970	8,380	7,800	
103,500	105,000	13,400	12,670	11,940	11,210	10,480	9,850	9,270	8,680	8,100	

イ 月額表  
乙 表  
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶養親族の数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税									
105,000	106,500	13,770	13,040	12,310	11,580	10,850	10,150	9,570	8,980	8,400	7,820
106,500	108,000	14,150	13,420	12,690	11,960	11,230	10,500	9,870	9,280	8,700	8,120
108,000	109,500	14,520	13,790	13,060	12,330	11,600	10,870	10,170	9,580	9,000	8,420
109,500	111,000	14,900	14,170	13,440	12,710	11,980	11,250	10,520	9,880	9,300	8,720
111,000	112,500	15,270	14,540	13,810	13,080	12,350	11,620	10,890	10,180	9,600	9,020
112,500	114,000	15,650	14,920	14,190	13,460	12,730	12,000	11,270	10,540	9,900	9,320
114,000	115,500	16,020	15,290	14,560	13,830	13,100	12,370	11,640	10,920	10,200	9,620
115,500	117,000	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	10,560	9,920
117,000	118,500	16,770	16,040	15,310	14,580	13,850	13,120	12,390	11,670	10,940	10,220
118,500	120,000	17,150	16,420	15,690	14,960	14,230	13,500	12,770	12,040	11,310	10,580
120,000	122,000	17,580	16,850	16,120	15,400	14,670	13,940	13,210	12,480	11,750	11,020
122,000	124,000	18,080	17,350	16,620	15,900	15,170	14,440	13,710	12,980	12,250	11,520
124,000	126,000	18,580	17,850	17,120	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020
126,000	128,000	19,180	18,350	17,620	16,900	16,170	15,440	14,710	13,980	13,250	12,520
128,000	130,000	19,780	18,910	18,120	17,400	16,670	15,940	15,210	14,480	13,750	13,020
130,000	132,000	20,380	19,510	18,630	17,900	17,170	16,440	15,710	14,980	14,250	13,520
132,000	134,000	20,980	20,110	19,230	18,400	17,670	16,940	16,210	15,480	14,750	14,020
134,000	136,000	21,580	20,710	19,830	18,960	18,170	17,440	16,710	15,980	15,250	14,520
136,000	138,000	22,180	21,310	20,430	19,560	18,680	17,940	17,210	16,480	15,750	15,020
138,000	140,000	22,780	21,910	21,030	20,160	19,280	18,440	17,710	16,980	16,250	15,520
140,000	142,000	23,380	22,510	21,630	20,760	19,880	19,010	18,210	17,480	16,750	16,020
142,000	144,000	23,980	23,110	22,230	21,360	20,480	19,610	18,730	17,980	17,250	16,520
144,000	146,000	24,580	23,710	22,830	21,960	21,080	20,210	19,330	18,480	17,750	17,020
146,000	148,000	25,180	24,310	23,430	22,560	21,680	20,810	19,930	19,060	18,250	17,520
148,000	150,000	25,780	24,910	24,030	23,160	22,280	21,410	20,530	19,660	18,780	18,020
150,000	152,000	26,380	25,510	24,630	23,760	22,880	22,010	21,130	20,260	19,380	18,520
152,000	154,000	26,980	26,110	25,230	24,360	23,480	22,610	21,730	20,860	19,980	19,110
154,000	156,000	27,580	26,710	25,830	24,960	24,080	23,210	22,330	21,460	20,580	19,710
156,000	158,000	28,180	27,310	26,430	25,560	24,680	23,810	22,930	22,060	21,180	20,310
158,000	160,000	28,780	27,910	27,030	26,160	25,280	24,410	23,530	22,660	21,780	20,910
160,000	162,000	29,380	28,510	27,630	26,760	25,880	25,010	24,130	23,260	22,380	21,510
162,000	164,000	29,980	29,110	28,230	27,360	26,480	25,610	24,730	23,860	22,980	22,110
164,000	166,000	30,580	29,710	28,830	27,960	27,080	26,210	25,330	24,460	23,580	22,710
166,000	168,000	31,180	30,310	29,430	28,560	27,680	26,810	25,930	25,060	24,180	23,310
168,000	170,000	31,780	30,910	30,030	29,160	28,280	27,410	26,530	25,660	24,780	23,910
170,000	172,000	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,010	27,130	26,260	25,380	24,510
172,000	174,000	32,980	32,110	31,230	30,360	29,480	28,610	27,730	26,860	25,980	25,110
174,000	176,000	33,580	32,710	31,830	30,960	30,080	29,210	28,330	27,460	26,580	25,710
176,000	178,000	34,280	33,310	32,430	31,560	30,680	29,810	28,930	28,060	27,180	26,310
178,000	180,000	34,980	33,960	33,030	32,160	31,280	30,410	29,530	28,660	27,780	26,910
180,000	182,000	35,680	34,660	33,640	32,760	31,880	31,010	30,130	29,260	28,380	27,510
182,000	184,000	36,380	35,360	34,340	33,360	32,480	31,610	30,730	29,860	28,980	28,110
184,000	186,000	37,080	36,060	35,040	34,020	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710
186,000	188,000	37,780	36,760	35,740	34,720	33,700	32,810	31,930	31,060	30,180	29,310
188,000	190,000	38,480	37,460	36,440	35,420	34,400	33,410	32,530	31,660	30,780	29,910
190,000	192,000	39,180	38,160	37,140	36,120	35,100	34,080	33,130	32,260	31,380	30,510
192,000	194,000	39,880	38,860	37,840	36,820	35,800	34,780	33,760	32,860	31,980	31,110
194,000	196,000	40,580	39,560	38,540	37,520	36,500	35,480	34,460	33,480	32,580	31,710
196,000	198,000	41,280	40,260	39,240	38,220	37,200	36,180	35,160	34,140	33,180	32,310
198,000	200,000	41,980	40,960	39,940	38,920	37,900	36,880	35,860	34,840	33,820	32,910

昭和三十八年二月三十日 参議院会議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外三件

昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号

所得稅法の一部を改正する法律案外三件

イ 月額表  
乙 表  
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額																			
	扶養親族の数																			
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人										
以上未満	税額																			
200,000円	42,330	41,310	40,290	39,270	38,250	37,230	36,210	35,190	34,170	33,210										
200,000円をこえ228,000円に満たない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額																			
228,000円	52,130	51,110	50,090	49,070	48,050	47,030	46,010	44,990	43,970	43,010										
228,000円をこえ353,000円に満たない金額	228,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額																			
353,000円	102,130	101,110	100,090	99,070	98,050	97,030	96,010	94,990	93,970	93,010										
353,000円をこえ520,000円に満たない金額	353,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額																			
520,000円	177,280	176,260	175,240	174,220	173,200	172,180	171,160	170,140	169,120	168,160										
520,000円をこえる金額	520,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額																			
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額																				
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																				

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
  - (1) 当該給与から控除される社会保険料の金額
  - (2) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

**別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表**（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

口 目 箱 表

甲 表

←

昭和三十八年三月二十日 参議院会議録第十七号

所得稅法の一部を改正する法律案外三件

口 日 額 表  
甲 表  
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額		
	扶 養 親 族 等 の 数														
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以上	未 満	税 額													
1,140	1,160	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	172	0		
1,160	1,180	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	177	0		
1,180	1,200	60	25	20	10	5	0	0	0	0	0	183	0		
1,200	1,220	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	188	0		
1,220	1,240	65	30	20	15	5	0	0	0	0	0	193	0		
1,240	1,260	70	35	25	15	5	0	0	0	0	0	199	0		
1,260	1,280	70	35	25	15	10	0	0	0	0	0	204	0		
1,280	1,300	75	35	25	20	10	0	0	0	0	0	209	0		
1,300	1,320	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	214	0		
1,320	1,340	80	40	30	20	15	5	0	0	0	0	220	0		
1,340	1,360	80	40	30	20	15	5	0	0	0	0	225	0		
1,360	1,380	85	45	35	25	15	10	0	0	0	0	230	0		
1,380	1,400	85	45	35	25	15	10	0	0	0	0	236	0		
1,400	1,440	90	50	40	30	20	10	0	0	0	0	241	0		
1,440	1,480	95	50	40	30	20	15	0	0	0	0	253	3		
1,480	1,520	100	60	45	35	25	15	10	0	0	0	267	5		
1,520	1,560	105	65	50	40	30	20	10	5	0	0	282	8		
1,560	1,600	110	70	55	45	35	25	15	5	0	0	296	10		
1,600	1,640	120	75	60	45	35	25	20	0	0	0	311	13		
1,640	1,680	125	80	65	50	40	30	20	5	0	0	326	16		
1,680	1,720	130	85	70	55	45	35	25	15	10	0	340	19		
1,720	1,760	135	90	75	60	45	35	30	20	10	5	355	22		
1,760	1,800	140	95	80	65	50	40	30	20	15	5	369	25		
1,800	1,840	145	100	85	70	55	45	35	25	15	10	384	28		
1,840	1,880	150	105	90	75	60	50	40	30	20	10	399	30		
1,880	1,920	155	110	95	80	70	55	40	30	20	15	413	34		
1,920	1,960	160	115	100	90	75	60	45	35	25	20	428	38		
1,960	2,000	165	125	110	95	80	65	50	40	30	20	442	41		
2,000	2,040	175	130	115	100	85	70	55	45	35	25	457	45		
2,040	2,080	180	135	120	105	90	75	60	50	40	30	474	48		
2,080	2,120	190	140	125	110	95	80	65	55	40	30	490	52		
2,120	2,160	195	145	130	115	105	90	75	60	45	35	506	56		
2,160	2,200	205	155	140	125	110	95	80	65	50	40	522	59		
2,200	2,240	215	160	145	130	115	100	85	70	55	45	538	63		
2,240	2,280	220	165	150	135	120	105	90	75	60	50	554	66		
2,280	2,320	230	170	155	140	125	110	95	85	70	55	570	71		
2,320	2,360	235	180	160	145	135	120	105	90	75	60	586	77		
2,360	2,400	245	185	170	155	140	125	110	95	80	65	602	82		
2,400	2,440	255	195	175	160	145	130	115	100	85	70	618	87		
2,440	2,480	260	200	185	165	150	135	120	105	90	75	634	93		
2,480	2,520	270	210	190	170	155	140	125	115	100	85	70	650	98	
2,520	2,560	275	220	200	180	165	150	135	120	105	90	75	666	104	
2,560	2,600	285	225	205	185	170	155	140	125	110	95	80	682	109	
2,600	2,640	295	235	215	195	175	160	145	130	115	100	85	698	114	
2,640	2,700	305	245	225	205	185	170	155	140	125	110	95	714	120	
2,700	2,760	315	255	235	215	200	180	160	145	130	120	105	738	128	
2,760	2,820	325	270	250	230	210	190	170	155	140	125	110	762	137	
2,820	2,880	340	280	260	240	220	200	180	165	150	135	120	786	146	
2,880	2,940	355	290	275	255	235	215	195	175	160	145	130	815	155	
2,940	3,000	370	305	285	265	245	225	205	185	170	155	140	842	164	

## 口 日額表

## 甲 表

(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上未満	税額													
3,000	3,060	385	315	295	275	260	240	220	200	180	165	150	869	173
3,060	3,120	400	330	310	290	270	250	230	210	190	170	155	896	182
3,120	3,180	415	340	320	300	280	260	240	225	205	185	165	923	191
3,180	3,240	430	355	335	315	295	275	255	235	215	195	175	950	200
3,240	3,300	445	370	345	325	305	285	265	245	225	210	190	977	209
3,300	3,360	460	385	360	335	320	300	280	260	240	220	200	1,004	218
3,360	3,420	475	400	375	350	330	310	290	270	250	230	210	1,031	227
3,420	3,480	490	415	390	365	340	320	300	285	265	245	225	1,058	236
3,480	3,540	505	430	405	380	355	335	315	295	275	255	235	1,085	247
3,540	3,600	520	445	420	395	370	345	325	305	285	270	250	1,112	259
3,600	3,660	535	460	435	410	385	360	340	320	300	280	260	1,139	271
3,660	3,720	550	475	450	425	400	375	355	330	310	290	270	1,166	283
3,720	3,780	565	490	465	440	415	390	370	345	325	305	285	1,193	295
3,780	3,840	580	505	480	455	430	405	385	360	335	315	295	1,220	307
3,840	3,900	595	520	495	470	445	420	400	375	350	330	310	1,252	319
3,900	3,960	610	535	510	485	460	435	415	390	365	340	320	1,285	331
3,960	4,020	625	550	525	500	475	450	430	405	380	355	330	1,318	343
4,020	4,080	640	565	540	515	490	465	445	420	395	370	345	1,349	355
4,080	4,140	660	580	555	530	505	480	460	435	410	385	360	1,379	367
4,140	4,200	680	595	570	545	520	495	475	450	425	400	375	1,409	379
4,200	4,260	695	610	585	560	535	510	490	465	440	415	390	1,439	391
4,260	4,320	715	625	600	575	550	525	505	480	455	430	405	1,469	403
4,320	4,380	730	645	615	590	565	540	520	495	470	445	420	1,499	415
4,380	4,440	750	660	635	605	580	555	535	510	485	460	435	1,529	427
4,440	4,500	770	680	650	620	595	570	550	525	500	475	450	1,559	439
4,500	4,580	790	700	670	640	615	590	565	540	515	490	465	1,589	451
4,580	4,660	815	725	695	665	635	610	585	560	535	510	485	1,629	469
4,660	4,740	835	750	720	690	660	630	605	580	555	530	505	1,669	489
4,740	4,820	860	775	745	715	685	655	625	600	575	550	525	1,709	509
4,820	4,900	885	795	770	740	710	680	650	620	595	570	545	1,749	529
4,900	4,980	910	820	790	760	735	705	675	645	615	590	565	1,789	549
4,980	5,060	935	845	815	785	755	730	700	670	640	610	585	1,829	569
5,060	5,140	955	870	840	810	780	750	720	695	665	635	605	1,869	589
5,140	5,220	980	895	865	835	805	775	745	715	685	660	630	1,909	609
5,220	5,300	1,005	915	890	860	830	800	770	740	710	680	655	1,949	629
5,300	5,380	1,030	940	910	880	855	825	795	765	735	705	675	1,989	649
5,380	5,460	1,055	965	935	905	875	850	820	790	760	730	700	2,029	669
5,460	5,540	1,075	990	960	930	900	870	840	815	785	755	725	2,069	689
5,540	5,620	1,100	1,015	985	955	925	895	865	835	805	780	750	2,109	709
5,620	5,700	1,125	1,035	1,010	980	950	920	890	860	830	800	775	2,149	729
5,700	5,780	1,155	1,060	1,030	1,000	975	945	915	885	855	825	795	2,186	749
5,780	5,860	1,180	1,085	1,055	1,025	995	970	940	910	880	850	820	2,222	769
5,860	5,940	1,210	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	905	875	845	2,258	789
5,940	6,020	1,240	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	925	900	870	2,300	809
6,020	6,100	1,265	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	920	895	2,344	829
6,100	6,180	1,295	1,190	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	975	945	915	2,388	850
6,180	6,260	1,320	1,220	1,185	1,150	1,115	1,090	1,060	1,030	1,000	970	940	2,432	874
6,260	6,340	1,350	1,250	1,215	1,180	1,145	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	2,476	898
6,340	6,420	1,380	1,275	1,240	1,205	1,175	1,140	1,105	1,075	1,045	1,020	990	2,520	922
6,420	6,500	1,405	1,305	1,270	1,235	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,015	2,564	946

昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号

所得稅法の一部を改正する法律案外二件

口 日額表  
甲 表  
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額			
	扶養親族等の数															
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人					
以上未満	税額															
6,500円	円 1,420	円 1,315	円 1,285	円 1,250	円 1,215	円 1,180	円 1,145	円 1,115	円 1,085	円 1,055	円 1,025	円 2,608	円 970			
6,500円をこえ 7,590円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,608円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額	970円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額			
7,590円	円 1,800	円 1,695	円 1,665	円 1,630	円 1,595	円 1,560	円 1,525	円 1,495	円 1,465	円 1,435	円 1,405	円 3,098	円 1,350			
7,590円をこえ 11,750円に満 たない金額	7,590円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											3,098円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,350円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額			
11,750円	円 3,465	円 3,360	円 3,330	円 3,295	円 3,260	円 3,225	円 3,190	円 3,160	円 3,130	円 3,100	円 3,070	円 5,178	円 3,015			
11,750円をこ え17,310円に 満たない金額	11,750円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											5,178円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	3,015円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額			

口 日 額 表  
甲 表  
(五)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額												
	扶養親族等の数																								
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人														
以上未満	税額																								
17,310円	5,965	5,860	5,830	5,795	5,760	5,725	5,690	5,660	5,630	5,600	5,570	8,236	5,515												
17,310円をこえる金額	17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											8,236円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	5,515円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額												
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額														従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(ア) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(ア) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ア) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円

(ア) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(ア)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ア) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(ア)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ア)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。

(ロ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ア)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

昭和三十八年三月三十日

参議院会議録第十七号

所得税法の一部を改正する法律案外三件

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ア)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労務者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は120円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(ア)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

## 口 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。)について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶 养 親 族 の 数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上 未 満	税 額									
円 700 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
700	720	55	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	55	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	55	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	55	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	10	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	10	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	10	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	10	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	15	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	15	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	15	10	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	10	0	0	0	0	0	0	0
940	960	20	10	0	0	0	0	0	0	0
960	980	20	10	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	20	15	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,120	1,140	30	20	15	10	0	0	0	0	0
1,140	1,160	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,160	1,180	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,180	1,200	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,200	1,220	40	30	20	10	0	0	0	0	0
1,220	1,240	40	30	20	15	0	0	0	0	0
1,240	1,260	40	30	25	15	0	0	0	0	0
1,260	1,280	45	35	25	15	10	0	0	0	0
1,280	1,300	45	35	25	20	10	0	0	0	0
1,300	1,320	50	40	30	20	10	0	0	0	0
1,320	1,340	50	40	30	20	15	0	0	0	0
1,340	1,360	50	40	30	20	15	0	0	0	0
1,360	1,380	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,380	1,400	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,400	1,440	60	50	40	30	20	10	5	0	0
1,440	1,480	65	50	40	30	20	15	5	0	0
1,480	1,520	70	60	45	35	25	15	10	0	0
1,520	1,560	80	65	50	40	30	20	10	0	0
1,560	1,600	85	70	55	45	35	25	15	0	0
1,600	1,640	90	75	60	45	35	25	20	10	0
1,640	1,680	95	80	65	50	40	30	20	15	0
1,680	1,720	100	85	70	55	45	35	25	20	10
1,720	1,760	105	90	75	60	50	40	30	20	10
1,760	1,800	110	95	80	65	50	40	30	20	15

昭和三十八年三月三十日

参議院会議録第十七号  
所得税法の一部を改正する法律案外二件口 日額表  
乙 表  
(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶養親族の数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1,800	1,840	115	100	85	70	55	45	35	25	15	
1,840	1,880	120	105	90	75	60	50	40	30	20	
1,880	1,920	125	110	95	80	70	55	40	30	20	
1,920	1,960	130	115	100	90	75	60	45	35	25	
1,960	2,000	135	125	110	95	80	65	50	40	30	
2,000	2,040	145	130	115	100	85	70	55	45	35	
2,040	2,080	150	135	120	105	90	75	60	50	40	
2,080	2,120	155	140	125	110	95	80	65	55	40	
2,120	2,160	160	145	130	115	105	90	75	60	45	
2,160	2,200	165	155	140	125	110	95	80	65	50	
2,200	2,240	175	160	145	130	115	100	85	70	55	
2,240	2,280	180	165	150	135	120	105	90	75	60	
2,280	2,320	190	170	155	140	125	110	95	85	70	
2,320	2,360	200	180	160	145	135	120	105	90	75	
2,360	2,400	205	185	170	155	140	125	110	95	80	
2,400	2,440	215	195	175	160	145	130	115	100	85	
2,440	2,480	220	200	185	165	150	135	120	105	90	
2,480	2,520	230	210	190	170	155	140	125	115	100	
2,520	2,560	240	220	200	180	165	150	135	120	105	
2,560	2,600	245	225	205	185	170	155	140	125	110	
2,600	2,640	255	235	215	195	175	160	145	130	115	
2,640	2,700	265	245	225	205	185	165	155	140	125	
2,700	2,760	275	255	235	215	195	180	160	145	130	
2,760	2,820	290	270	250	230	210	190	170	155	140	
2,820	2,880	300	280	260	240	220	200	180	165	150	
2,880	2,940	310	290	275	255	235	215	195	175	160	
2,940	3,000	325	305	285	265	245	225	205	185	170	
3,000	3,060	335	315	295	275	255	240	220	200	180	
3,060	3,120	350	330	310	290	270	250	230	210	190	
3,120	3,180	365	340	320	300	280	260	240	225	205	
3,180	3,240	380	355	335	315	295	275	255	235	215	
3,240	3,300	395	370	345	325	305	285	265	245	225	
3,300	3,360	410	385	360	335	315	300	280	260	240	
3,360	3,420	425	400	375	350	330	310	290	270	250	
3,420	3,480	440	415	390	365	340	320	300	285	265	
3,480	3,540	455	430	405	380	355	335	315	295	275	
3,540	3,600	470	445	420	395	370	345	325	305	285	
3,600	3,660	485	460	435	410	385	360	340	320	300	
3,660	3,720	500	475	450	425	400	375	355	330	310	
3,720	3,780	515	490	465	440	415	390	370	345	325	
3,780	3,840	530	505	480	455	430	405	385	360	335	
3,840	3,900	545	520	495	470	445	420	400	375	350	
3,900	3,960	560	535	510	485	460	435	415	390	365	
3,960	4,020	575	550	525	500	475	450	430	405	380	
4,020	4,080	590	565	540	515	490	465	445	420	395	
4,080	4,140	605	580	555	530	505	480	460	435	410	
4,140	4,200	620	595	570	545	520	495	475	450	425	
4,200	4,260	635	610	585	560	535	510	490	465	440	
4,260	4,320	655	625	600	575	550	525	505	480	455	
4,320	4,380	675	645	615	590	565	540	520	495	470	

口 日額表  
乙 表  
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶 養 親 族 の 数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
4,380	4,440	690	660	635	605	580	555	535	510	485	
4,440	4,500	710	680	650	620	595	570	550	525	500	
4,500	4,580	730	700	670	640	615	590	565	540	515	
4,580	4,660	755	725	695	665	635	610	585	560	535	
4,660	4,740	780	750	720	690	660	630	605	580	555	
4,740	4,820	800	775	745	715	685	655	625	600	575	
4,820	4,900	825	795	770	740	710	680	650	620	595	
4,900	4,980	850	820	790	760	735	705	675	645	615	
4,980	5,060	875	845	815	785	755	725	700	670	640	
5,060	5,140	900	870	840	810	780	750	720	695	665	
5,140	5,220	920	895	865	835	805	775	745	715	685	
5,220	5,300	945	915	890	860	830	800	770	740	710	
5,300	5,380	970	940	910	880	855	825	795	765	735	
5,380	5,460	995	965	935	905	875	845	820	790	760	
5,460	5,540	1,020	990	960	930	900	870	840	815	785	
5,540	5,620	1,040	1,015	985	955	925	895	865	835	805	
5,620	5,700	1,065	1,035	1,010	980	950	920	890	860	830	
5,700	5,780	1,090	1,060	1,030	1,000	975	945	915	885	855	
5,780	5,860	1,115	1,085	1,055	1,025	995	965	940	910	880	
5,860	5,940	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	905	
5,940	6,020	1,170	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	925	
6,020	6,100	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	
6,100	6,180	1,225	1,190	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	975	
6,180	6,260	1,255	1,220	1,185	1,150	1,115	1,085	1,060	1,030	1,000	
6,260	6,340	1,280	1,245	1,215	1,180	1,145	1,110	1,080	1,055	1,025	
6,340	6,420	1,310	1,275	1,240	1,205	1,170	1,140	1,105	1,075	1,045	
6,420	6,500	1,340	1,305	1,270	1,235	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	
6,500 円	1,350	1,315	1,285	1,250	1,215	1,180	1,145	1,115	1,085	1,055	
6,500 円をこえ 7,590 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35 % に相当する金額を加算した金額										
7,590 円	1,730	1,695	1,665	1,630	1,595	1,560	1,525	1,495	1,465	1,435	
7,590 円をこえ 11,750 円に満た ない金額	7,590 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,590 円をこえる 金額の 40 % に相当する金額を加算した金額										
11,750 円	3,395	3,360	3,330	3,295	3,260	3,225	3,190	3,160	3,130	3,100	
11,750 円をこえ 17,310 円に満た ない金額	11,750 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,750 円をこえる 金額の 45 % に相当する金額を加算した金額										

昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号

所得稅法の一部を改正する法律案外三件

口目類表  
乙表  
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額																			
	扶養親族の数																			
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人										
以上未満	税額																			
17,310円	5,895	5,860	5,830	5,795	5,760	5,725	5,690	5,660	5,630	5,600										
17,310円を超える金額	17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額																			
扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに15円を控除した金額																				
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一人に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額																				

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
  - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
  - (ロ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人を超えない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人を超える1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

の規定の適用がある場合										乙 第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
等 の 数											
6人	7人	8人	9人	10人以上						前月の社会保険料控除後の給与の金額	
除 後 の 給 与 の 金 額											
以上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,500円未満	35,100円未満	37,700円未満	40,300円未満	42,900円未満	42,500円未満	45,400	48,100	50,800	53,200	9,500	12,500
32,500	34,400	35,100	37,200	37,700	39,900	40,300	42,700	42,900	45,400	2,500	4,500
34,400	36,600	37,200	39,500	39,900	42,400	42,700	45,300	45,400	48,100	4,500	7,000
36,600	39,000	39,500	42,100	42,400	45,200	45,300	48,100	48,100	50,800	7,000	9,500
39,000	43,800	42,100	46,700	45,200	48,700	48,100	50,500	50,800	53,200	9,500	12,500
43,800	49,200	46,700	51,400	48,700	53,700	50,500	55,900	53,200	58,200	12,500	15,500
49,200	52,600	51,400	54,800	53,700	56,900	55,900	59,200	58,200	61,800	15,500	16,200
52,600	56,800	54,800	59,100	56,900	61,900	59,200	64,700	61,800	67,500	16,200	27,100
56,800	70,100	59,100	72,600	61,900	75,000	64,700	77,400	67,500	79,900	27,100	28,100
70,100	76,500	72,600	79,200	75,000	81,800	77,400	84,500	79,900	87,100	28,100	29,100
76,500	87,300	79,200	89,700	81,800	92,000	84,500	94,300	87,100	96,700	29,100	38,100
87,300	94,900	89,700	97,500	92,000	100,000	94,300	102,500	96,700	105,100	38,100	39,900
94,900	104,000	97,500	106,700	100,000	109,500	102,500	112,300	105,100	115,100	39,900	41,900
104,000	118,800	106,700	121,200	109,500	123,600	112,300	126,000	115,100	128,500	41,900	54,200
118,800	129,500	121,200	132,200	123,600	134,800	126,000	137,500	128,500	140,200	54,200	56,700
129,500	154,000	132,200	156,300	134,800	158,700	137,500	161,000	140,200	163,300	56,700	75,200
154,000	167,400	156,300	169,900	158,700	172,500	161,000	175,000	163,300	177,500	75,200	78,700
167,400	183,300	169,900	186,100	172,500	188,900	175,000	191,700	177,500	194,400	78,700	82,500
183,300	209,000	186,100	211,500	188,900	213,900	191,700	216,300	194,400	218,800	82,500	103,400
209,000	228,000	211,500	230,700	213,900	233,300	216,300	236,000	218,800	238,600	103,400	108,300
228,000	300,700	230,700	303,000	233,300	305,300	236,000	307,700	238,600	310,000	108,300	156,700
300,700	326,800	303,000	329,300	305,300	331,900	307,700	334,400	310,000	337,000	156,700	164,000
326,800	357,900	329,300	360,700	331,900	363,500	334,400	366,300	337,000	369,000	164,000	172,000
357,900	452,000	360,700	454,500	363,500	456,900	366,300	459,400	369,000	461,800	172,000	236,000
452,000	493,200	454,500	495,800	456,900	498,500	459,400	501,100	461,800	503,800	236,000	247,200
493,200円以上	495,800円以上	498,500円以上	501,100円以上	501,100円以上	503,800円以上	503,800円以上	503,800円以上	503,800円以上	503,800円以上	247,200円以上	247,200円以上

額を求める。

(う)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。  
率である。

されている場合を含む。には、(3)に該当する場合を除き、  
金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」欄(ハ)の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賃与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表(第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の

賃与の 金額に 乗るべき率	第三十八条第一項第七号イ										
	扶養親族										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	前月の社会保険料控除	以上	未満	以上	未満
0%	9,800円未満	18,600円未満	21,500円未満	24,400円未満	27,300円未満	29,900円未満					
2	9,800	10,500	18,600	19,800	21,500	22,900	24,400	26,000	27,300	28,800	29,900
4	10,500	11,200	19,800	21,200	22,900	24,600	26,000	27,800	28,800	30,800	31,700
6	11,200	12,100	21,200	22,900	24,600	26,500	27,800	29,700	30,800	32,800	33,700
8	12,100	22,700	22,900	30,900	26,500	32,900	29,700	35,300	32,800	38,100	35,900
10	22,700	28,800	30,900	36,000	32,900	38,700	35,300	41,400	38,100	44,100	41,000
12	28,800	31,300	36,000	39,700	38,700	42,600	41,400	45,600	44,100	48,300	46,800
14	31,300	49,100	39,700	50,700	42,600	50,700	45,600	50,700	48,300	52,100	50,400
16	49,100	52,400	50,700	58,200	50,700	60,400	50,700	62,800	52,100	65,300	54,500
18	52,400	56,100	58,200	63,300	60,400	65,900	62,800	68,600	65,300	71,200	67,700
20	56,100	68,700	63,300	75,700	65,900	78,000	68,600	80,300	71,200	82,700	73,900
22	68,700	74,600	75,700	82,200	78,000	84,800	80,300	87,300	82,700	89,900	85,000
24	74,600	81,700	82,200	90,100	84,800	92,900	87,300	95,600	89,900	98,400	92,400
26	81,700	99,300	90,100	106,600	92,900	109,000	95,600	111,500	98,400	113,900	101,200
28	99,300	108,300	106,600	116,300	109,000	118,900	111,500	121,600	113,900	124,200	116,300
30	108,300	135,300	116,300	142,300	118,900	144,700	121,600	147,000	124,200	149,300	126,900
32	135,300	147,100	142,300	154,700	144,700	157,200	147,000	159,800	149,300	162,300	151,700
34	147,100	161,100	154,700	169,400	157,200	172,200	159,800	175,000	162,300	177,800	164,900
36	161,100	189,600	169,400	196,900	172,200	199,300	175,000	201,700	177,800	204,200	180,600
38	189,600	206,800	196,900	214,800	199,300	217,400	201,700	220,100	204,200	222,700	206,600
40	206,800	282,000	214,800	289,000	217,400	291,300	220,100	293,700	222,700	296,000	225,400
42	282,000	306,500	289,000	314,100	291,300	316,700	293,700	319,200	296,000	321,700	298,300
44	306,500	335,700	314,100	344,000	316,700	346,800	319,200	349,600	321,700	352,400	324,300
46	335,700	432,600	344,000	439,900	346,800	442,400	349,600	444,800	352,400	447,200	355,200
48	432,600	472,000	439,900	479,900	442,400	482,600	444,800	485,200	447,200	487,900	449,700
50	472,000円以上	479,900円以上		482,600円以上		485,200円以上		487,900円以上		490,500円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

## (一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、
  - (i) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賃与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金
    - (a) 当該給与から控除された社会保険料の金額
    - (b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの))をい
    - (c) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(i)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」欄と(i)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出
  - (i) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した
  - (ii) (i)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。
  - (iii) (ii)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
- (3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給定により税額を計算する。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か  
養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,500円を控除した金額に応じ、扶養親族  
に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)(3)と同様の場合には、

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(国民貯蓄組合法の廃止)

第二条 国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)は、廃止する。

(経過規定の原則)

第三条 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法(以下「新法」という。)

の規定は、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
(昭和三十八年分の所得税の基礎控除等に係る特例)  
第四条 昭和三十八年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条項	読み替える規定	読み替える規定
第十一条の二第二項第一号	十二万五千円	十二万三千七百五十円
第十一条の二第二項第一号	九万五千円	九万三千七百五十円
第五条 新法第六条の二の規定は、昭和三十八年四月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又は収益の分配について適用する。	七万五千円	七万三千七百五十円
第七条 個人が、昭和三十八年六月一日において、新法第六条の二第二項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券で同年四月一日以前に同項に規定する金融機関の營業所等において預入し、信託し、又は購入したものを有する場合における当該預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又は収益の分配について適用する。	十万五千円	十万三千七百五十円
第六条 個人が、この法律の施行の際、旧国民貯蓄組合法第四条第一項各号に規定する預金、合同運用信託又は有価証券で同条に規定する要件をみたすものを有する場合における当該預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又は有価証券に係る利子、利益又は収益の分配について適用する。	三万五千円	三万三千七百五十円
	十一万円	十万七千五百円

(少額預金等の利子所得の非課税に関する経過規定)

第五条 新法第六条の二の規定は、昭和三十八年四月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又は収益の分配について適用する。

(旧預金等の取扱いに係る経過規定)  
(旧預金等の取扱いに係る経過規定)  
第十五条 個人が、昭和三十八年六月一日において、新法第六条の二第二項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券で同年四月一日以前に同項に規定する金融機関の營業所等において預入し、信託し、又は購入したものを有する場合における当該預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又は収益の分配について適用する。

(旧預金等の取扱いに係る経過規定)  
第六条 個人が、この法律の施行の際、旧国民貯蓄組合法第四条第一項各号に規定する預金、合同運用信託又は有価証券で同条に規定する要件をみたすものを有する場合における当該預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又は収益の分配について適用する。

の規定は、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
(昭和三十八年分の所得税の基礎控除等に係る特例)  
第四条 昭和三十八年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

の年が含まれる場合におけるその含まれる年に係る同項に規定する残額の計算に關しては、政令で定めるところによる。

2 新法第十五条の九第三項の前年以前五年内の各年のうちに昭和三十七年以前五年内のいずれかの年が含まれる場合には、その含まれる年に係る同項に規定するこえる部分の金額は、ないものとする。

(昭和三十八年分及び昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の特例)

第九条 昭和三十八年分の所得税については、新法第二十二条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が六千円に満たないときは、予定納税基準額は、ないものとする。

一 納税義務者の昭和三十七年分の所得税の計算の基礎となつた金額があつた場合には、新法第二十二条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらはこれに該当しない臨時所得の譲渡所得、一時所得、雑所得又は命の金額があつた場合には、新法第二十二条の二第一項の規定に基づく命令の規定によつて計算しめたところによる。から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実により、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)の規定による

雜損除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控

除額並びに附則第四条の規定により読み替えられた新法第十二条の八から第十二条までの規定による配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除し、その残額について、新法第十三条から第十五条までの規定により計算した障害者控除額、老年者控除額、育児控除額、勤労学生控除額、寄附金控除額、配当控除額及び外国税控除額を控除した金額を算した障害者控除額、老年者控除額の計算の基礎となつた事実に基づき、旧法の規定により計算した障害者控除額、老年者控除額を算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、旧法の規定により計算した金額から、同年分の所得税額を控除した金額によるものとする。

一 旧法第十二条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者 昭和三十七年において当該納税義務者の同項に規定する青色事業専従者であつた者(昭和三十七年分の所得税について、当該納税義務者は他の納税義務者からその前年に支給を受けた給与の金額に三千七百五十五円を加算した金額に相当する給与の支給を受けるものとして附則第四条の規定により読み替えられた新法第十二条の二第二項の規定を適用した場合における同一の規定に規定する青色事業専従者給与額に相当する金額のその前年ににおいて当該青色事業専従者につきの適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額)

二 旧法第十二条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者 昭和三十七年において当該納

税の二第二項の規定の適用を受けた場合における同一の規定に規定する青色事業専従者給与額に相当する金額のその前年ににおいて当該青色事業専従者につきの適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額

三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十七年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十一条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四 昭和三十七年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額(旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものと除く。)

昭和三十七年分の所得税の總所 得金額の計算について旧法第十一

条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けた納税義務者の前項に規定する昭和三十八年分の予定納税基準額から第十二条までの規定による配偶者控除額、扶養控除額の計算の基礎となる同項第十二条の八から第十二条までの規定により計算した金額から、次号に規定する障害者控除額、老年者控除額、育児控除額、勤労学生控除額、寄附金控除額、配当控除額及び外国税控除額を控除した金額を算した障害者控除額、老年者控除額の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 旧法第十二条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者 昭和三十七年において当該納税義務者の同項に規定する青色事業専従者であつた者(昭和三十七年分の所得税について、当該納税義務者は他の納税義務者からその前年に支給を受けた給与の金額に三千七百五十五円を加算した金額に相当する給与の支給を受けるものとして附則第四条の規定により読み替えられた新法第十二条の二第二項の規定を適用した場合における同一の規定に規定する青色事業専従者給与額に相当する金額のその前年ににおいて当該青色事業専従者につきの適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額)

二 旧法第十二条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者 昭和三十七年において当該納

税の二第二項の規定の適用を受けた場合における同一の規定に規定する青色事業専従者給与額に相当する金額のその前年ににおいて当該青色事業専従者につきの適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額

三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十七年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十一条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四 昭和三十七年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額(旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものと除く。)

昭和三十七年分の所得税の總所 得金額の計算について旧法第十一

条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けた場合における同一の規定に規定する事業専従者であつた者につき、附則第四条の規定により読み替えら

れた新法第十二条の二第二項の規定を適用した場合における同一の規定に規定する事業専従者控除額の適用に於いて、その前年において旧法第十二条の二第二項の規定による配偶者控除額と同一の規定による障害者控除額に相当する金額の合計額

四 前二項の規定は、昭和三十九年の予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、次号の表の上欄に掲げるこれらの規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

三 前二項の規定は、昭和三十九年の予定納税基準額の計算について准用する。この場合において、次号の表の上欄に掲げるこれらの規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。



（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。）

目次中「（第三十条・第三十一条の二）」を「（第三十条）」に、「第四款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所街地開発等に係る資産の買換えの場合の課税の特例（第三十五条）」を「十八条の二（第三十八条の七）」を「（第三十九条）」に、「第四款 特定の資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（第三十六条）」を「（第三十九条）」に、「（第三十一条の二）」を「（第三十九条）」に、「（第三十九条の八）」を「（第三十九条の九）」に、「（第三十九条の十二）」に、「（第四十一条の七・第四十二条の八）」を「（第四十二条の七・第四十三条の十）」に、「（第六十四条・第六十五条の二）」を「（第六十四条・第六十五条の三）」に、「（第六十五条の三・第六十五条の七）」を「（第六十五条の三・第六十五条の九）」に改める。

第一条中「及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」を「、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徵収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）」に改める。

第二条第一項第七号中「第四号」を「第五号」に改める。

第三条第一項から第三項まで中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十八年四月一日」に、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

月三十一日」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、同条第四項中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十八年四月一日」に改める。」

第九条第一項中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十八年四月一日」に、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十日」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

第十二条の二第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十日」に改める。

第十二条の二第一項中「昭和三十二年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十日」に改める。

(中小企業者の機械等の割増償却)  
第十三条の二 青色申告書を提出する個人が、毎年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し)、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日)において中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第号)第九条に規定する中小企業者に該当し、かつ、その年において同法第三条第一項に規定する指定業種(昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日がその年又はその年の前年以前五年の期間内に含まれるものに限る)に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合には、その年における当該個人の事業所得の計算上、当該

個人の有する機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む）並びに工場用の建物及びその附属設備（その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に關し第十一条から前条まで又は第十五条规定から第十七条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「機械等」という。）の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得稅法第十一条第二項の規定にかかわらず、当該機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその三分の一に相当する金額との合計額（以下この条において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下することはできない。

計償却限度額に相当する金額)。又その満たない金額(その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)以下との金額で当該個人が必要な経費として計算した金額との合計額に相当する金額)とすることができる。

第十一第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第二十一条の二第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を昭和三十九年三月三十日に改める。  
第二十八条第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を昭和四十年三月三十一日に改める。

るにより、代替資産の明細に關する大蔵省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第三十二条第二項中「前項の場合」を「個人の有する資産で前項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第六項の規定は、前項において準用する同条第五項に規定する確定申告書等を提出する者について適用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「換地処分等により取得した資産又は代替資産」と読み替えるものとする。

部分中「この条及び」を「この条、次  
条第二項及び」に、「消滅を含む」を  
「消滅及び価値の減少を含む」に、「以  
下第三十三条」を「以下第三十三条の  
二」に改め、同項第一号中「土地改良  
法」の下に「森林法（昭和二十六年  
法律第二百四十九号）」を加え、同条  
第二項中「完了しないため」を「完了  
しないこと、工場等の建設に要する  
期間が通常一年をこえることその他  
のやむを得ない事情があるため」に  
改め、同条第五項に次のただし書きを  
加える。

第三十一条に次の二項を加える。  
6 前項に規定する確定申告書等を  
提出する者は、政令で定めるところ  
でない。

第三十三条の二第三項第二号中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改め、同条を第三十三条の三とする。

第三十三条第一項中「みなされた場合」の下に「及び前条第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合」を加え、「次条」を「第三十三条の三」に改め、「第三十八条の八の規定の適用を受ける場合を除き」を削り、「規定を適用して」を「規定に準じて」に改め、同条第二項中「次条」を「第三十三条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定公共事業の用地の買取等の場合の課税の特例)

第三十三条の二 前条の場合において、当該個人の同条第一項(同条

第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する資産が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十日までの間に、特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号又は第三十二条第一項第一号から第三号までの規定に該当することとなつた資産(第三十一条第三項又は第三十二条第五項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされたものを含む。以下第三十四条第二項において同じ。)であるときににおける当該資産に係る前条の規定の適用については、当該資産についての同条第一項に規定する計算した金額は、当該計算した金額から七百万円(当該計算した金額が七百万円に満たない場合には、当該計算した金額)を控除した金額とする。

2 前項の場合において、当該個人のその年中に同項の規定の適用を受ける資産が二以上あるときは、これらの各資産につき同項の規定により控除する金額は、通じて七百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

動産等の貸付け（以下第三十四条までにおいて「譲渡等」といいう。）が同項に規定する特定公共事業の施行者からの当該資産の買取り、消滅、交換、取り扱い、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出のあつた日から一年（当該資産の譲渡等につき農地法第十三条第一項又は第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、政令で定める期間）以内にされなかつた場合 当該資産

三項において準用する場合を含む。)に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該事業の施行に係る営業所、事務所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 第一項に規定する特定公共事業とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第二条各号の一に該当するものに関する事業をいう。

第三十四条第一号及び第二号中「譲渡」を「譲渡等に」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の場合において、譲渡資産が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、第三十三条の二第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号又は第三十二条第一項第一号から第三号までの規定に該当することとなつた資産であるときにおける当該譲渡資産に係る代替資産等の前項の規定による取得価額は、次の方に掲げる場合に該当する場合に限り、同項の規定により計算した金額に、当該各号に掲げるより計算した金額をそれぞれ加算した金額とする。

一 前項に規定する者がその年中に譲渡等をした資産（第三十三条の二第三項各号の規定に該当する資産を除く。以下次号において同じ。）で第三十一条から第三十三条までの規定の適用を受けたものの全部又は一部につき第三十三条の二の規定の適用を受けた場合において、これらに該当する資産につき同条第一項の規定により控除した金額の合計額が七百万円（これらの資産につき第三十一条から第三十三条までの規定の適用がないものとして所得税法第九条第一項第七号及び第八号の規定に準じて計算し、同項第七号に規定する残額及び同項第八号に規定する譲渡所得の金額の合計額が七百万円に満たない場合には、当該合計額。以下次号において同じ。）に満たないとき。  
二 前項に規定する者がその年中に譲渡等をした資産で第三十二条から第三十三条までの規定の適用を受けたものの全部につき第三十三条の二の規定の適用を受けなかつた場合 七百万円  
三 第三十三条の二第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について適用する。

4 個人が第三十一条又は第三十二条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合には、代替資産等については、第十一条から第十三条まで及び第十四条から第十七条までの規定は、適用しない。

第二章第四節第三款の款名中「居住用財産等の買換」を「居住用財産の買換え」に改め、同条第一項中「居住用財産、耕作用財産又は採掘用財産」を「土地若しくは土地の上に存する権利(以下第三十八条までにおいて「土地等」という。)又は家屋」に、「貸付けを含む。」以下この款において「貸付けを含むものとし、第三十一條第一項第一号から第五号まで及び第三十二条第一項第一号から第三号までに規定する収用、買取り、換地処分、買収及び買入れによる譲渡(第三十一条第三項又は第三十二条第五項の規定により第三十一条第一項に規定する収用等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。)並びに贈与、交換及び出資による譲渡その他の政令で定める譲渡を除くものとする。以下第三十七条までにおいて「」に改め、「耕作又は採掘」を「土地等又は家屋」に、「あるものを取得し」を「あるものの取得(贈与及び交換による取得その他の政令で定める取得を除く。以下第三十七条までにおいて同じ。)をし」に、「これらの財産」を「土地等又は家屋」に、「財産の譲渡」を「土地等又は家屋の譲渡」に、「財産の取得価額」を「土地等若しくは家屋の取得価額」に改め、同条第二項中「同項に規定する財産」を「土地等又は家屋」に改め、「耕作又は採掘」を「土地等又は家屋」に改め、「土地等又は家屋」を削り、「当該財産」を「土地等又は家屋」に改める。

は家屋」に、「あるものを取得し」を「あるものの取得をし」に、「これら用」を「居住の用」に改め、同条第三項中「第一項に規定する財産を」を「土地等又は家屋の」に、「当該財産」を「土地等又は家屋」に、「取得し」を「取得をし」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合で政令で定める場合は、この限りでない。

第三十五条第四項を次のように改める。

4 第三十二条第六項の規定は、前項に規定する確定申告書等を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「その取得をした居住の用に供する土地等又は家屋」と読み替えるものとする。

第三十六条の見出し中「居住用財産等を取得した」を「居住用財産の取得をした」に改め、同条第一項中「居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産」を「土地等又は家屋」に改め、「耕作又は採塩」を削り、「これらの財産」を「土地等又は家屋」に改め、「耕作若しくは採塩」を削り、「これらの用」を「土地等又は家屋の取得をした」を「土地等又は家屋の用」に改め、同条第三項中「当該土地等又は家屋」に改め、「耕作若しくは採塩」を削り、「これらの用」を「居住の用」に改め、同条第一項中「当該財産」を「当該土地等又は家屋」に改め、同条第三項中「当該財産を取得した日から」を「当該土地

等又は家屋の取得をした日から」に、「当該財産を取得した日又は」を「当該土地等若しくは家屋の取得をした日又は」に改め、同項第一号中「前条第一項に規定する財産を取得した」を「土地等又は家屋の取得をした」に、「同条第二項」を「前条第二項」に改め、同項第二号中「前条第一項に規定する財産を同項」を「土地等又は家屋を前条第一項に改め、「耕作用」を「居住の用」に改め、同条第五項中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に改める。

第三十七条の見出し中「買換に係る居住用財産等」を「買換に係る居住用財産」に改め、同条中「その者の取得した財産」を「その者が取得をした土地等又は家屋」に改め、「所得税法第十一条第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は」を削り、「若しくは贈与」を「又は贈与」に、「譲渡をした財産」を「譲渡をした土地等又は家屋」に改める。

第三十八条の見出し中「居住用財産等」を「居住用財産」に改め、同条第一項中「第三十五条第一項に規定する居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産」を「土地等又は家屋」に改め、「耕作又は採塩」を削り、「これらの財産」を「土地等又は家屋」に改め、「耕作若しくは採塩」を「居住の用」に供する土地等又は家屋」と読み替えるものとする。

第三十九条の二第一項中「第三十一条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「その交換により取得した居住の用に供する土地等又は家屋」と読み替えるものとする。

第三十九条の二第一項中「第三十一条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「その交換により取得した居住の用に供する土地等又は家屋」と読み替えるものとする。

第三十九条の三第一項第一号中「第三十八条の七」を「第三十八条の五」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第一項を次のように改める。

第三十九条の三第一項第一号中「第三十八条の八」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三十五条第三項ただし書の規定を準用する。

第二章第四節第四款の款名中「市街地開発等に係る資産」を「特定の資産」に改める。

いて所得税法第十条第二項の規定に

より減価償却費の額を計算する場合

又は「」を「当該個人の居住の用に供す

る土地等又は家屋について」に、「こ

れらの財産」を「当該土地等又は家

屋に、「若しくは贈与」を「又は贈

与」に、「財産の取得」を「土地等又は

家屋の取得」に改め、同条に次の二

項を加える。

3 第一項の規定は、その適用を受けるようとする者の同項に規定する

土地等又は家屋の譲渡をした日の

属する年分の確定申告書等に同項

の規定の適用を受けようとする

旨、交換により譲渡した土地等又

は家屋及び取得した土地等又は家

屋の明細その他大蔵省令で定める

事項の記載がない場合には、適用

しない。この場合においては、第

三十五条第三項ただし書の規定を

準用する。

4 第三十二条第六項の規定は、前

項に規定する確定申告書等を提出

する者について準用する。この場

合において、同条第六項中「代替

資産」とあるのは、「その交換によ

り取得した居住の用に供する土地

等又は家屋」と読み替えるものと

する。

第三十九条の二第一項中「第三十

八条の八」を「第三十八条の十二」に

改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。

この場合においては、第三十五条第三項ただし書の規定を準用する。

第二章第四節第四款の款名中「市

第三十八条の三第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

個人の有する資産（所得税法第十

条の二第一項に規定するたな卸をな

すべき資産を除く。以下次項にお

いが当該各号に規定するものと

が当該各号に掲げる場合に該当する

こととなつた場合において、当該個

人が当該各号に規定する買取りのあ

った日の属する年の十二月三十一日

までに、当該買取りに係る対価の額

の全部又は一部に相当する金額をも

つてそれぞれ当該各号に掲げる資産

（以下第三十八条の五までにおいて

「買換資産」とい）の取得（製作を

含む。以下第三十八条の五までにお

いて同じ。）をしたときは、当該買取

りに係る収入金額が当該買換資産の

取得価額以下である場合にあつて

は、当該買取りに係る資産のうちそ

のこえる金額に相当するものとして

政令で定める部分の譲渡があつたも

のとして、所得税法第九条第一項の

規定を適用する。

第三十八条の三第一項第一号中

「第三十八条の七」を「第三十八条の五」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第一項を次のように改める。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の八」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。

この場合においては、第三十五条第三項ただし書の規定を準用する。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の九」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の十」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の十一」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の十二」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。

る金額をもつて当該各号に規定す

る買取りのあつた日の属する年の

翌年で同日から一年以内に買換資

産の取得をする見込みであり、か

つ、大蔵省令で定めるところによ

り納稅地の所轄税務署長の承認を

受けたときについて準用する。こ

の場合において、同項中「買取りに

係る対価の額」とあるのは「買取り

に係る対価の額」であつた日

の属する年において当該買取りに

係る対価の額の一部に相当する金

額をもつて買換資産の取得をし

た場合には、当該資産の取得価額を

控除した金額」と「取得価額」と

あるのは「税務署長の承認を受け

た取得価額の見積額」と読み替え

るものとする。

第三十八条の三第三項中「資産を」

を「資産の」に、「譲渡した」を「譲渡

をしたに、「取得し」を「取得をし

に改め、同項に次のただし書を加え

る。

ただし、税務署長においてやむ

を得ない事情があると認める場合

で政令で定める場合は、この限り

でない。

第三十八条の三第四項を次のように

改める。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の十二」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の十三」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の十四」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の十五」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の十六」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次の

ように加える。







贈与の有無の判定、農業生産法人が同項第二号に規定する譲渡等をした場合における税務署長及び農地等を出資した個人に対する通知その他第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。  
 (農業生産法人に現物出資した個人が死亡した場合の延納)

第四十一条の十 税務署長は、次に各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる所得税の額の全部又は一部につき、納税義務者の申請により、担保を提供させ、二年以内の延納を許可することができる。

一 農業生産法人に農地等を出資した個人が当該出資をした日の属する年分の確定申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡し、又は同日の属する年の中途中において死亡した場合において、当該個人の相続人が当該個人の当該年分の所得税につき所得税法第二十六条第六項又は第二十九条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出したとき。当該個人に係る当該年分の所得税法第三十条第一項の規定による譲渡所得に当該年分の所得税額として政令定する所得税の額のうち当該出資した農地等に係る譲渡所得に對応する部分の金額として政令で定めることにより計算した金額

二 前条第一項の規定の適用を受けていた個人が死亡した場合当該個人に係る同項に規定する

2 前項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、政令で定

めるところにより、同項第一号の場合にあつてはその申請に係る所得税の所得税法第三十条第二項又は第三十四条第一項の規定による納付の期限までに、前項第二号の場合にあつては同号に規定する所の必要事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添附し、これを当該所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その提出をした者がその変更の求めに応じなければ、当該申請の却下をすることができる。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る延納の許可をし、又は当該申請の却下をすることができる。

5 税務署長は、第一項の規定による延納の許可をした場合、当該許可に係る延納税額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知する。

6 税務署長は、第一項の規定によると延納の許可をした場合において、当該許可を受けた者が同項に規定する担保についての国税通則第五十二条第一項の規定による命令に応じないときは、当該許可を取り消すことができる。この場合においては、同法第四十九条第

6 第二項の規定による延納の許可を受けた者は、同項の規定による納付の期限までに、それと同一の期間に延納の期間(当該期間の満了する日前に延納に係る所得税を完納した場合には、同項第一号の場合にあつてはその延納に係る所得税の所轄税法第三十条第二項又は第三十四条第一項の規定による納付の期限の翌日から、第一項第二号の場合にあつてはその延納に係る所得税の前条第一項の規定による納付期限の翌日から、それぞれ、その完納の日までの期間)に応じ、当該所得税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を当該所得税にあわせて納付しなければならない。

7 第二項の規定による延納に係る期限は、国税通則法第二条第八号及び国税徵收法第二条第十号に規定する國稅を納付すべき期限には、含まれないものとする。

第四十四条の二第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

第四十七条を削り、第四十六条を定めたときと、第四十五条の次に次の一項を加える。

(中小企業者の機械等の割増償却)  
 第四十六条 青色申告書を提出する法人が、各事業年度終了の日において中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者に該当し、かつ、当該事業年度において同法第五十二条第一項に規定する指定業種

第四十六条まで又は第四十八条から第五十一条までを「第四十三条から第五十二条まで」と改める。

第六十四条第一項中「次条、第六十五条第三項及び第六十五条第三項、第六十五条の二及び第六十五条の三」に、「次条及び第六十五条の二」を「この条、次条、第六十五条の二及び第六十五条の三」に改め、「消滅を含む。以下第六十五条の二」を「消滅及び価値の減少を含む。以下第六十五条の三」に改め、同項第三号中「第六十五条の七」を「第六十五条の三」に改め、同条に次を「次条、第六十五条第三項、第六十五条の二及び第六十五条の三」に改め、「消滅を含む。以下第六十五条の三」に改め、同項第三号中「第六十五条の三」に改め、「第六十五条まで及び第四十七条から四十五まで及び第四十七条から第五十二条までの規定は、適用しない。」

第六十四条の二第一項中「完了しないため」と「完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他のやむを得ない事情があるため」に改め、同条第二項中「同項中」を「同条第一項中」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

5 第四十三条第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十四条の二第一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第五十五条の二第一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第六十五条第三項中「第一項の場合は」を「法人の有する資産で第一項各号に規定するものが当該各号に掲げられた場合に該当することとなつた場合に、「法人が、同項各号」を「当該

第四十六条まで又は第四十八条から第五十一条までを「第四十三条から第五十二条まで」と改める。

第六十五条第三項中「第一項の場合は」を「法人の有する資産で第一項各号に規定するものが当該各号に掲げられた場合に該当することとなつた場合に、「法人が、同項各号」を「当該

法人が、当該各号に改め、同条に次の二項を加える。

6 第六十四条第五項の規定は、第三項の規定の適用を受けた資産及び前項の規定により収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされた権利に係る同項に規定する建築施設の部分について準用する。

第六十五条の三を削り、第六十五条の二第一項中「みなされた場合」の下に「及び前条第五項の規定により同項に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされた場合」を、「次項」の下に「及び次条第一項」を加え、「以下この条において「収用換地等」という。」を「以下この条及び次条において「収用換地等」という。」に改め、同条第三項中「第六十四条の二第六項」を第六十四条の二第七項に改め、第三章第六節第一款中同条の次に次の一項を加える。

(特定公共事業の用地の買収等の場合の課税の特例)

第六十五条の三 法人の有する資産

で第六十四条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号

又は第六十五条第一項第一号から第三号までに規定するものが、昭和三十八年一月一日から昭和四十一年十二月三十日までの間に、特

定公共事業の用に供するため、これら

の規定に該当することとなつた場合において、当該法人が収用

取りこわし若しくは除去又は使

られた場合において、当該法人が収用

規定する補償金、対価若しくは清算金(以下この条におい

て「補償金等」という)の額又は使用(以下この条において「買

は資産(以下この条において「交換取得資産」という)の価額(当該收用換地等により取得した交換取得

資産の価額が当該收用換地等により譲渡した資産の価額をこえる場合において、その差額に相当する

金額を当該收用換地等に際して支

出したときは、当該差額に相当する

金額を控除した金額)が当該譲

渡した資産の譲渡直前の帳簿価額

と当該譲渡した資産の譲渡に要し

た経費で当該補償金等又は交換取

得資産に係るものとして政令で定

めるところにより計算した金額と

の合計額をこえるときは、そのこ

とみなされた場合」を、「次項」の下に「及び次条第一項」を加え、「以下この条において「収用換地等」とい

う。」を「以下この条及び次条におい

て「収用換地等」という。」に改め、同

条第三項中「第六十四条の二第六項」を第六十四条の二第七項に改め、第三章第六節第一款中同条の次に次の一項を加える。

(特定公共事業の用地の買収等の場合の課税の特例)

第六十五条の三 法人の有する資産

で第六十四条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号

又は第六十五条第一項第一号から第三号までに規定するものが、昭和三十八年一月一日から昭和四十一年十二月三十日までの間に、特

定公共事業の用に供するため、これら

の規定に該当することとなつた場合において、当該法人が収用

取りこわし若しくは除去又は使

られた場合において、当該法人が収用

規定する補償金、対価若しくは清算金(以下この条におい

て「補償金等」という)の額又は使用(以下この条において「買

取り等」という)の申出のあつた日から一年(当該資産の譲渡等につき農地法第三条第一項又は第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合

には、政令で定める期間以内に

されなかつた場合 当該資産

は、第一項の規定を適用する場合

に規定する資産の譲渡等が二

以上あつた場合において、これ

二の一の買取り等の申出に係る前

項に規定する資産の譲渡等が二

以上あつた場合において、これ

に該当するものに関する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、公共用地の取得に關する特別措置法第二条各号の一に該当するものに関する事業をいう。

6 第六十四条の二第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合

に規定する特定公共事業の用地

に該当するものに限り、適用する。

7 収用換地等により取得した補償

金等の額又は交換取得資産の価額

に同項の規定により損金に算入さ

れた資産以外の資産

第一項の規定は、確定申告書等

に同項の規定により損金に算入さ

れた資産の譲渡等をさ

れども、当該確定申

金等の額又は交換取得資産の価額

に記載があり、かつ、当該確定申

告書等にその損金に算入される金

額の計算に関する明細書及び同項

の規定に該当する買取り等の申

出があったことを証する書類その

他の大蔵省令で定める書類の添附

がある場合に限り、適用する。

4 第一項に規定する特定公共事業

の施行者は、前項に規定する買取

り等の中出であつたことを証する書類の写しを、大蔵省令で定める

ところにより、当該事業の施行に

係る常業所、事務所その他の事業

場の所在地の所轄税務署長に提出

しなければならない。

おいて同じ。)で次に掲げるものの譲渡(第六十四条第一項第一号から第五号まで及び第六十五条第一項第一号から第三号までに規定する収用、買取り、換地処分、買取及び買入れによる譲渡(第六十四条第一項又は第六十五条第五項の規定によりこれらに規定する譲渡)並びに贈与、交換及び出資による譲渡その他の政令で定める譲渡を除く。以下この条及び次条において同じ。)を

した場合において、当該譲渡を含む。並びに贈与、交換及び出資による譲渡その他の政令で定める譲渡を除く。以下この条及び次条において同じ。)を

に係る対価の額（当該譲渡の日を含む事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度において当該譲渡に係る対価の額の一端に相当する金額をもつて取得をした他の買換資産でこの項の規定の適用を受けるものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額を控除した金額とする。以下次条第一項において同じ。）をこえる場合には、そのこえる金額を控除した金額）に当該譲渡に係る対価の額（当該事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これららの資産の譲渡により取得した対価の額の合計額）に対する当該譲渡をした資産の譲渡直前の帳簿価額（当該事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡直前の帳簿価額の合計額とし、当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額を含むものとする。）の割合（以下この条及び次条において「記帳割合」という。）を乗じて計算した金額（当該金額がない場合には、一円とし、当該買換資産の取得価額が当該対価の額のうち当該買換資産の取得に充てられた額をこえる場合には、当該計算した金額にそのこえる金額を加算した金額とする。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した場合に限り、その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当

該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

- 一 土地又は土地の上に存する権利（以下第六十五条の九までにおいて「土地等」という。）
- 二 建物及びその附属設備構築物
- 三 機械及び装置（土地の上に存するもの又は建物内に施設されているもので当該土地若しくは当該土地の上に存する権利又は当該建物の譲渡に伴い当該譲渡の日を含む事業年度において譲渡されるものに限る。）
- 四 船舶
- 五 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）又は漁業権（入漁権を含む。）その他政令で定める無形固定資産

前項に規定する場合において、同項各号に掲げるものの譲渡をした當該法人が、その有する資産で同一の条において「指定期間」といふる期間を含む事業年度開始の日前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合においては、政令で定める期間）以前に土地等（昭和三十八年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に土地等（昭和三十八年四月一日前に取得したものと除く。）の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該土地等を法施行地内の事業の用に供したとき（当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供さなくなつた場合を除く。）、又は供する見込みであるときは、当該法人は、当該土地等を同項の規

定に該当する買換資産とみなして算入する。

- 2 土地又は土地の上に存する権利（以下第六十五条の九までにおいて「土地等」という。）
- 3 第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供しない場合又は供さなくなつた場合には、当該買換資産につき同項の規定により政令で定めるところにより買換資産に相当する損金に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過した日又はその供さなくなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。
- 4 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第一項の規定を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条までの規定は、適用しない。

第三章第六節第二款中第六十五条の七を第六十五条の九とし、第六十五条の六を第六十五条の八とし、第六十五条の五第一項中「第六十五条の七」を「第六十五条の九」に改め、同条を第六十五条の七とし、第六十五条の四の次に次の二条を加える。  
 (特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)  
 第六十五条の五 法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十日までの間に、その有す

る資産で前条第一項各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間（前条第二項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより買換資産につき同項の規定により損金に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過した日又はその供さなくなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

前項の場合において、第一項の特別勘定として經理した金額のうち、買換資産の取得価額からこれを控除した金額に相当する金額は、買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

前項の規定に該当する場合において、特別勘定の金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

第一項の規定に該当する場合において、特別勘定の金額は、当該特別勘定の金額を有しているとき。当該特別勘定の金額

取りくずした金額

二 指定期間を経過した日において、特別勘定の金額を有していない場合

三 指定期間に解散した場合において、特別勘定の金額を有していない場合

四 指定期間に合併により消滅した場合において、特別勘定の金額

金額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき。当該金額

5 前条第三項の規定は、第二項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供しない場合又は供さなくなつた場合について準用する。

6 前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

7 前条第五項の規定は、第二項の規定の適用を受けた資産について準用する。

8 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第二項から前項までの規定の適用については、これを当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第六十五条の六 法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する資産で第六十五条の四第一項各号に掲げるもの（以下この条において「交換譲渡資産」という）と同一若しくは第六号に掲げる資産又は機械及び装置（以下この条において「交換取得資産」という）との交換（第六十五条第一項第二号に規定する換地処分及び交換その他の政令で定める交換を除く）をした場

合（当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、支払つた場合を含む）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の四第一項に規定する譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の四第一項に規定する取得をしたものとみなす。

三 第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条までの規定は、適用しない。

第六十六条に次の二項を加える。

第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条までの規定は、適用しない。

第六十六条の二第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 森林組合で森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第二号）第四条第二項の認定を受けたもの

第六十六条の二第一項第一号中第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十六条の二第一項第一号中第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加え、同号の次に次の一号を加えて定める換地処分及び交換その他の政令で定める交換を除く）をした場

和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第二条に規定する中小企業者に該当するもの

又は支払つた場合を含む）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五

条の四第一項に規定する譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の四第一項に規定する取得をしたものとみなす。

三 第一項及び第二項の規定によ

るもの（前号に掲げる法人に該当するものを除く）

第六十六条の三第一項中「被合併法人」の下に「で同項第一号、第三号、第五号又は第六号の規定に該當するもの」と加える。

第六十六条の五中「第二号又は第三号」を「第三号から第五号まで」に改める。

第六十六条の六の見出しを「（現物出資した場合の課税の特例）」に改め、同条第一項を次のよう改め。

第六十六条の六の見出しを「（現物出資した場合の課税の特例）」に改め、同条第一項を次のよう改め。

第六十六条の二第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十六条の二第一項第一号中第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加え、同号の次に次の一号を加えて定める換地処分及び交換その他の政令で定める交換を除く）をした場

和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第二条に規定する中小企業者に該当するもの

又は支払つた場合を含む）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 機械工業振興臨時措置法第二条第一項に規定する特定機械工業を営む法人で同法第十二条の規

定による承認に係る固定資産の（前号に掲げる法人に該当するものを除く）

二 中小企業近代化促進法第三条第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの 同項の規定による承認を受けたもの 同項の規

定による承認に係る固定資産の（前号に掲げる法人に該当するものを除く）

三 第一項中「被合併法人」の下に「で同項第一号、第三号、第五号又は第六号の規定に該當するもの」と加える。

第六十六条の五中「第二号又は第三号」を「第三号から第五号まで」に改める。

第六十六条の六の見出しを「（現物出資した場合の課税の特例）」に改め、同条第一項を次のよう改め。

第六十六条の六の見出しを「（現物出資した場合の課税の特例）」に改め、同条第一項を次のよう改め。

第六十六条の二第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十六条の二第一項第一号中第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加え、同号の次に次の一号を加えて定める換地処分及び交換その他の政令で定める交換を除く）をした場

和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第二条に規定する中小企業者に該当するもの

又は支払つた場合を含む）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 機械工業振興臨時措置法第二条第一項の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人で科学若しくは教育の振興に寄与するところが著しいと認められるものとして政令で定めるものに贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く）

二 第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの 同項の規定による承認を受けたもの 同項の規

定による承認に係る固定資産の（前号に掲げる法人に該当するものを除く）

三 第一項中「被合併法人」の下に「で同項第一号、第三号、第五号又は第六号の規定に該當するもの」と加える。

第六十六条の五中「第二号又は第三号」を「第三号から第五号まで」に改める。

第六十六条の六の見出しを「（現物出資した場合の課税の特例）」に改め、同条第一項を次のよう改め。

第六十六条の六の見出しを「（現物出資した場合の課税の特例）」に改め、同条第一項を次のよう改め。

第六十六条の二第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第六十六条の二第一項第一号中第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加え、同号の次に次の一号を加えて定める換地処分及び交換その他の政令で定める交換を除く）をした場

和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第二条に規定する中小企業者に該当するもの

又は支払つた場合を含む）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 機械工業振興臨時措置法第二条第一項の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人で科学若しくは教育の振興に寄与するところが著しいと認められるものとして政令で定めるものに贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く）

二 第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの 同項の規定による承認を受けたもの 同項の規

定による承認に係る固定資産の（前号に掲げる法人に該当するものを除く）

の明細書その他大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

## (贈与財産が公益事業の用に供さ

## れなかつた場合の修正申告等)

## 第七十条の三 前条第一項の規定

の適用を受けて同項に規定する相続又は遺贈に係る申告書を提出し

た者(その者の相続人及び包括受

遺者を含む)は、同項の規定の適

用を受けた財産について同条第二

項に規定する事由が生じた場合に

は、同項に規定する二年を経過し

た日の翌日から四月以内に国税通

則法第十九条第三項に規定する修

正申告書を提出し、かつ、当該期

限内に当該修正申告書の提出によ

り納付すべき税額を納付しなけれ

ばならない。

## 2 前条第一項の規定の適用を受け

た者は、同項の規定の適用を受け

た財産について同条第二項に規定

する事由が生じたことに伴い当該

財産の価額を相続税の課税価格に

算入すべきこととなつたことによ

り、相続税法第二十七条の規定に

よる申告書を提出すべきこととな

つた場合には、同項に規定する二

年を経過した日の翌日から四月以

内に国税通則法第十八条第二項に

規定する期限後申告書を提出し、

かつ、当該期限内に当該期限後申

告書の提出により納付すべき税額

を納付しなければならない。

## 3 前二項の規定により申告書を提

出すべき者がこれらの申告書を提

出しなかつた場合には、税務署長

は、これらの申告書に記載すべき

であつた課税価格、相続税額その

他の事項につき国税通則法第二十  
四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行なう。

第七十条第四項の規定は、第一  
項の規定による修正申告書及び前  
更の更正(当該申告書を提出すべ  
き者に係るものに限る。)について、  
同条第五項の規定は、第二項の規  
定による期限後申告書及び前項の  
更正(当該申告書を提出すべき者  
に係るものに限る。)又は決定につ  
いてそれぞれ準用する。この場合  
において、同条第四項第二号及び  
第五項第二号中「第七十条」とある  
のは、「第七十条の三」と読み替え  
るものとする。

## 3 昭和三十八年四月一日から昭和

四十一年三月三十一日までの間に  
防災建築街区造成法第三条第一項  
に規定する土地の上に新築した住  
宅の用に供する家屋で政令で定め  
るものとの所有権の保存の登記につ  
いては、当該家屋の新築後一年以  
わらず、当該家屋の価格の千分の一  
とする。

(現物出资による農地等の所有権  
取得の登記の税率の軽減)

第七十七条の二の次に次の一条を  
加える。

は養畜の用に供していいた土地又は  
当該土地の上に存する地上権、永  
小作権若しくは賃借権の出資を受  
け、かつ、当該土地を当該農業生  
産法人の耕作又は養畜の用に供す  
る場合には、その土地の所有権、  
地上権、永小作権又は賃借権の取  
得の登記の登録税の額は、大蔵省  
令で定めるところにより当該取得  
後一年以内に登記を受けるものに  
限り、登録税法第二条第一項第三  
号及び第六号の規定にかかわら  
ず、当該土地の価格の六と一  
する。ただし、当該地上権、永小  
作権又は賃借権の取得の登記の登  
録税にあつては、同号の規定によ  
り算出した金額が本文の規定によ  
り算出した金額に満たない場合に  
は、この限りでない。

第八十一条の二の見出し中「不動  
産」を「不動産等」に改め、同条中「農  
業協同組合が」を「農業協同組合併  
合は森林組合が」に改め、「第四条第  
二項の下に」若しくは森林組合合併  
協同組合若しくは漁業協同組合」を

「農業協同組合、森林組合若しくは  
漁業協同組合」に、「不動産の権利又  
は漁船」を「不動産又は漁船の権利」  
に、「昭和三十六年四月一日から昭  
和四十一年三月三十一日までの間」  
を「当該認定又は勧告があつた日か  
ら一年以内」に改める。

第九十条第一項及び第九十条の二  
項の下に「若しくは海運業の再建  
整備に関する臨時措置法(昭和三十  
八年法律第二号)第五条第一項若  
しくは第六条第一項」を、「規定に  
よる承認」の下に「若しくは中小企業  
近代化促進法第八条第一項の規定に  
よる承認(同法第三条第一項に規定  
する基本計画で昭和三十八年四月一  
日から昭和四十一年三月三十一日ま  
での間に定められたものに係るもの  
であり、かつ、その定められた日か  
ら五年以内にされたものに限る。)」  
を加え、同条第三号中「事業の設備  
の譲受」を「事業に必要な資産の譲  
受け」に改め、「千分の四」の下に  
「(海運業の再建整備に関する臨時措  
置法第五条第一項又は第六条第一項  
の規定による承認に係るものについ  
ては、千分の一)」を加え、同条第四

号中「千分の二」の下に「(海運業の再  
建整備に関する臨時措置法第五条第  
一項又は第六条第一項の規定による  
資産の譲渡(新法第三十一条第  
一項)」を加える。

第八十二条の二の見出し中「不動  
産」を「不動産等」に改め、同条中「農  
業協同組合が」を「農業協同組合併  
合は森林組合が」に改め、「第四条第  
二項の下に」若しくは森林組合合併  
協同組合若しくは漁業協同組合」を

「農業協同組合、森林組合若しくは  
漁業協同組合」に、「不動産の権利又  
は漁船」を「不動産又は漁船の権利」  
に、「昭和三十六年四月一日から昭  
和四十一年三月三十一日までの間」  
を「当該認定又は勧告があつた日か  
ら一年以内」に改める。

第九十条第一項及び第九十条の二  
項の下に「若しくは海運業の再建  
整備に関する臨時措置法(昭和三十  
八年法律第二号)第五条第一項若  
しくは第六条第一項」を、「規定に  
よる承認」の下に「若しくは中小企業  
近代化促進法第八条第一項の規定に  
よる承認(同法第三条第一項に規定  
する基本計画で昭和三十八年四月一  
日から昭和四十一年三月三十一日ま  
での間に定められたものに係るもの  
であり、かつ、その定められた日か  
ら五年以内にされたものに限る。)」  
を加え、同条第三号中「事業の設備  
の譲受」を「事業に必要な資産の譲  
受け」に改め、「千分の四」の下に  
「(海運業の再建整備に関する臨時措  
置法第五条第一項又は第六条第一項  
の規定による承認に係るものについ  
ては、千分の一)」を加え、同条第四

号中「千分の二」の下に「(海運業の再  
建整備に関する臨時措置法第五条第  
一項又は第六条第一項の規定による  
所得税(新法第三十一条第一項)  
に支払を受けるべきであつた利子  
所得及び配当所得について、な

は、昭和三十八年一月一日以後に  
行なわれたこれら規定に該当す  
るものとされる行為を含む。)」  
に係る所得税については、なお從  
前例による。

昭和三十八年一月一日以後にお  
いて、新法第三十三条の二第二項  
に規定する特定公共事業の用に供  
するため、同条第三項第一号に規定  
する譲渡等をされた同条第一項  
に規定する資産又は新法第三十四  
条第二項各号に規定する資産で同  
年四月一日前にされた新法第三十  
三条の二第三項第一号に規定する  
買取り等の申出に係るものに対する  
新法第三十三条の二又は第三十  
四条の規定の適用について、次  
の各号に掲げる区分に応じ当該各  
号に掲げる日に当該買取り等の申  
出があつたものとみなす。

一 当該譲渡等が昭和三十八年一  
月一日から同年三月三十一日ま  
での間にされた場合 同年一月  
一日

二 当該譲渡等が昭和三十八年四  
月一日以後にされた場合 同日

前項の場合において、同項に規  
定する特定公共事業の施行者は、  
同項に規定する買取り等の申出が  
あつたことを証する大蔵省令で定  
める書類の写しを、大蔵省令で定  
めることにより、当該事業の施

5 昭和三十八年一月一日以後にお  
いて、新法第三十三条の二第二項  
に規定する特定公共事業の用に供  
するため、同条第三項第一号に規定  
する譲渡等をされた同条第一項  
に規定する資産又は新法第三十四  
条第二項各号に規定する資産で同  
年四月一日前にされた新法第三十  
三条の二第三項第一号に規定する  
買取り等の申出に係るものに対する  
新法第三十三条の二又は第三十  
四条の規定の適用について、次  
の各号に掲げる区分に応じ当該各  
号に掲げる日に当該買取り等の申  
出があつたものとみなす。

一 当該譲渡等が昭和三十八年一  
月一日から同年三月三十一日ま  
での間にされた場合 同年一月  
一日

二 当該譲渡等が昭和三十八年四  
月一日以後にされた場合 同日

前項の場合において、同項に規  
定する特定公共事業の施行者は、  
同項に規定する買取り等の申出が  
あつたことを証する大蔵省令で定  
める書類の写しを、大蔵省令で定  
めることにより、当該事業の施

は、昭和三十八年一月一日以後に  
行なわれたこれら規定に該当す  
るものとされる行為を含む。)」  
に係る所得税については、なお從  
前例による。

昭和三十八年三月三十一日以前  
に支払を受けるべきであつた利子  
所得及び配当所得について、な

は、昭和三十八年分以後の所得税  
に適用し、昭和三十七年分  
別段の定めがあるものを除くほ  
か、昭和三十八年分以後の所得税  
以前の所得税については、なお從  
前の例による。

3 昭和三十八年三月三十一日以前  
に支払を受けるべきであつた利子  
所得及び配当所得について、な

は、昭和三十八年分以後の所得税  
に適用し、昭和三十七年分  
以前の所得税については、なお從  
前の例による。

4 新法第三十三条から第三十三條  
まで、第三十五条から第三十八條

までの規定による改正する法律案外三件

昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外三件

五九三

行に係る営業所、事務所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 個人が昭和三十八年中に改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十五条第一項に規定する耕作用財産又は採塙用財産の譲渡をした場合において、その者が

当該譲渡の日前一年以内にこれららの資産で所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の施行地にあるもの（昭和三十八年一月一日以後に取得したものと除く。）を取得し、当該取得の日から一年以内に耕作又は採塙の用に供したとき（当該期間内にその者のこれらの用に供さなくなつた場合を除く。）を取得に得したものを除く。）の取得をして、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては同号に規定する特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供したとき（当該期間内にこれらの用に供さなくなつた場合を除く。）、又は供する見込みであるときにおけるこれらの資産の譲渡に係る所得税については、同条及び旧法第三十七条の規定は、なおその効力を有する。

8 個人が昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日まで間に旧法第三十八条の三第一項第二号に規定する作業場の敷地の用に供されている土地等又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地の譲渡をし、かつ、当該譲渡をした資産がこれらの号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、その者が当該譲渡の日前一年（同項第二号に規定する特定規模の作業場又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の同項に規定する政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同項に規定する政令で定める

9 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十八年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について、新法第六十五条の三第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、同条第二項第一号に規定する譲渡等をされた同条第一項に規定する資産で同年四月一日前にされた同条第二項第一号に規定する買取り等の申出に係るものに対する新法第六十五条の三の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる日に当該買取り等の申出があつたものとみなす。

10 新法第六十六条から第六十五条の二まで及び第六十六条の規定は、昭和三十八年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

11 新法第六十五条の三の規定は、法人の昭和三十八年一月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。昭和三十八年一月一日から同年三月三十一日までの間にされた場合 同年一月一日

12 昭和三十八年四月一日以前に行なわれた旧法第六十五条の三第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお從前の例による。

13 前項の場合において、同項に規定する特定公共事業の施行者は、同項に規定する買取り等の申出があつたことを証する大蔵省令で定める書類の写しを、大蔵省令で定めることにより、当該事業の施

14 事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

15 昭和三十八年四月一日以前に行なわれた旧法第六十五条の三第一項の規定に該当する作業場の敷地の用に供されている土地等又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地の譲渡をし、かつ、当該

16 法人が昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に旧法第六十五条の三第一項第二号に規定する作業場の敷地の用に供されている土地等又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の同項に規定する政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同項に規定する政令で定める

17 新法第六十六条の六の規定は、法人が昭和三十八年四月一日以後にした同条第一項の出資に係る法人税について適用し、同日前にした当該出資に係る法人税については、なお從前の例による。

18 新法第七十条の二及び第七十条の三の規定は、昭和三十八年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者

の死亡により効力を生ずる贈与を含む)により取得した財産に係る相続税について適用する。

19 新法第八十一条の二の規定中農業協同組合及び漁業協同組合に係る部分の規定は、昭和三十八年四月一日以後に農業協同組合併成法(昭和三十六年法律第四十八号)第四条第二項の認定又は漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)第十四条第一項の規定による承認及び同条第一項に規定する証明並びに前項の規定による改正前の機械工業振興臨時措置法第十二条第三第一項の規定による承認及び同法第十二条の二第四項に規定する証明は、この法律の施行後においても、なおその効力を有するものとする。

20 中小企業振興資金等助成法(昭和三十一年法律第二百五十五号)の一項を次のように改正する。

21 機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

22 附則第四項の規定により前項例によることとされる所得税(旧法第三十八条の三から第三十九条までの規定に係るものに限る。)又は附則第十五項若しくは附則第十七項の規定により従前の例による」ととされる法人税につい

ては、附則第二十項の規定による改正前の中小企業振興資金等助成法第十四条第一項の規定による承認及び同条第二項に規定する証明並びに前項の規定による改正前の機械工業振興臨時措置法第十二条第三第一項の規定による承認及び同法第十二条の二第四項に規定する証明は、この法律の施行後においても、なおその効力を有するものとする。

23 中小企業高度化資金金融通特別会計 法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条规定により送付する。

昭和三十八年三月二十六日  
衆議院議長 清瀬 一郎

おいて、当該出資が第一項の承認を受けたところに従つてされたこととつき主務大臣の証明を受けたときは、「場合には」に改める。

第十二条の二第四項中「場合に」とは、その目的に従つて現金に余裕があるときは、これを現金に余裕があるときは、これを

支払しなければならない。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第四条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第五条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の

予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

3 第一条の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

(時借入金の償還)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第八条 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 この会計において、支払上年現金に余裕があるときは、これを

資金運用部に預託することができる。

(時借入金)

第十二条 この会計において、支払上年現金に不足があるときは、この

会計の負担において一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第二条の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十三条 第十二条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとなるなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第一条 中小企業近代化資金助成法

(昭和三十一年法律第二百五十五号)第三条の規定による中小企業高度化

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

## (実施規定)

第十五条规定 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則  
1 この法律は、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第二号)の施行の日から施行し、昭和三十八年度の予算から適用する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の二)の次に次の一号を加える。

四の二の三 中小企業高度化資金金融通特別会計の經理を行なうこと。

○佐野廣君 登壇、拍手  
【佐野廣君】 ただいま議題となりました四法律案について、その内容、委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

まず、所得税法の一部を改正する法案について申し上げます。

本案は、税制調査会の臨時答申を受け、さらに政府が検討、修正の結果、昭和三十八年度税制改正の一環として、中小所得者の税負担の軽減等をはかるため、平年度約三百二十億円の減税を行なおうとするものであります。

そのおもなる内容について申し上げますと、

第一は、諸控除の引き上げであります。すなわち、基礎控除を一万円引き上げ、十一万円にするとともに、配偶者控除、十五才未満の扶養控除額及び専従者控除額をそれぞれ五千円引き上げる等、その負担を軽減しております。この改正により、夫婦及び子三人の家族の場合で所得税を課せられない限額は、給与所得者につきましては、現在の約四十一万六千円より約十四万五千円に、青色申告の事業所得者につきましては、約三十九万一千円より約四十二万二千円に引き上げられております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案もまた、昭和三十八年度の税制改正の一環として、現下の経済情勢に顧み、資本蓄積の促進、社会資本の充実、産業体制の整備等に資するため、利子等について、その利子所得に対する所得の軽減措置とも関連して、国民貯蓄組合法を廃止し、一人一種類、一店舗に限り元本五十万円までの預貯金等について、その利子所得に対する所得を免除する制度に切りかえるものであります。

第三は、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除の拡充事業年度を新設する法律案について申し上げます。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につき、その留保所得から控除する金額を引き上げ、課税所得額の一五%または年百万円のいずれか多いほうをとることとしております。これによりまして、平年度約三十億円の減税額となる見込みであります。

このほか、所得税と同様、外国税額控除制度の拡充合理化をはかつております。

次に、貿易の振興等当面要請される諸施策との関連を考慮し、輸出所得控除制度並びに輸出割増債却制度等について適用期限の延長をはかるほか、海運企業の合併等に伴う登録税につき軽減措置を講ずる等所要の改正を行なっております。

第四に、貿易の振興等当面要請される諸施策との関連を考慮し、輸出所得控除制度並びに輸出割増債却制度等について適用期限の延長をはかるほか、海運企業の合併等に伴う登録税につき軽減措置を講ずる等所要の改正を行なっております。

第五に、貯蓄奨励の見地から、利子等について申し上げますと、複雑難解な現行の税制を国民にわかりやすく改善する考えはないか。今回の減税で、はつき下げるとともに、期限を二年間延長たして名目所得の増加による実質増税を調整できるか、将来間接税に対し減税する用意があるか等の諸点であります。さらにまた勤務先預け金の取り扱いに関して、最近放漫に流れ、弊害を生じてゐる向きもあるので、監督官庁はすみやかに適正な措置を講すべきではないか等の意見の開陳がありました。が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、三案一括してあります。

第三に、中小企業等の振興のため、中小企業近代化促進法による指定事業を営む中小企業者に対し、機械設備等の割増債却を認めるとともに、合併等に伴う課税の軽減を行なうほか、森林組合の合併、農業生産法人に対する現物出資等につきましても課税の特例を設けております。

討論に入りましたところ、野々山委員より「政府案は税制調査会の答申から大幅に後退したもので、大衆の税負担の軽減が足りない。資本側の軽減が大きく、低所得者側の税負担の軽減が少なく、税負担の公平を乱している。財源不足を理由に減税できない」ということは納得できない。租税特別措置は本来廃止すべきであるにもかかわらず、措置の延長、軽減をはかつている。さらに間接税については、「昨年引き下げを約束しながら軽減が行なわれなかつた等の理由から反対する」との意見が述べられ、次に柴田委員より、「減税規模は財政の現状より見て妥当であり、中小所得者、中小法人の税負担の軽減がはかられている。自由化に備えて資本蓄積をはかる見地から、利子配当所得課税の特例を強化することは適切である等の理由から賛成する」との意見が述べられ、次に永井委員より、「経済成長政策の恩恵を受けない低所得階層に対する税制上の配慮が欠けていて、特別措置はその本来の使命

を果たした今日、廃止すべきものである等の理由から反対する」との意見が述べられ、最後に鈴木委員より、「今回の中の改正案は、独占に奉仕する政策をさらに強めるもので、将来予想される税制改悪の方向を示すものである。その観点から現在の源泉徴収方法を撤回すべきものである等の理由から反対する」との意見が述べられました。

討論を終了し、三案一括して採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)  
**○副議長(重政庸徳君)** 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。  
 まず、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

**○副議長(重政庸徳君)** 過半数と認めます。よって三案は可決せられました。  
**昭和三十八年三月二十二日**  
 参議院議長重宗雄三殿  
 衆議院議長清瀬一郎  
 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案  
 正する法律案  
 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案  
 正する法律案  
 「金丸富夫君登壇、拍手」  
 ○金丸富夫君 大だいま議題となりました日本航空株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。  
 日本航空株式会社は、昭和二十八年に設立されて以来、その経営路線は、年を追って拡充され、国際航空界における地位を向上して参ったのであります。  
 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

2 社長及び副社長は、代表取締役をもつて充てる。  
 第四条の二第四項中「社長」を「会長、社長」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「社長に」、「社長が」を「会長及び社長に」に、「社長が」を「会長及び社長が」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

4 社長は、取締役会を主宰する。  
 第四条の四(見出しを含む)中「社長」を「会長、社長」に改める。  
 この法律は、公布の日から施行する。  
 附 則  
 第四条中「十五人」を「十八人」に改める。  
 第四条の二の見出し中「社長」を「会長、社長」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。  
 会社に、会長、社長及び副社長各一人を置く。  
 ○副議長(重政庸徳君) 日程第十四、日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第十五、

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

さす、委員長の報告を求めます。通信委員長伊藤顯道君。

[審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載]

電波法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月二十二日

衆議院議長 清瀬 一郎

(小字及び  
—は衆議院修正)  
電波法の一部を改正する法律案  
電波法の一部を改正する法律  
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表を次のように改める。

船舶無線電信局	無線通信士
第一種局(国際航海に従事する旅客船で二百五十人を越える旅客定員を有するものの船舶無線電信局をいう。以下同じ。)	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局甲(船舶安全法第四条の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局であつて、第一種局に該当するもの以外のもの)をいう。以下同じ。)	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局乙(次に掲げる船舶無線電信局であつて、次欄の第三種局甲に該当するもの以外のものをいう。以下同じ。)	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

第三種局甲(遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶(旅客船を除く。)で政令で定めるものの船舶無線電信局であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。)	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
一 総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶(旅客船を除く。)の船舶無線電信局	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
二 旅客船以外の船舶の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの(二に該当するものを除く。)	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第三種局甲(遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶(旅客船を除く。)で政令で定めるものの船舶無線電信局であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。)	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
一 電波法の一部を改正する法律案	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
二 電波法の一部を改正する法律	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
三 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	2 この法律の施行の際現に存する船舶に開設する船舶無線電信局についての改正後の電波法第五十条第一項及び第六十三条第一項及び第六項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して四年間の期間に於けるものとみなす。
3 この法律の施行の際現に存する船舶に開設する船舶無線電信局についての改正後の電波法第五十条第一項及び第六十三条第一項及び第六項の規定の適用については、この法律の施行の際現に改正前の電波法第五十条第一項に規定する第一種局乙の通信長の要件を備えている者は、この法律の施行の際現に改正前の電波法第五十条第一項に規定する第一種局乙の通信長の要件を備えている者は、この法律の施行の際現に改正前の電波法第五十条第一項に規定する第一種局乙の通信長の要件を備えていない者は、前項の規定により適用される新法第五十条第一項に規定する第一種局乙の通信長の要件を備えていない者は、前項の規定により適用される新法第五十条第一項に規定する第一種局乙の通信長の要件を備えていない者は、前項の規定により適用される同条第一項に規定する第一種局乙の通信長の要件を備えている者とみなす。	

船舶無線電信局	無線通信士
第一種局（国際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局）	第一種局（前十五年以内に船舶無線通信において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者）
第二種局甲（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。）	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
一 船舶安全法第四条の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局（第一種局に該当するものを除く。）	（○通信長となる前十五年以内に船舶無線通信士として第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者）
二 総トン数三千トン以上の旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び一に該当するものを除く。）	（○通信長となる前十五年以内に船舶無線通信士として第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者）
三 総トン数五千五百トンをこえる船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局	（○通信長となる前十五年以内に船舶無線通信士として第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者）
第二種局乙（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。）	（○通信長となる前十五年以内に船舶無線通信士として第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者）
一 旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。）	（○通信長となる前十五年以内に船舶無線通信士として第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者）
二 総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局（旅客船を除く。）	（○通信長となる前十五年以内に船舶無線通信士として第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者）
三 総トン数五千五百トン以下の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの（二に該当するものを除く。）	（○通信長となる前十五年以内に船舶無線通信士として第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者）

回国会に政府より本院に提出され、

かね人間がやれぬよ」といたそらと水  
ぬくのあります。

第一種局（国際航海に從事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局をいう。以下同じ。）

第二種局甲（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。）

船の船舶無線電信局（第一種局）に該当するものを除く。)

船の船員無線電信局（第一種局）及び一に該当するものを除く。」  
三 総トン数五千五百トンをこえる船舶（旅客船を除く。）の船舶

無線電信局

一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。)

四条の船舶（旅客船を除く。）  
の船舶無線電信局  
総トン数五千五百トン以下の

船舶（旅客船を除く）の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの（二に該当するものを除く。）

○伊藤顯道君登壇、拍手

ついて、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和三十八年三月三十日 參議院会議

録第十七号 電波法の一部を改正する法律案

時間はオート・アラームによつて聴守をもつて足りることとし、残余の

り、「船舶通信士の軽減は、通信能力

賛成の諸君の起立を求めます。

容を改め、非旅客船については、そのトン数の大小を問わず、すべて運用義務時間八時間以下とする局種にいたしました。そうとするものであります。

の需給状況、無線機器の性能、特にオート・アラームの信頼度、公衆通信の疎通、海上保安業務、気象業務等に及ぼす影響とその対策、船舶通信士に対する職務体制の確立、経過期間中における諸対策の推進等、詳細にわたりあります。

○副議長 重政 譲徳君 別に御発言あるまいと決定した次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

がみ、船舶無線電信局の運用義務時間と、海上における航行の安全の保持及び通信秩序の維持に支障を来たさない程度において、国際水準並みに軽減します。

なお、今回衆議院において、通信長官の答弁によれば、  
該資格要件の一部について、及び経過措置において、現存船に限り三年間と  
あつたものを、新造船を含めて四年間に亘りと修正しております。

る無線機器の発達よりも、主要海  
素質は優秀であり、また、最近における  
運国と同様、国際水準並みにする」と  
は、「むしろ当然である」として賛成、  
次いで、公明会を代表して中尾委員より  
り、民主党を代表して田上委員より  
り、日本共産党を代表して須藤委員より  
り、それぞれ本案に対し反対する旨の

回國会に政府より本院に提出され、第四十回国会において可決の上、衆議院へ送付し、衆議院において審議未了となつたものと、内容を一にするものであります。すなわち、本改正案の趣旨は、わが国海運企業の現状、最近における無線機器の性能の向上、船舶運送

第三に、この改正によって公衆通信することができるようにならざるものであります。

○副議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

これにて休憩いたします。

午後一時八分休憩

案可決報告書  
運輸省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案可決報告書

よつて国会法第八十三により送付する。

改め、「措置の補償」の下に「又は前項の外國においてとられた措置に対する対抗措置」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 当該貨物につき、關稅及び貿易に関する一般協定への日

本国の加入条件に関する議定書その他これにより適用される一般協定に基づく条約において關稅の譲許をしている場

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

關稅定率法等の一部を改正する法律案、

關稅定率法等の一部を改正する法律案、

關稅定率法等の一部を改正する法律案、

2 外國において一般協定第十九

条1 (特定の貨物の輸入に対する緊急措置) の規定により特定

外貨公債の発行に関する法律案、

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とする」と

に御異議ございませんか。

5 第一項又は第二項の措置をと

〔参事期話〕

本日委員長から左の報告書が提出されまき、これより会議を開きます。

参考に報告させます。

めます。

ます、委員長の報告を求めます。

大蔵委員長佐野廣君。

大蔵委員長により第一十

号末尾に掲載

〔審査報告書〕

は都合により第一十

号末尾に掲載

〔審査報告書〕

は第一項第一号の下に「又

は第一項第一号」を加え、「別表」

を「法律により税率」に改め、同項

を同条第四項とし、同条第二項中

「前項第三号」を「第一項第三号又

は前項第一号若しくは第二号に、

を可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

文部省設置法の一部を改正する法律

を可決した。

案第六項各号列記以外の部分中

額以下の關稅を課すること。

入られる貨物の課稅率と同

率による關稅のほか、當該輪

船舶職員法の一部を改正する法律案可決報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に関し承認を求める件議決報告書

国民健康保険法等の一部を改正する法律案可決報告書

文部省設置法の一部を改正する法律



〔同表第二八二八号中〕	〔三 三酸化モリブデン〕	〔一〇%〕
〔イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの〕	〔ロ その他もの〕	〔一五%〕
〔二 その他もの〕	〔一〇%〕	〔無税〕

〔ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物（粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む。）塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず  
〔マット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物のものに限る。〕

〔同表第八一〇一号の税率の欄中「一五%」を「一〇%」に改める。〕	〔同表第八五〇一号の品名の欄中「回転変流機」を「変流機」に改める。〕
〔第二条 関税率法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。〕	〔第八条第一項中「輸入の許可の日」を「関税の納付の日」に改め、同条第二項中「利子税類」を「延滞税の額」に改める。〕
〔第三条第二項及び第十一項中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。〕	〔第一条 関税率法第十四条第一項及び第三項中「この法律」の下に「又は他の関税に関する法律」を加える。〕

〔同表第一九一四号中〕	〔三 醋酸エステル〕	〔一五%〕
〔一 〔酢酸アミル、酢酸ナリル、酢酸ベニジル及び酢酸テルビニル〕	〔二五%〕	〔無税〕
〔二 〔その他のもの〕〕	〔二〇%〕	〔一五%〕

〔同表第三四〇四号中〕	〔三 醋酸アミル、酢酸ナリル、酢酸ベニジル及び酢酸テルビニル〕	〔二五%〕
〔一 〔その他のもの〕〕	〔二五%〕	〔無税〕
〔二 〔無税〕〕	〔一〇%〕	〔一五%〕

〔改める。〕

〔同表第三五〇三号中〕	〔三 醋酸アミル、酢酸ナリル、酢酸ベニジル及び酢酸テルビニル〕	〔二五%〕
〔一 〔その他のもの〕〕	〔二五%〕	〔無税〕
〔二 〔無税〕〕	〔一〇%〕	〔一五%〕

〔改める。〕

〔同表第四四〇五号及び第四四一三号中〕	〔三 醋酸アミル、酢酸ナリル、酢酸ベニジル及び酢酸テルビニル〕	〔二五%〕
〔一 〔その他のもの〕〕	〔二五%〕	〔無税〕
〔二 〔無税〕〕	〔一〇%〕	〔一五%〕

〔改める。〕

〔同表第四四一三号中〕	〔三 醋酸アミル、酢酸ナリル、酢酸ベニジル及び酢酸テルビニル〕	〔二五%〕
〔一 〔その他のもの〕〕	〔二五%〕	〔無税〕
〔二 〔無税〕〕	〔一〇%〕	〔一五%〕

〔改める。〕

〔同表第五九類注4(1)中〕	〔ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず〕	〔一〇%〕
〔一 マット、スペイスその他ニッケル製鍊の〕	〔一五%〕	〔無税〕
〔二 中間生産物〕	〔一五%〕	〔無税〕

〔改める。〕

〔同表第七五〇一号中〕	〔ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず〕	〔一〇%〕
〔一 マット、スペイスその他ニッケル製鍊の〕	〔一五%〕	〔無税〕
〔二 中間生産物〕	〔一五%〕	〔無税〕

〔改める。〕

〔同表第七五〇一号中〕	〔ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず〕	〔一〇%〕
〔一 マット、スペイスその他ニッケル製鍊の〕	〔一五%〕	〔無税〕
〔二 中間生産物〕	〔一五%〕	〔無税〕

〔改める。〕

〔同表第七五〇一号中〕	〔ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず〕	〔一〇%〕
〔一 マット、スペイスその他ニッケル製鍊の〕	〔一五%〕	〔無税〕
〔二 中間生産物〕	〔一五%〕	〔無税〕

〔改める。〕

〔同表第七五〇一号中〕	〔ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず〕	〔一〇%〕
〔一 マット、スペイスその他ニッケル製鍊の〕	〔一五%〕	〔無税〕
〔二 中間生産物〕	〔一五%〕	〔無税〕

〔改める。〕

〔同表第七五〇一号中〕	〔ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず〕	〔一〇%〕
〔一 マット、スペイスその他ニッケル製鍊の〕	〔一五%〕	〔無税〕
〔二 中間生産物〕	〔一五%〕	〔無税〕

〔改める。〕

〔同表第七五〇一号中〕	〔ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず〕	〔一〇%〕
〔一 マット、スペイスその他ニッケル製鍊の〕	〔一五%〕	〔無税〕
〔二 中間生産物〕	〔一五%〕	〔無税〕

〔改める。〕

〔同表第七五〇一号中〕	〔ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず〕	〔一〇%〕
〔一 マット、スペイスその他ニッケル製鍊の〕	〔一五%〕	〔無税〕
〔二 中間生産物〕	〔一五%〕	〔無税〕

〔改める。〕

〔同表第七五〇一号中〕	〔ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず〕	〔一〇%〕
〔一 マット、スペイスその他ニッケル製鍊の〕	〔一五%〕	〔無税〕
〔二 中間生産物〕	〔一五%〕	〔無税〕

〔改める。〕

関税のうち一キロリットルにつき一百十円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

第七条の五の次に次の二条を加える。

(電力業等用の重油に係る関税の特別還付)

第七条の六 電力業又は鉄鋼製造業を営む者のうち政令で定めるもの(以下「特別事業者」という。)が、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油、関税納付済みの輸入重油又はこれらを混合した重油(以下「関税納付済み重油」という。)を税関長の承認を受けた事業場で昭和三十九年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合において、次に掲げる要件に該當するときは、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該関税納付済み重油につき政令で定める率により算出した金額を、当該特別事業者が当該関税納付済み重油に係る関税納付済み原油等又は関税納付済みの輸入重油につき納付したものとみなして、第二号に規定する負担増加の額の限度において、当該金額(以下「関税特別還付金」という。)をその者に還付する。

一 当該特別事業者が昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで(以下「昭和三十八年度」という。)においてその事業の用に供するため国産石炭を購入し、その購入した数量が、大蔵大臣が当該特別事業者の関税特別還付金の還付を受けるため必要な国産石炭の購入数量として定める数量(以下「特別還付を受けるため必要な購入数量」という。)以上であつたこと。

二 当該特別事業者が、昭和三十八年度においてその事業の用に供するため購入した国産石炭で、特別還付を受けるため必要な購入数量の範囲内で大蔵大臣がその者の負担増加の算出のための基礎として定める数量をこえるものを購入したことにより、燃料費その他政令で定める費目につき直接の負担増加を被つたこと。

2 前項に規定する政令で定める率は、関税納付済み重油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち前条第二項の規定に係るもの以外の一キロリットルにつき三百二十円及び関税納付済みの輸入重油の負担する関税のうち一キロリットルにつき九十四円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

3 特別事業者は、政令で定めるところにより、昭和三十八年度における国産石炭の購入計画を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならない。その購入計画を変更しようとするときも、同様とする。

4 第七条の四第二項の規定は、第一項の規定により関税特別還付金の還付を受けようとする者について準用する。

5 税関長は、特別事業者が第一項の規定により関税特別還付金の還付を受けることが確實であると認められる場合には、政令で定めるところにより、昭和三十八年度において当該特別事業者が同項の事業場でその事業の用に供した関税納付済み重油につき、同項に規定する率の範囲内で政令で定める率により算出した金額を、関税特別還付金の一部として当該特別事業者に還付することができる。

6 前項の規定により関税特別還付金の一部の還付を受けた特別事業者が、次の各号の一に該当することとなつたときは、当該特別事業者から、当該各号に掲げる額の関税特別還付金を徴収する。

一 当該特別事業者の昭和三十八年度において購入した国産石炭の数量が、その者の特別還付を受けるため必要な購入数量に満たなかつたとき。

二 当該特別事業者の還付を受けた関税特別還付金の額が、第一項に規定するその者の負担増加の額の限度をこえたとき。還付を受けた関税特別還付金のうち当該負担増加の額をこえた額

前項の規定による関税特別還付金の徴収については、国税徴収の例による。

8 7 前項の規定により関税特別還付金を国税徴収の例により徴収する場合においては、当該関税特別還付金の額に対し、その還付の日から納付の日までの日数に応じ、百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する加算金をあわせて徴収する。ただし、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十七条に規定する督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の加算金の額は、その未納に係る関税特別還付金百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。

9 関税法第十二条第二項から第五項までの規定は、前項の加算金について準用する。

(ごみ焼却設備用物品の免税)

第七条の七 市町村(特別区の存する区域にあつては、都)が設置するごみ焼却設備に使用される物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第八条の二第一項中「第九条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十一条に次の三項を加える。

2 税関職員は、第七条の六に規定する関税特別還付金の還付に関する職務を行なうため必要があるときは、特別事業者から報告をさせ、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

3 税関職員は、第一項又は前項の規定により職務を行なうときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二条第一項中「又は第七条の五第一項」を「第七条の五第一項又は第七条の六第一項若しくは第五項」に改める。

第十三条中「第十一條」を「第十一条第一項」に、「又は忌避した者」を「若しくは忌避した者又は第十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、税関職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者」に改める。

別表第〇二〇四号を削り、同表第〇四〇一号から第〇四〇四号まで及び第〇七〇五号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改める。

## 同表第〇八〇一号中

(1) 昭和三七年四月一日から同年六月四日までに輸入される  
(2) 昭和三七年六月五日から昭和八年九月三〇日までに輸入されるもの

二〇%	五〇%
昭和三九年三月三一日に	昭和三九年三月三一日に

## 同表第一五〇四号中

「全重量の六〇%以上のものが日本工業規格(工業標準化法(昭和二年法律第一八五号)第一七条に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)による一〇五ミクロンの標準あるいを通過するもの」

一 バナナ  
(+) 生鮮のもの

三 なつめやしの実のうち乾燥のもの

改める。  
同表第〇九〇一号の税率の欄中「二〇%」を「一〇%」に改め、同号及び同表第一〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第一〇〇一号の適次のように加える。

一〇〇三 大麦及びはだか麦のうち大麦

一〇〇六 米

## 二 落花生

## 三 菜種及びからし菜の種

七〇%	五%
昭和三九年三月三一日に	昭和三九年三月三一日に

## 官報(号外)

一 改め、同表第一四〇五号を削る。  
二 四 ニンニク油

## 同表第一五〇七号中

一五%	五%
昭和三八年三月三一日まで政令において政令で定める日昭和三九年三月三一日に	昭和三八年三月三一日まで政令において政令で定める日昭和三九年三月三一日に

を

削り、同表第一五一三号を次のよう改める。  
二五二三 パミストーン、エメリ、コランダムその他研磨用天然鉱物材料のうちエメリ及びコラ

ンダム以外のもの

(1) ガーネット  
イ 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの

ロ その他のもの

(2) その他のもの

## 同表第一五一三号の次に次のように加える。

二五一九 マグネサイト(焼いたものを含むものとし、精製酸化マグネシウムを除く。)  
一 マグネシャクリンカ

一〇%	無税
昭和三九年三月三一日に	昭和三九年三月三一日に

を

四 マンガン鉱のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるも

の (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの  
五 タンクステン鉱のうち昭和七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの

一 砂糖をえたもの及びアルコールを含有するもの  
(+) バイナフブル  
二 その他のもの  
(+) バイナフブル

## 同表第一六〇一号中

一〇% 無税

を

一〇%	無税
昭和三九年三月三一日に	昭和三九年三月三一日に

を

改める。

同表第二七〇四号を削り、同表第二七一〇号の前に次のように加える。

二七〇九 石油（原油に限る。）

二七一〇 石油（原油を除く。）及び石油製品（石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）

(1) マンガン鉱	四 マンGAN鉱の含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの	イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	ロ その他のもの	四 マンGAN鉱	(1) マンGANの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの	イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	ロ その他のもの	六 モリブデン鉱	(1) モリブデン鉱	(2) その他のもの
-----------	---------------------------------------	--	-------------	-------------	-------------------------------------	--	-------------	-------------	------------	------------

乾燥重量 一トンにつき六〇円	無税 昭和三九年三月三一日	無税 昭和三九年三月三一日	無税 昭和三七年九月三〇日
一 リットルロ 四〇円 につき六	三 月三一 日 昭和四〇年 三月三一 日	三 月三一 日 昭和三九年 三月三一 日	三 月三一 日 昭和三七年 九月三〇日

に

五 潤滑油（流動バラフィンを含む。）	ハ 温度一五度における比重が〇・九一七三をこえるもの	ロ その他のもの									
-----------------------	-------------------------------	-------------	-----------------------	-------------------------------	-------------	-----------------------	-------------------------------	-------------	-----------------------	-------------------------------	-------------

無税 六〇円 につき六	一 リットルロ 四〇円 につき六	
三 月三一 日 昭和三九年 三月三一 日	三 月三一 日 昭和四〇年 三月三一 日	三 月三一 日 昭和三九年 三月三一 日

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準として、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

石油（第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。）

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号（原料課税の税関長の承認を受けたもの）を含む。以下この号において同じ。）

同表第二七一四号を次のように改める。

二七一四 石油ビーチ、石油アスファルト、石油コーカス及びペトロリウムガムその他の石油のかす並びに潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物

二 石油コーカスのうち揮発成分の含有量が水分を除いた全重量の三%以上のもの

同表第二八〇五号中 四 金属リチウム

削り、同表第二八一八号を次のように改める。

二八一八 マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物

二 その他のもののうちマグネシヤクリンカー

(1) 昭和三八年四月一日から政令で定める日までに輸入されるもの

(2) (1)に規定する政令で定める日の翌日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの

一〇%

無税

一〇%  
昭和三九年  
三月三〇日  
を

同表第二八一九号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、

二八二〇 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶融アルミナ

一 酸化アルミニウムのうちアルミニウム製鍊用のもの

五%  
昭和三九年  
三月三一日同表第二八一九号中  
(1) その他のもの  
ロ その他のもの無税  
昭和三七年  
三月三〇日  
に

三 三三酸化モリブデン

一キログラムにつき八〇円  
昭和三九年  
三月三〇日  
を同表第二八二八号中  
(1) その他のもの  
ロ その他のもの一キログラムにつき八〇円  
昭和三九年  
三月三〇日  
を

五 その他のもののうち三酸化アンチモンで課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないもの

同表第二八一九号を削り、同表第一八四二号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第二八三三号、第二八五七号及び第二九〇一号を削り、同表第二九〇八号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同

改める。

表第二九一六号を次のように改める。

二九一六 アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の單一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化

一 アルコール酸及びその誘導体  
(1) 酒石酸  
(2) くえん酸

四 くえん酸カルシウム

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

一五%  
昭和三九年  
三月三一日  
を一キログラムにつき五六円  
昭和三九年  
三月三一日  
を

五 その他のもののうちコール酸

同表第二九一六号の次に次のように加える。  
二九一七 ニトリル官能化合物

三 その他のもののうちイソブチロニトリル

無税  
昭和三九年  
三月三一日  
を

同表第二九三三号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改める。

七 その他のもののうち次に掲げるるもの

(1) キノリン  
(2) 一・三一ジメチル一二・六一ジオキソ一四一アミノ一五一  
ホルミルアミノピリミジン一〇%  
昭和三八年  
三月三一日  
を(1) 一・二一ジメチル一二・六一ジオキソ一四一アミノ一五一  
ホルミルアミノピリミジン無税  
昭和三九年  
三月三一日  
を

同表第三一〇二号を削り、同表第三一〇三号及び第三一〇五号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第三一〇七号、第三五〇三号及び第三八〇一号を削り、同表第三八一四号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第三九〇一号及び第四一〇四号を削り、同表第四四〇五号を次のように改める。

## 四四〇五

板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材(厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。)

四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの

## 同表第四四〇五号の次に次のように加える。

四四一三 かんながけ、面取り、さねはぎ加工その他これらに類する加工をした木材(寄せ木用のものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)

四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの

	無税	昭和三九年三月三一日まで政令で定める日
--	----	---------------------

二 フェロマンガン  
銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー及び自然銅

同表第七三一五号を削り、同表第七四〇一号を次のように改める。  
七四〇一

銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー及び自然銅

## 二 塊

(+) 銅(合金を除く。)のもののうち銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。)

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(+) 黄銅又は青銅のもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(3) その他のもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

(3) その他のもの

当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

一 フェロマンガンのうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの

	無税	昭和三九年三月三一日まで政令で定める日
--	----	---------------------

同表第七〇〇三号、第七〇一一号及び第七一〇二号を削り、同表第七三〇二号の前に次のように加える。

七一〇三 貴石及び半貴石(合成又は再生のものに限る。)

二 その他のもののうち水晶(人工結晶のものに限る。)

三 無税 昭和三九年三月三一日

一一〇% 昭和三九年三月三一日に

削り、同表第七五〇一号から第七五〇四号までを次のように改める。

同表第七四〇二号から第七四〇四号まで、第七四〇六号、第七四〇七号及び第七四一二号を

(一) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下の中間に限る。)及びくず マット、スペイスその他ニッケル製錬の 中間生産物	二塊	ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製錬の 中間生産物(粗製の酸化ニッケルで主として 合金鋼の製造に使用されるものを含む。)塊 (電気めつき用の陽極を除く。)及びくず マット、スペイスその他ニッケル製錬の 中間生産物	二塊
(一) ニッケル合金(合金を除く。)のもの その他もの	口	ニッケル(合金を除く。)のもの その他もの	口
口	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの
三くず	ニッケル(合金を除く。)のもの ニッケル合金のもの	ニッケル(合金を除く。)のもの ニッケル合金のもの	ニッケル(合金を除く。)のもの ニッケル合金のもの
ニッケルの棒、形材及び線 一棒及び形材	口	ニッケル(合金を除く。)のもの ニッケル合金のもの	ニッケル(合金を除く。)のもの ニッケル合金のもの
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの ニッケル合金のもの	二線	ニッケル(合金を除く。)のもの ニッケル合金のもの	ニッケル(合金を除く。)のもの ニッケル合金のもの
口	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの	ニッケル合金のもの
七五〇三 ニッケルの板、帯、はく(浮出し模様を付けた もの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装し たもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏 張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さ が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)、 粉及びフレーク 一板及び帶	七五〇一 ニッケル(合金を除く。)のもの	七五〇一 ニッケル(合金を除く。)のもの	七五〇一 ニッケル(合金を除く。)のもの
口	ニッケル合金のもの	口	ニッケル合金のもの
三〇% 昭和四〇 一年	三〇% 昭和四〇 一年	三〇% 昭和四〇 一年	三〇% 昭和四〇 一年
二五% 昭和四〇 一年	二五% 昭和四〇 一年	二五% 昭和四〇 一年	二五% 昭和四〇 一年
三〇% 昭和四〇 一年	三〇% 昭和四〇 一年	三〇% 昭和四〇 一年	三〇% 昭和四〇 一年
三〇% 昭和四〇 一年	三〇% 昭和四〇 一年	三〇% 昭和四〇 一年	三〇% 昭和四〇 一年
二五% 昭和四〇 一年	二五% 昭和四〇 一年	二五% 昭和四〇 一年	二五% 昭和四〇 一年
八〇〇一 すずの塊及びくず	八〇〇一 すず(合金を除く。)のもの	八〇〇一 すず(合金を除く。)のもの	八〇〇一 すず(合金を除く。)のもの
同表第八一〇四号を次のとおり改める。 一塊、粉、フレーク及びくず その他のもののうちアンチモンの塊、 粉及びフレーク 課税価格が一キログラムにつき二一 三円以上のもの	同表第八一〇四号を次のとおり改める。 一塊、粉、フレーク及びくず その他のもののうちアンチモンの塊、 粉及びフレーク 課税価格が一キログラムにつき二一 三円以上のもの	同表第八一〇四号を次のとおり改める。 一塊、粉、フレーク及びくず その他のもののうちアンチモンの塊、 粉及びフレーク 課税価格が一キログラムにつき二一 三円以上のもの	同表第八一〇四号を次のとおり改める。 一塊、粉、フレーク及びくず その他のもののうちアンチモンの塊、 粉及びフレーク 課税価格が一キログラムにつき二一 三円以上のもの
一キログラムにつき四〇円 昭和三九年 三月三一日	無税 昭和三九年 三月三一日	一キログラムにつき三〇円 昭和四〇年 三月三一日	一キログラムにつき三〇円 昭和四〇年 三月三一日

同表第七五〇五号の税率の欄中「三五〇円」を「三〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和四〇年三月三一日」に改め、同表第七八〇一号から第七八〇三号まで、第七八〇五号及び第七九〇一号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第七九〇一号の次に次のように加える。 すずの塊及びくず	二塊	二塊	二塊
(一) すず(合金を除く。)のもの	一塊	一塊	一塊
卑金属及びその製品(他の号に掲げるものを除く。)	二塊、粉、フレーク及びくず	二塊、粉、フレーク及びくず	二塊、粉、フレーク及びくず
その他のもののうちアンチモンの塊、 粉及びフレーク 課税価格が一キログラムにつき二一 三円以上のもの	その他のもののうちアンチモンの塊、 粉及びフレーク 課税価格が一キログラムにつき二一 三円以上のもの	その他のもののうちアンチモンの塊、 粉及びフレーク 課税価格が一キログラムにつき二一 三円以上のもの	その他のもののうちアンチモンの塊、 粉及びフレーク 課税価格が一キログラムにつき二一 三円以上のもの
一キログラムにつき四〇円 昭和三九年 三月三一日	無税 昭和三九年 三月三一日	一キログラムにつき三〇円 昭和四〇年 三月三一日	一キログラムにつき三〇円 昭和四〇年 三月三一日

昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号

國税定率法等の一部を改正する法律案外一件

第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中國税法第八条、第十一条

2 改正前の國税定率法第十三条

第一条、第十七条の二、第三項、第十九条第三項、第十七条の二、第三項、第一日から施行する。ただし、第一

八四五二 同表第八四四五号を削り、同表第八四五二号を次のように改める。

〔審査報告書は都合により第二十  
号末尾に掲載〕

## 附 則

1 この法律は、昭和三十八年四月

一、第十八条第一項又は第十九  
条第一項の規定により關稅の輕減  
を加える改正規定並びに第三条中  
國税定率法第十三条、第十七条正規定は、昭和三十八年七月一日  
から施行する。

第十八条及び第十九条の改正規

定、第二条中國税法第八条、第十

衆議院議長 清瀬 一郎

第一条 政府は、産業投資特別会計  
の貸付けの財源に充てるため、同

一、第百十七条の改正規定並

一項、第十八条第一項又は第十九  
条第一項の規定により關稅の輕減  
を加える改正規定並びに第三条中  
國税定率法第十三条、第十七条正規定は、昭和三十八年七月一日  
から施行する。

三条第三項、第十七条の二、第三項、

八四五二 同表第八四四五号を削り、同表第八四五二号を次のように改める。

(+) 蒸氣原動機  
 一 蒸氣タービン及びその部品  
 (+) 蒸氣タービン  
 イ 出力(クロスコンパウンド型のもの  
 にあつては、合計出力)が三六万キ  
 ロワットに満たないもののうち出力  
 が二〇万キロワット以上のもの

一 電子計算機械  
 (+) 計算型電子計算機械(計算機本体、こ  
 れと電氣的に接続して作動する入力機、  
 出力機、入出力機及び記憶機並びに磁氣  
 制御機を含む)  
 (1) 計算機本体(カード式入力機、ライ  
 ンプリンター及び磁氣テープ式記憶機

同表第八四四五号を削り、同表第八四五二号を次のように改める。

(+) 蒸氣タービン及びその部品  
 イ 出力(クロスコンパウンド型のもの  
 にあつては、合計出力)が三六万キ  
 ロワットに満たないもののうち出力  
 が二〇万キロワット以上のもの

一 電子計算機械  
 (+) 計算型電子計算機械(計算機本体、こ  
 れと電氣的に接続して作動する入力機、  
 出力機、入出力機及び記憶機並びに磁氣  
 制御機を含む)  
 (1) 計算機本体(カード式入力機、ライ  
 ンプリンター及び磁氣テープ式記憶機

同表第八四〇五号を次のように改める。  
 八四〇五  
 一 ポイラー  
 (+) 蒸氣の発生量が毎時一、一〇〇トンに  
 満たないもののうち蒸氣の発生量が每  
 時六五〇トン以上のもの  
 一 ポイラー  
 (+) 蒸氣原動機  
 一 蒸氣タービン  
 (+) 蒸氣タービン  
 イ 出力(クロスコンパウンド型のもの  
 にあつては、合計出力)が三六万キ  
 ロワットに満たないもののうち出力  
 が二〇万キロワット以上のもの

一五%	昭和三九年

ラムにつ き八〇円	昭和三九年

## (2) その他のもの

同表第八四〇一号を次のように改める。

八四〇一 蒸氣發生ポイラー

一 ポイラー  
 (+) 蒸氣の発生量が毎時一、一〇〇トンに  
 満たないもののうち蒸氣の発生量が每  
 時六五〇トン以上のもの

同表第八四五三号を削り、同表第八五〇一号を次のように改める。  
 八五〇一  
 一 発電機  
 (+) 出力(クロスコンパウンド型の蒸氣  
 タービン用のものにあつては、合計出力  
 が三六万キロワットに満たないもののうち  
 出力が二〇万キロワット以上のもの

一五%	昭和三九年

ラムにつ き八〇円	昭和三九年

(2) その他のもの

(+) 昭和三八年四月一日から同年一  
 〇月三一日までに輸入されるもの  
 (回) 昭和三八年一月一日から昭和  
 三九年三月三一日までに輸入され  
 るもの

無税

同表第八四五三号を削り、同表第八五〇一号を次のように改める。  
 八五〇一  
 一 発電機  
 (+) 出力(クロスコンパウンド型の蒸氣  
 タービン用のものにあつては、合計出力  
 が三六万キロワットに満たないもののうち  
 出力が二〇万キロワット以上のもの

一五%	昭和三九年

外貨公債の發行に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三条规定により送付  
する。

(外貨公債の發行)

参議院議長重宗雄三殿

外貨公債の發行に関する法律案

外貨公債の發行に関する法律案

(外貨公債の發行)

参議院議長重宗雄三殿

第一 条 政府は、産業投資特別会計  
の貸付けの財源に充てるため、同

会計の負担において、外貨通貨をもつて表示する公債（以下「外貨債」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による外貨債の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項に定めるもののほか、政府は、外貨債を失つた者に対し交付するため必要があるときは、外貨債を発行することができる。（利子等の非課税）

第一条 前条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債の利子及びその償還により受けるべき差益（以下この項において「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）

第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十一年法律第二十号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する外貨債の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。（省令への委任等）

第三条 第一条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債について、発行地の法令又は慣習による必要がある場合には、国债に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定にかかわらず、大蔵省令の定めるところによる。

2 前二条に定めるもの及び前項の大蔵省令で定めるもののほか、第一条第一項又は第三項の規定によ

り発行する外貨債に関し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

## 附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第一条第一項」の下に「及び外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第二百二十二号）第一条第一項」を加え、「又は同法第三条の借入金（以下「外貨借入金」といふ。）」を削る。

第四条中「又は外貨借入金」及び「又は借入」を削る。

第七条第二項第四号中「又は外貨借入金の借入」及び「又は借入」を削る。

第十四条中「又は外貨借入金」及び「又は借入」を削る。

【佐野廣君登壇、拍手】

○佐野廣君 ただいま議題となりました二法律案について、その内容、委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

第一条第一項に規定する法律案について申し上げます。

本案は、最近における経済情勢の変化に対処するため、関税率及び関税制度について、所要の改正を行なおうと

する法律案について申し上げます。

以下、おもなる改正内容について申

し上げます。

第一に、バナナ等十三品目について税率を引き上げ、アンチモン等三品目については一部税率の引き上げ、す

べて、タングステン鉱については関税割当制度を廃止し、粗酸化ニッケル等二十九品目については分類を変更し、全部で三十八品目について関税率の改正を行

第一に、本年三月末日で適用期限の到来する重要な機械類等の暫定免税品及び暫定税率が定められているバター等四十一品目についての適用期限を、それぞれ延長することとしております。

第三に、石油につきましては、石炭対策の一環として、二年間に限り、原油の基本税率一キロリットル当たり五百三十円を暫定的に六百四十円に引き上げるほか、重油につきましてもこれに見合う関税の引き上げを行なつて、石炭の長期引取契約を行なつて、また、質疑を終了し、討論に入りましたところ、鈴木委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、鈴木委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本案について申し上げます。

本案は、最近における経済情勢の変化に対処するため、関税率及び関税制度について、所要の改正を行なおうとする法律案について申し上げます。

まず、関税率法等の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本案の概要について申ししますと、政

府は、産業投資特別会計の貸付の財源

に充てるために、予算の定める金額の範囲内で、同会計の負担において、外

貨公債を発行できることとしておりま

す。

委員会の審査におきましては、貿易

船船員法の一部を改正する法律案

号末尾に掲載】

右の内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した。

付けられることとなつております。

委員会の審査におきましては、外貨

債の発行権限に関する立法形式、將來の外債政策に対する政府の方針、自

由化の進展に伴う外資法改正問題につ

いての政府の考え方等につきまして質疑

がありませんが、その詳細は会議録に

あります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、鈴木委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月二十二日

衆議院議長 清瀬 一郎

船舶職員法の一部を改正する法律

船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二から別表第四までを次のよう改める。

別表第一

(小字及び  
は衆議院修正)

案

別表第三

船舶職員法の一部を改正する法律

船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改

船		船		船	
船員	資格	船員	資格	船員	資格
平水区域を航行区域とする旅客船	総トン数五百トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士
船区域とする旅客船	総トン数五百トン以上のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士

船		船		船	
船員	資格	船員	資格	船員	資格
平水区域と/or遠洋区域とする旅客船	総トン数五百トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士
船区域と/or遠洋区域とする旅客船	総トン数五百トン以上のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士

船		船		船	
船員	資格	船員	資格	船員	資格
平水区域又は遠洋区域を航行区域とする船	総トン数五百トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士
船であつて旅客船以外のもの	総トン数五百トン以上のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士

別表第四

漁船の場合

船		船		船	
船員	資格	船員	資格	船員	資格
平水区域と/or遠洋区域を航行区域とする船	総トン数五百トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士
船であつて旅客船以外のもの	総トン数五百トン以上のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士

別表第一

旅客船の場合

船		船		船	
船員	資格	船員	資格	船員	資格
平水区域と/or遠洋区域を航行区域とする船	総トン数五百トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士
船であつて旅客船以外のもの	総トン数五百トン以上のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士

別表第三

旅客船及び漁船以外の船舶の場合

船		船		船	
船員	資格	船員	資格	船員	資格
平水区域又は遠洋区域を航行区域とする船	総トン数五百トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士
船であつて旅客船以外のもの	総トン数五百トン以上のもの	通信長	乙種船舶通信士	通信長	乙種船舶通信士

別表第二

旅客船の場合

2 (施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(適用の特例)  
(経過規定)  
この法律の施行に存する船舶については、この法律の施行の日から起算して三年間

は、第十八条第一項及び第二十一条第一項中「別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四」と

あるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第号)附則別表第一、附則別表第二若しくは附則第三」とする。

(乙種船舶通信士等の資格についての免許に関する特例)

- 3 当分の間、乙種船舶通信士及び丙種船舶通信士の資格についての海技従事者の免許は、第六条第一項第一号の規定にかかわらず、十八歳以上二十歳未満の者についても、与えることができる。

附則別表第一

## 旅客船の場合

域洋区域とする旅客区画又は遠洋区域を航行する旅客		船舶区域とする旅客		平水区域とする旅客		船		船		船	
						舶		舶職員		舶	
						舶		舶職員		舶	
もの	海に從事する事するもの	国際航	国際航	総トン数三千トン未満のもの	総トン数三千トン以上のもの	通	信	長	乙種船舶通信士	資	格
上のも	乗組員が五百人以下のもの	五十人以下のもの	五十人以下のもの	総トン数五百トントン未満のもの	総トン数五百トントン未満のもの	通	信	長	甲種船舶通信士	資	格
のもの	乗組員が五百人以下のもの	五十人以下のもの	五十人以下のもの	総トン数五百トントン未満のもの	総トン数五百トントン未満のもの	通	信	長	乙種船舶通信士	資	格
二等船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	資	格
乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	丙種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	資	格

附則別表第二

## 旅客船及び漁船以外の場合

近海区域又は沿岸区域とする船		平水区域又は沿岸区域とする船		船		船		船		船	
				舶		舶職員		舶		舶	
				舶		舶職員		舶		舶	
五十人をこえるもの	五十人をこえるもの	通	信	長	通	信	長	通	信	長	通
三等船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	通
乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	信長
甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士

附則別表第三

## 漁船の場合

近海区域又は沿岸区域とする船		平水区域又は沿岸区域とする船		船		船		船		船	
				舶		舶職員		舶		舶	
				舶		舶職員		舶		舶	
五千五百トントン未満のもの	五千五百トントン未満のもの	通	信	長	通	信	長	通	信	長	通
二等船舶通信士	丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	信長
丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士
甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士

○金丸富夫君登壇、拍手）  
　本法律案は、わが国海運企業の現状にかんがみ、海上航行の安全に支障を来たさない範囲で、船舶通信士の法定乗組み定員を諸外国並みに改めようとするものであります。  
　この法律案の政府原案は、第三十九回国会に本院先議として政府より提案された法律案と同一内容のものであります。本院は、その法律案を第四十五回会に継続審査とし、同国会において修正可決の上、衆議院に送付しましたが、成立を見るに至らなかつたものであります。  
　本改正法案の内容について申し上げますと、改正の第一点は、船舶通信士の法定乗組み定員数を軽減し、旅客船以外については、これを一名としたこととあります。ただし、急激な変化による各般の支障が生じないよう、本法施行後四年間については新造船も含め、適用の特例措置がとられているのであります。改正の第二点は、乙種及び丙種船舶通信士の免許年令が現在満二十二才以上でありますのを満十八才以上に改めたこととありますて、以上の二点が本法律案の内容となつております。  
　委員会の審議におきましては、衆議院議員細田吉蔵君より衆議院におけるもに、新造船に対してもこの経過措置を適用する旨の修正を行ない、本院に送付されたものであります。

本法律案は、わが国海運企業の現状にかんがみ、海上航行の安全に支障を来たさない範囲で、船舶通信士の法定乗り組み定員を諸外国並みに改めようとするものであります。

修正部分についての説明を聴取した後、質疑に入りましたが、そのおもな点を申し上げますと、船舶通信士の定員を軽減することにより海上航行の安全に支障を来たすことがないか、適

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

通商産業省設置法第三十五条によ  
る鉄山保安監督署を設置する必要が  
あるので、別紙のとおりその設置に

ついて、地方自治法第百五十六条第一項の規定に基づき、国会の承認を求める。

ついて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

名	称	位	置
夕張鉱山保安監督署	夕張市		
岩見沢鉱山保安監督署	岩見沢市		
滝川鉱山保安監督署	滝川市		

道方松山保安監督署	飯塚市	鉄路市
田川鉱山保安監督署	田川市	

直方鉱山保安監督署  
佐賀鉱山保安監督署  
佐世保鉱山保安監督署  
直方市  
佐賀市  
佐世保市

〔徳永正利君登壇、拍手〕  
永正利君　ただいま議題となりました地方自治法第百五十六条第六項の  
業法の改正問題等について質疑がござ  
われましたが、詳細は会議録によ  
御承知願います。  
質疑へ戻ります。討論へまいりま  
す。

貴易を絶えず、  
詰詰に入ります。  
に至ります。金山は豈  
かの言葉  
し承認を求める件につき審査  
石川対策特別委員会における審査  
（略）  
（略）

さうすると沙寛もいたしまして、  
以上報告を終わります。(拍手)

〔監査長・監査官三選〕別に従前監査官を決めるまでもなく、札幌及び北の山の鉱山保安部長は、これまで、一貫して監査官を務めています。

本件全音を問題に仰ります。本件は、  
承認することに賛成の諸君の起立

岩見沢 清酒 金剛 飯塚 日田  
直方 佐賀及び佐保の九力所に  
佐賀及び三才庄、三才社  
めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君)　過半数と認む  
す。よつて本件は承認することに決

委員会におきましては、鉱山の保  
況、保安監督体制の強化改善、鉱  
業のよりどころのあります  
ました。

昭和三十八年三月三十日 參議院會議錄(第十七号)

船舶職員法の一部を改正する法律案

院議員細田吉藏君より衆議院における

〔贊成者起立〕

件

二二

安状况、保安監督体制の強化改善、鉱

卷之三

○議長(星宗雄三君) この際、日程に追加して、國民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長加瀬完君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月二十九日

参議院議長 里宗雄三殿

衆議院議長 清瀬 一郎

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を

次のように改正する。

第六条第六号を次のように改め

る。

六 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保

護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者

第八条第一項中「第七号」を「第六号及び第七号」に改め、同条第

六号及び第七号」に改め、同条第

二項中「第七号」を「第六号又は第七号」に改める。

第二十一項中「第六条各号」の下に「(第六号を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 組合が行なう国民健康保険の被保険者は、第六条第六号に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

第四十二条第一項中「世帯主(組合員の属する世帯の世帯主を含む)が結核性疾患若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷について」を「世帯主(組合員の属する世帯の世帯主を含むものとし、世帯主が被保険者でない世帯については当該世帯に属する被保険者で厚生省令で定めるものとする。第五十二条第一項において同じ。)」に改める。

第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一号中「六月」を「一年」に改める。

第五十五条第一項を次のように改める。

第五十五条第二項中「被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際療養ノ給付ヲ受クル者ハ當該疾病(其ノ原因トナリタル疾病若ハ負傷ヲ含ム)又ハ負傷ニ因スル療養ノ給付開始後五年ヲ経過スルニ至ル迄ノ間當該疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因シ繼續シテ同一保険者ヨリ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第三十一條第一項中「前項ニ規定スル場合ノ外其ノ支給」を「療養ノ給付又ハ傷病手当金ノ支給」に改める。

第三十一條第二項中「前項ニ規定スル場合ノ外其ノ支給」を「療養ノ給付又ハ傷病手当金ノ支給」に改める。

第四十四条第三項中「發生した病氣」を「生じた病氣(以下「傷病」という。)」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 一年以上組合員であつた者が退職した際、傷病手当金を受けたときは、その者が退職しなかつたとしたならば前二項の規定により受けたことができる期間、継続してこれを支給する。この場合においては、第三

日、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項」に改める。

第五十六条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第五十七条第一項中「前三条」を「前四条」に改める。

第五十九条ノ二中「療養ノ給付及」を削る。

第五十五条第一項中「前条」を「第五十五条及第五十七条ノ三」を「及第五十五条」に改める。

前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル保険給付ニ之ヲ準用ス。

二項中「その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けたことのできる期間」を「当該病氣(その原因となつた病氣又は負傷を含む。又は負傷についてこれらの給付(他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。)の支給開始後五年を経過するまでの間、当該病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣について)に改め、「その被扶養者がその期間内に」の下に「当該組合若しくは」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「その者が死亡」しなかつたとしたならば前二項」を「その死亡」を退職とみなして前項の規定を適用するものとしたならば同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十条第一項中「第一項」を「第一項」に改め、同条第二項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同条第三項中「第一項」に改め、同条第二項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第五十五条第一項中「被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際療養ノ給付ヲ受クル者ハ當該疾病(其ノ原因トナリタル疾病若ハ負傷ヲ含ム)又ハ負傷ニ因スル療養ノ給付開始後五年ヲ経過スルニ至ル迄ノ間當該疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因シ繼續シテ同一保険者ヨリ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十五条第二項中「保険給付」を「療養ノ給付」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条ノ二 被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際傷病手当金又ハ出産手当金ノ支給ヲ受クル者ハ被保険者トシテ受クルコトヲ得

第五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第十一条第一項第二号を「第三十一條第一項」に改める。

第十三条第一項中「第七項中「第三十一條第一項」に改める。

第五条第一項第二号を「第三十一條第一項」に改める。

第十五条第一項中「百分の五」を「百分の十」に改める。

第六条第一項中「被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際傷病手当金又ハ出産手当金ノ支給ヲ受クル者ハ被保険者トシテ受クルコトヲ得

第六条第一項中「保険料の賦課及び徴収その他保険料に關して必要な事項」を「賦課額、料率、賦課期得



昭和三十八年三月三十日 参議院会議録第十七号 国民健康保険法等の一部を改正する法律案

条第一項及び第五十二条第一項の  
改正規定並びに附則第二条第二項  
から第五項までの規定は、昭和三  
十八年一月一日より施行する。

(十八年十月一日から施行する)  
（国民健康保険の療養の給付等に  
関する経過規定）

**第二条** この法律の施行前に行なわれた国民健康保険の療養の給付に關する一部負担金の割合及びこの

法律の施行前に行なわれた療養に  
係る国民健康保険の療養費の額に  
ついては、なお従前の例による。

特別の事情がある市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合は、昭和四十年三月三

十一日までの間は、市町村にあつては都道府県知事の承認を、国民

健康保険組合にあっては都道府県  
知事の認可を受けて、条例又は規  
約の定めるところにより、世帯主

(組合員の属する世帯の世帯主を含む。)が結核性疾患若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病

若しくは負傷以外の疾病又は負傷について療養の給付を受ける場合及び世帯主が国民健康保険の被保

險者でない世帯におけるこの法律による改正後の国民健康保険法第42条第一項の規定に基づく算

四十二条第一項の規定に基づく厚生省令で定める者が療養の給付を受ける場合の同法第四十二条第一

項及び第五十二条第一項に規定する一部負担金の割合を十分の三をこえ、十分の五以下とすることが

。前項の規定により一部負担金の割合が定められたときは、市町村又は国民健康保険組合(以下「国民健康保険の保険者」という。)が開

設者の同意を得て定める療養取扱機関について同項に規定する療養の合意を受ける被保険者は、この

の総額を受ける被保険者は、この法律による改正後の国民健康保険法第四十二条第一項の規定にかかる

わらず、その定められた割合による一部負担金を当該療養取扱機関に支払わなければならない。

4 第二項の規定により一部負担金の割合が定められた場合においては、同上規定の被保険者は前

て、国民健康保険の被保険者が同項に規定する療養取扱機関以外の療養取扱機関について同項に規定

する療養の給付を受けたときは、

**第四十二  
条第二項**

第二項に規定する  
養取扱機関にあつ  
は、当該減ぜられを

第三回

第四十  
三条第四項

第四十三  
前条第一項及びこの  
第二項

卷第五  
第二項

第四十四  
條第二項

---

前二条

100

<p>国民健康保険法の保険者は、当該被保険者がこの法律による改正後の規定により当該療養取扱機関による一部負担金との差額を当該被保険者から徴収するものとする。</p>
<p>5 第二項の規定により一部負担金が定められた場合においては、次の表の上欄に掲げる国民健康保険法の規定のうちで同表の中欄に掲げるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。</p>
<p>国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第一号）附則第二条第二項の規定により一部負担金の割合が定められたときは、同条第三項に規定する療養取扱機関にあっては、当該定められた割合による一部負担金</p>
<p>前条第一項及び国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第一号）附則第二条第三項</p>
<p>前条第一項及び国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第一号）附則第二条第三項</p>

第四十四 条第二項	第四十四 条第三項	第四十四 条第三項	第四十四 条第三項	第四十四 条第三項	第四十四 条第三項
前条第四項	前条第四項	前条第四項	前条第四項	前条第四項	前条第四項
一部負担金	一部負担金	一部負担金	一部負担金	一部負担金	一部負担金
前二項	前二項	前二項	前二項	前二項	前二項
第五十二 条第三項	第五十六 条第一項	第五十一 条第二項	第五十二 条第二項	第五十三 条第一項	第五十五 条第三項
第五十七 条	第五十六 条第三項	第五十一 条第二項	第五十二 条第二項	第四十三 条第一項又ハ 第五十二 条第二項の如 き	第四十三 条第一項の如 き
一部負担金	一部負担金	一部負担金	一部負担金	一部負担金	一部負担金

<p>前条第四項又は国民健康保険法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第号)附則第二条第三項</p>
<p>一部負担金又は差額</p>
<p>第二項又は国民健康保険法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第号)附則第一条</p>
<p>第二項</p>
<p>国民健康保険法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第号)附則第一条第二項の規定により一部負担金の割合が定められているときは、その定められた割合による一部負担金を定めているとき</p>
<p>第三項</p>
<p>一部負担金又は国民健康保険法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第号)附則第二条</p>
<p>二条第四項の規定による差額</p>



委員会においては、特に全被保險者に対する七割給付の完全実施、低所得層に対する保険料の大額減免措置、国民皆保険下における医療保険体制の確立等の重要な問題について、各委員より熱心な質疑が行なわれました。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論、採決の結果、全会一致をもつて本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会においては、藤田委員の提案により、全会一致をもつて次の附帯決議を行ないました。

一、政府は、今回の改正法律の地方自治体に於ける実施状況を勘案し、必要ある場合にはさらに財政調整交付金の増額をすること。  
二、政府は、世帯主の七割給付の全実施を急ぐとともに、その家族についても可及的すみやかに七割給付を実施すること。  
三、政府は、国民皆保険の実情にかんがみ、無医地域解消の為、一般と努力すること。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

文部省設置法の一部を改正する法律案  
文部省設置法の一部を改正する法律案  
文部省設置法の一部を改正する法律案  
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五号の二中「国立中央青年の家」を「国立青年の家」に改めます。

昭和三十八年三月二十九日  
参議院議長 清瀬 一郎

教育に関する重要な事項を調査審議すること。

第三十八条第一項の表中「船員教育審議会」を「海技審議会」

運輸大臣の諸間に応じて船員制度及び船員教育調査審議するこ

文部省設置法の一部を改正する法律案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、運輸省設置法の一部を改正する法律案

第十二条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

運輸省設置法の一部を改正する法律案、運輸省設置法の一部を改正する法律案

事務をつかさどる。  
第二十三条第二項に次の一号を加える。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

五 捕獲審査所の検定の再審査に關すること。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のようによつて改正する。

第二十七条第一項第十七号を削除する。

第二十五条の三の見出しを「(国立青年の家)」に改め、同条第一項及び第二項中「国立中央青年の家」を「国立育青年の家」に改め、同条第三項を削除する。

内部組織は、文部省令で定める。

第三十一条の表中「八二、五七六人」を「八五、八七三人」に、「八〇、四五三人」を「八三、六七五人」に、「八〇、五八二人」を「五九二人」に、「八三、一五九人」を「八六、四六五人」に改める。

第二十二条第六号の二を次のよう改める。

二 大臣官房に、統計調査部を置く。

第三項として、第一項の次に次の二項を加える。

六の二 運輸省の所掌事務に関する統計の総合調整並びにこれら

の統計の企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集

(他の所掌に属するものを除く。)に關すること。

二 電子航法に関する事項に關すること。

第三十条第二項中「各号」を「第一号」に改め、「研究」の下に「並びに同項第二号から第五号までに掲げる事項に關する試験及び調査」を加え、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 電子航法に関する事項に關すること。

第三十条第二項中「各号」を「第一号」に改め、「研究」の下に「並びに同項第二号から第五号までに掲げる事項に關する試験及び調査」を加え、

同条第三項中「八幡市」を「北九州市」に改め、同条第四項中「三人」を「一人」に改める。

第三十七条第二項の表門司市海員学校の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

第二十二条に次の二項を加える。

二 統計調査部においては、前項第二号から第六号の二までに掲げる事

件に關する事項に關すること。

十六の六 運輸省の所掌事務に係る都市交通に関する基本的な計画に

関すること。

第二十二条第十六号の五の次に次の二号を加える。

二 電子航法に関する事項に關すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

内閣委員長村山道雄君

〔審査報告書は都合により第一十号末尾に掲載〕

文部省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

内閣委員長村山道雄君

〔審査報告書は都合により第一十号末尾に掲載〕

文部省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

〔審査報告書は都合により第一十号末尾に掲載〕

<p>車損害賠 九十七号</p> <p>審査を行 る法規に關する</p>	<p>自動車損害賠償責任 再保險審査会</p> <p>自動車損害賠償 運輸大臣の諸問題に応じて鐵道に關する 重要事項を調査審議すること。</p>
<p>賠償保障法(昭 和第二項に規定</p>	<p>自動車損害賠償 運輸大臣の諸問題に応じて自動車損 害賠償法(昭和三十年法律第 五十一号)第二項に規定す ること。</p>
<p>第三項の表に掲げる附屬機関の うち、臨時鐵道法制調査会は、昭 和四十年三月三十一日まで置かれ るものとする。</p>	<p>運輸大臣の諸問題に応じて自動車損 害賠償法(昭和三十年法律第 五十一号)第二項に規定す ること。</p>
<p>第四十一条の表九州海運局の項中 「門司市」を「北九州市」に改める。</p>	<p>運輸大臣の諸問題に応じて鐵道に關 する審査を行なうこと。</p>
<p>第五十条の二第二項を削り、同条 第三項中、「第四十八条第二項、第 四十九条及び前条」を「及び第四十八 条から前条まで」に改め、同項を同 条第二項とする。</p>	<p>運輸大臣の諸問題に応じて鐵道に關 する審査を行なうこと。</p>
<p>第五十六条中「捕獲審査再審査委 員会」を削る。</p>	<p>運輸大臣の諸問題に応じて鐵道に關 する審査を行なうこと。</p>
<p>第五十七条の二を削る。</p>	<p>運輸大臣の諸問題に応じて鐵道に關 する審査を行なうこと。</p>
<p>第八十三条の表中「一四、七七二 人」を「一四、八五三人」に改め、捕 獲審査再審査委員会」を「第一節 船 員労働委員会」に改める。</p>	<p>運輸大臣の諸問題に応じて鐵道に關 する審査を行なうこと。</p>
<p>第五十九条の二を削る。</p>	<p>運輸大臣の諸問題に応じて鐵道に關 する審査を行なうこと。</p>
<p>第八十三条の表中「一四、七七二 人」を「一四、八五三人」に改め、「一 一、一五五人」を「一一、一八七人」 に、「一二三五人」を「一二三七人」に、 「五、九三三人」を「五、九六六人」 に、「三三、一五四人」を「三三、二 九七人」に改める。</p>	<p>運輸大臣の諸問題に応じて鐵道に關 する審査を行なうこと。</p>
<p>附 則</p>	<p>1 この法律は、昭和三十八年四 月一日から施行する。ただし、第三 条第三項の改正規定(「八幡市」 「北九州市」に改める部分に限る) 並びに第三十七条第二項及び第 十一条の改正規定は、公布の日 から施行し、目次、第二十三章第 一項、第五十六条及び第三章第一 の節名の改正規定、第五十七条 二を削る規定並びに附則第三項 規定は、捕獲審査所の検定の再 査に關する法律(昭和二十七年 法律第七十号)(第十七条の規定を 第八十三条の規定にかかわらず く)が効力を失う日が昭和三十 年四月二日以後となる場合には その日から施行する。</p>
<p>2 運輸省气象庁の定員は、改正後 第八十三条の規定にかかるらず は、五千九百九十九人とする。</p>	<p>別表第一運輸省の項中「捕獲 審査委員会」を削る。</p>
<p>3 国家行政組織法(昭和二十三 年法律第百二十号)の一部を次の うに改正する。</p>	<p>別表第一運輸省の項中「捕獲 審査委員会」を削る。</p>

〔審査報告書は都合により第二十  
号末尾に掲載〕

厚生省設置法及び国立光明寮設置  
法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。  
よつて国会法第八十三条规定により送付  
する。

昭和三十八年三月一十九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長重宗雄三殿

厚生省設置法及び国立光明寮設置  
法の一部を改正する法律案  
厚生省設置法及び国立光明寮設  
置法の一部を改正する法律案  
（厚生省設置法の一部改正）  
第一条 厚生省設置法（昭和二十四  
年法律第百五十一号）の一部を次  
のように改正する。  
目次中「医務出張所」を「地方医  
務局」に改める。  
第二十二条第五項中「准看護婦」  
の下に「並びに心身の障害のある  
者に対して医学的管理の下に行な  
われる機能回復訓練又は職能訓練  
の業務に従事する者」を加える。  
第二十七条の二に次の一項を加  
える。

3 國立精神薄弱児施設に精神薄  
弱児の保護及び指導の事務に從  
事する職員の養成所を附置する  
ことができる。養成所に関し必  
要な事項は、厚生省令で定め  
る。

第三十一条中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。  
「第一款 医務出張所」を「第二款 地方医務局」に改める。  
第三十二条中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。  
第三十二条中「医務出張所」を「北海道医務出張所」を「北海道地方法務局」に、「東北医務出張所」を「東北地方医務局」に、「関東信越地方医務局」に、「東海北陸地方医務局」に、「近畿地方医務局」に、「中国医務出張所」を「中國地方医務局」に、「四国医務出張所」を「四国地方医務局」に、「九州医務出張所」を「九州地方医務局」に改める。  
第三十三条中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。  
第三十八条の表中「四九、〇六四人」を「四九、五一〇人」に、「四九、六三三人」を「五〇、〇八九人」に改める。  
(国立光明寮設置法の一部改正)  
第二条 国立光明寮設置法(昭和二十三年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「及び兵庫県」を「兵庫県及び北海道」に改める。  
(施行期日)  
附 則  
1 この法律中附則第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第三項の規定は昭和三十八年四月一日から、第二条の規定は昭和三十九年一月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)  
2 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「昭和三十八年五月十五日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。  
(国家公務員共済組合法の一部改正)  
3 國家公務員共済組合法(昭和三十年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
・ 第三条第二項第四号中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。  
〔村山道雄君登壇、拍手〕  
○村山道雄君 ただいま議題とななりました三法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。  
まず、文部省設置法の一部を改正する法律案の改正点は、第一に、国立青年の家の増設に伴い、その規定を整備するとともに、第二に、文部省の職員の定員を三千三百人増員しようとするものであります。

査会を新設すること、第五に、運輸省の定員を百四十三人増加すること等であります。

最後に、厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案の改正点は、第一に、国立療養所に機能回復訓練または職能訓練に従事する者の養成所を、また、国立精神薄弱児施設に精神薄弱児の保護及び指導に従事する職員の養成所を付置することができることとすること、第二に、医務出張所の名称を地方医務局と改めること、第三に、厚生省の定員を四百三十九人増員すること、第四に、国立光明寮を北海道函館市に設置することであります。

以上三法律案に関する質疑の詳細は、委員会会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、三法律案につき、それぞれ採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)  
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。  
三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時十五分散会

出席者は左の通り。

議員	議長	重宗 雄三君	山下 春江君	西田 信一君
	副議長	重政 康徳君	牛田 寛君	山本 利壽君
森 八三一君	渋谷 邦彦君	沢田 一精君	林 塩君	鍋島 直紹君
中尾 辰義君	赤間 文三君	大竹平八郎君	鬼木 勝利君	武藤 常介君
堀本 宜宣君	和泉 覚君	中尾 幸君	二木 謙吾君	青柳 秀夫君
小林 寛一君	古池 信三君	増原 恵吉君	大木 幸君	平島 敏夫君
最上 英子君	北條 勲八君	堀木 恒一君	田中 茂穂君	山下 春江君
小平 芳平君	松平 勇雄君	鈴木 恒一君	寺尾 豊君	西田 信一君
三木與吉郎君	市川 房枝君	奥 むめお君	平井 太郎君	牛田 利壽君
白木義一郎君	上原 正吉君	和泉 伸吉君	寺尾 豊君	中尾 重政君
太田 正妻君	松平 勇雄君	堀木 恒一君	寺尾 豊君	佐藤 康徳君
中上川アキ君	辻 武寿君	奥 むめお君	寺尾 豊君	田中 清一君
山崎 齊君	柴田 栄君	和泉 伸吉君	寺尾 豊君	柳岡 英行君
源田 寒君	江藤 智君	堀木 恒一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
熊谷太三郎君	石井 桂君	岩沢 忠恭君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
川野 三暁君	志郎君	志郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
石谷 憲男君	大谷藤之助君	大谷藤之助君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
徳永 正利君	金丸 富夫君	金丸 富夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
鹿島 俊雄君	森田 タマ君	森田 タマ君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
中野 文門君	天埜 良吉君	天埜 良吉君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
竹中 恒夫君	丸茂 重貞君	丸茂 重貞君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
天坊 裕彦君	伊平君	伊平君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
裕彦君	林屋龜次郎君	林屋龜次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
安井 謙君	杉浦 武雄君	杉浦 武雄君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
高橋 衡君	高野 一夫君	高野 一夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
郡 祐一君	石原幹市郎君	石原幹市郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
高橋 一夫君	吉武 恵市君	吉武 恵市君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
小柳 牧齋君	草葉 隆圓君	草葉 隆圓君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
小山邦太郎君	井川 武治君	井川 武治君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
正雄君	近藤 完君	近藤 完君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
天田 勝正君	天田 信一君	天田 信一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
成瀬 嘉治君	米田 田畠	米田 田畠	寺尾 豊君	佐藤 有作君
正雄君	重雄君	重雄君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
村尾	阿具根 登君	阿具根 登君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	黒金 泰美君	黒金 泰美君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	綾部健太郎君	綾部健太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	小沢久太郎君	小沢久太郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	宮澤 喜一君	宮澤 喜一君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	志賀健次郎君	志賀健次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	河野 一郎君	河野 一郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	篠田 弘作君	篠田 弘作君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	川島正次郎君	川島正次郎君	寺尾 豊君	佐藤 有作君
	大橋 武夫君	大橋 武夫君	寺尾 豊君	佐藤 有作君

**要領書**

一、委員会の決定の理由  
本件は、千九百六十二年六月二十二日国際労働機関の総会で採択された国際労働機関憲章の改正文書であつて、理事会の構成員の増加等を規定したものであり、同機関の加盟国が増加したことからがみ、本件承認は、妥当なものと認められた。

二、費用  
別に費用を要しない。

**審査報告書**

閑税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国との確認書の締結について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十九日  
外務委員長 岡崎 真一  
参議院議長重宗雄三殿

二、費用  
別に費用を要しない。

日本とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十九日  
外務委員長 岡崎 真一  
参議院議長重宗雄三殿

**要領書**

一、委員会の決定の理由  
この約定は、日比兩国間で交換する小包の種類、小包の料金、その他小包交換に必要な基本的事項を規定したものである。この約定の締結によつて、小包郵便業務が直接に行なわれることになり、両國間の各方面にわたる友好關係が促進されるので、本件承認は、妥当な措置と認めた。

昭和三十八年三月十九日  
外務委員長 岡崎 真一  
参議院議長重宗雄三殿

二、費用  
別に費用を要しない。

算第二号には、産業投資特別会計資金へ繰入れに必要な経費三百五十億円が計上されており、また昭和三十八年度一般会計予算には、産業投資特別会計へ繰入れに必要な経費として四百九十七億円が計上されている。

昭和三十八年三月十九日  
法務委員長 鳥居徳次郎  
参議院議長重宗雄三殿

**審査報告書**

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における市町村の廢置合併等に伴い、簡易裁判所の名稱及び管轄区域を変更するものであつて、適当な措置と認められた。

昭和三十八年三月十九日  
法務委員長 鳥居徳次郎  
参議院議長重宗雄三殿

二、費用  
別に費用を要しない。

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十九日  
運輸委員長 金丸 富夫  
参議院議長重宗雄三殿

**要領書**

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、第一審における訴訟の適正迅速な処理を図るため、下級裁判所の裁判官の員数及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しよろとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和三十八年三月十九日  
社会労働委員長 加瀬 完  
参議院議長重宗雄三殿

二、費用  
別に費用を要しない。

事業開始資金及び修学資金の貸付限度額を引上げる等福祉資金の内容の改善を図りもつて母子家庭の福祉の増進を期そうとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用  
この法律施行のため必要な経費は四億円で、昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

昭和三十八年三月十九日  
港湾法の一部を改正する法律案  
運輸委員長 金丸 富夫  
参議院議長重宗雄三殿

**審査報告書**

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、一般会計から予算の定めるところにより、産業投資特別会計の資金及び歳入に繰入金をするため所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

昭和三十七年度一般会計補正予算第二号には、産業投資特別会計十億円が計上されており、また昭和三十八年度一般会計予算には、産業投資特別会計へ繰入れに必要な経費として四百九十七億円が計上されている。

昭和三十八年三月十九日  
法務委員長 鳥居徳次郎  
参議院議長重宗雄三殿

二、費用  
別に費用を要しない。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十九日  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
法務委員長 鳥居徳次郎  
参議院議長重宗雄三殿

**審査報告書**

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における市町村の廢置合併等に伴い、簡易裁判所の名稱及び管轄区域を変更するものであつて、適当な措置と認められた。

昭和三十八年三月十九日  
運輸委員長 金丸 富夫  
参議院議長重宗雄三殿

二、費用  
別に費用を要しない。

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十九日  
港湾法の一部を改正する法律案  
運輸委員長 金丸 富夫  
参議院議長重宗雄三殿

**審査報告書**

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、港湾事情の変化にともない天元港ほか五港の港湾を変更し、江名港の港域を港の機能に適応させるため二港に分割し、町村合併等により日立港ほか二港について港名を改めようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

昭和三十八年三月十九日  
運輸委員長 金丸 富夫  
参議院議長重宗雄三殿

二、費用  
別に費用を要しない。

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための附帯金付き製造たばこの販売に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月十九日

オリエンピック準備促進  
特別委員長 加賀山之雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十九年に開催される、オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるため、日本専売公社が寄附金付き製造たばこを販売することができるることとし、その製造たばこの名称、種類及び最高価格、寄附金の額及び送付手続その他所要の事項を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

第十号中正誤

ペシ段 行 誤 正

二八 三 五 处理當たる 处理に當た

二四 三 終り九 ようの ような

三一 一 終り四 判定 制定

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価一部十五円

(ただし良質紙は二十円)  
(配送料とも)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地  
大蔵省印刷局 電話 東京 一六一

官報代代代